

**第 5 回臨時会**

平成30年 8 月27日開会

平成30年 8 月27日閉会

**第 6 回定例会**

平成30年 9 月28日開会

平成30年10月19日閉会

# 三股町議会会議録

三股町議会

# — 目 次 —

## ◎第5回臨時会

○8月27日

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	3
日程第2	会期決定の件について .....	3
日程第3	議案第50号から第51号までの2議案一括上程 .....	4
日程第4	質疑 .....	5
日程第5	討論・採決 .....	8

### 付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成30年 第5回臨時会 (8月)	議案第50号	平成30年度三股町一般会計補正予算 (第2号)	原案可決	8月27日
”	議案第51号	平成30年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)	原案可決	8月27日

## ◎第6回定例会

○9月28日 (第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	13
日程第2	議席の指定について .....	13
日程第3	会期決定の件について .....	14
日程第4	常任委員会補欠委員の選任について .....	14
日程第5	所信表明 .....	15
日程第6	議案第52号から議案第72号までの21議案、諮問1件及び報告4件、一 括上程 .....	17
日程第7	決算審査報告 .....	24

○10月9日 (第2号)

日程第1	一般質問 .....	28
------	------------	----

7番 内村 立吉君 .....	28
9番 指宿 秋廣君 .....	40
2番 森 正太郎君 .....	53
11番 池田 克子君 .....	68

○10月10日 (第3号)

日程第1 一般質問 .....	78
4番 福田 新一君 .....	78
3番 楠原 更三君 .....	105
6番 堀内 義郎君 .....	124

○10月11日 (第4号)

日程第1 総括質疑 .....	136
日程第2 常任委員会付託 .....	137
日程第3 質疑 (議案第71号・第72号及び諮問第2号) .....	137
日程第4 討論・採決 (議案第71号・第72号及び諮問第2号) .....	137

○10月19日 (第5号)

日程第1 常任委員長報告 .....	142
総務産業常任委員長 .....	142
文教厚生常任委員長 .....	144
一般会計予算・決算常任委員長 .....	146
日程第2 質疑 (議案第52号から第70号の19議案) .....	147
日程第3 討論・採決 (議案第52号から第70号の19議案) .....	148
日程第4 意見書案第3号及び発議第1号一括上程 .....	156
日程第5 意見書案第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決 .....	158
日程第6 常任委員会の視察研修報告 .....	159
日程第7 議員派遣の件について .....	160

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成30年 第6回定例会 (9月)	議案第52号	平成29年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月19日
〃	議案第53号	平成29年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月19日
〃	議案第54号	平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月19日
〃	議案第55号	平成29年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月19日
〃	議案第56号	平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月19日
〃	議案第57号	平成29年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月19日
〃	議案第58号	平成29年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月19日
〃	議案第59号	平成29年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月19日
〃	議案第60号	平成29年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案 可決 及び 認定	10月19日
〃	議案第61号	三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	10月19日
〃	議案第62号	三股町公共下水道条例の一部を改正する条例	原案 可決	10月19日
〃	議案第63号	平成30年度三股町一般会計補正予算(第3号)	原案 可決	10月19日

平成30年 第6回定例会 (9月)	議案第64号	平成30年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)	原 案 可 決	10月19日
〃	議案第65号	平成30年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第1号)	原 案 可 決	10月19日
〃	議案第66号	平成30年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第2号)	原 案 可 決	10月19日
〃	議案第67号	平成30年度三股町介護保険サービス 事業特別会計補正予算(第1号)	原 案 可 決	10月19日
〃	議案第68号	平成30年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第2号)	原 案 可 決	10月19日
〃	議案第69号	平成30年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)	原 案 可 決	10月19日
〃	議案第70号	平成30年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第3号)	原 案 可 決	10月19日
〃	議案第71号	教育委員会委員の任命について	原 案 同 意	10月11日
〃	議案第72号	固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて	原 案 同 意	10月11日
〃	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	原 案 適 任	10月11日
〃	意見書案 第3号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求 める意見書(案)	原 案 可 決	10月19日
〃	発議第1号	三股町議会基本条例の一部を改正する 条例	原 案 可 決	10月19日
〃	報告第4号	平成29年度決算に基づく健全化判断 比率の報告について		
〃	報告第5号	平成29年度決算に基づく資金不足比 率の報告について		

平成30年 第6回定例会 (9月)	報告第6号	教育に関する事務の管理及び執行状況 の点検・評価の報告について		
〃	報告第7号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及 び和解について）		

# 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	内村 立吉	1 暑さ対策について	① 今年の夏は、例年にない暑さであった。小・中学校の暑さに対する対策は。 ② 小・中学校の運動会の変更について ③ 小・中学校のエアコン設置について本町は設置についての見通しは。	教育長
		2 スポーツについて	中学校の土、日曜日の運動部活動時間が男子2年連続で全国1位、女子2位（宮崎県）だったことについて、本町の考え方について	教育長
		3 農業について	① 西日本豪雨から農業用ため池の決壊や損壊が相次いだことから緊急点検が進められていると聞く。本町におけるため池について問題はないか。 ② 宮崎牛生産の要である種雄牛の世代交代が進んでいる。都城、三股、都城農協を中心として、当地域からの遺伝能力のある種雄牛を出すためどのような取り組みをしているか。	町 長

2	指宿 秋廣	1 学校の登下校時の安全対策について	① 登下校時の街灯の設置はどのように把握しているか。	教育長
			② 勝岡の新坂は薄暗く街灯の増設が必要ではないか。	
		2 学校の教育環境について	③ 本町学校内のブロック塀等の構造物には危険性はないか。	町長
			④ 通学路のブロック塀補修に補助金制度は導入できないか。	
		3 長田地区の安全対策について	① 本町の小中学校のエアコン設置率9.9%はどの学校に設置されているか。	教育長
			② 国の対応が遅いのでエアコン設置を決めた自治体もあるが、本町の考え方はどうなっているか。	
3 長田地区の安全対策について	第5部の消防団詰め所は危険な場所にあるが、早急に移転するべきではないか。	町長		
3	森 正太郎	1 小中学校のエアコン設置について	① 6月議会で質問した、小中学校の教室の個別の気温計測について実施の見通しを問う。 ② 熱中症や学力向上対策を含め、健康的で能率的な教育環境の提供のために、小中学校にエアコンを設置する考えはないか。	教育長
		2 障がい者雇用の水増し事例を受けて	① 報道されている、障がい者雇用の水増し問題について、とりわけ官公庁における不正について、どう考えるか。 ② 本町の障がい者雇用の実績と、不正の有無について問う。	町長
		3 三股町長選挙、三股町議会議員補欠選挙について	先日告示された三股町長選挙、町議会議員補欠選挙について、いずれも立候補者が1名だったため無投票当選となったが、どのようにとらえているか。	町長



4	池田 克子	1 児童生徒を事故や災害から守る環境整備について	<p>(1) 学校施設や通学路におけるブロック塀の安全性確保に関する こと</p> <p>① 安全性に問題のあるブロック塀を有する学校は何校あったか問う。</p> <p>② 安全性に問題のあるブロック塀等への今後の対応は。</p> <p>③ 通学路で安全性に問題のある箇所を調査したか問う。</p> <p>④ 通学路に面している危険な民間ブロック塀等の撤去費用等を支援できないか問う。</p> <p>(2) 今夏は特に猛暑続きでエアコンのない学校が全国的に問題になった。</p> <p>① 各学校のエアコンの設置状況は。</p> <p>② 今後の設置計画を問う。</p>	町 長
		2 高齢者対策について	<p>① 認知症初期集中支援チームの活動状況を聞く。</p> <p>② 認知症予防への推進状況を聞く。</p> <p>③ 各種予防教室の現状と今後の対応を聞く。</p>	町 長

5	福田 新一	1 所信表明について	<p>① 通過型の誘客から滞在型、滞留型に転換し、外貨を稼ぎ町の経済の活性化に繋げるこれの具体的な構想は。</p> <p>② 野球などのスポーツ合宿ができる環境整備とはどういうものか。</p> <p>③ 小学生の学力向上対策として、三股小学校をモデル校として、どのような特化教育を行うのか。</p>	町 長
		2 「文教みまた」の本質 (文教厚生常任委員会の研修に備えて)	<p>① H30本町の全国学力テストの結果と評価</p> <p>② 中学生において低下するのは何が原因と思われるか。</p> <p>③ 各学校での「三股町児童生徒憲章」への取組と効果は。 (各学校間の連携や、小・中学校の連携の実態は。)</p> <p>④ 楽しい短歌づくりの習慣から思考力育成を始めては。</p>	教育長
		3 小中学校のエアコン設置	<p>① 今年の暑さで熱中症の症状がどれだけ発生しているか。(各小・中学校において)</p> <p>② 来年設置を約束できる具体的な計画を表示。 (町内の小中学校に設置する時の事業費は。) (エアコン本体の確保、工事の段取り、予算計上等)</p> <p>③ 最優先の対応を本町独自でどのようにとるか。 (ゴールは来夏までの設置)</p>	教育長
		4 旭ヶ丘運動公園の総合整備	<p>① 陸上競技場だけでなく運動公園全体の見直しを。 (アスレチック場の暗さ) (野球場の水はけの悪さ) (野良猫の放置)</p>	教育長
			② 合宿の誘致と本町の活性化を。	町 長
5 本町農業の展望	<p>① 「担い手の育成」「農地の基盤整備」「農地の集積」の進捗状況</p> <p>② 農家の高齢化にどう対処するか。(援農隊システム等)</p> <p>③ 今勧める農業方法は、作物は何か。</p>	町 長		

6	楠原 更三	1 まちむら元気わいわいプロジェクトについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所信表明での「ふるさと三股」に込められた思いについて</li> <li>② どのようなコンパクトシティを目指すのか基本的な考えを伺う。</li> <li>③ 五本松団地跡地整備に対しての町長の基本的な考え</li> </ul>	町 長
		2 大学等との包括連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① これまでの連携内容とその成果について</li> <li>② 今後の予定</li> </ul>	町 長
		3 三股の特性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 三股開拓150年を前にしての三島公顕彰計画は考えられないか</li> <li>② 山城を郷土学習の一つとして、学校教育や社会教育の中に入れられないか。</li> </ul>	教育長
<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 三股らしいストーリー性のある特産物の開発は考えられないか。</li> </ul>	町 長			
7	堀内 義郎	1 町長の公約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「まちむら元気わいわいプロジェクト」において、コンパクトシティのまちづくり（五本松団地跡地再開発）の具体的な取り組みは。</li> <li>② 小鷲巣地区の宅地分譲について、土地取得の交渉や造成など、具体的にどう実施していくのか。</li> </ul>	町 長
		2 熱中症対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小中学校のエアコン設置について、設置関係の予算と今後の予定は。</li> </ul>	教育長
		3 町道・公園の草刈について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公園や町道の草が伸び、刈って欲しいとの声を聞くが現状はどうか。</li> <li>② 公園等環境整備協働事業及び備品等貸出事業の最近の実績と、事業の周知はされているのか。</li> </ul>	町 長

三股町告示第36号

平成30年第5回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年8月22日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成30年8月27日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 正太郎君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

---

○応招しなかった議員

---

議事日程

平成30年 8月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第50号から第51号までの2議案一括上程  
日程第4 質疑  
日程第5 討論・採決
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第50号から第51号までの2議案一括上程  
日程第4 質疑  
日程第5 討論・採決
- 

出席議員（11名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	黒木 孝幸君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	綿屋 良明君
町民保健課長	-----	横田 耕二君	福祉課長	-----	齊藤 美和君
農業振興課長	-----	白尾 知之君	都市整備課長	-----	上原 雅彦君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	鍋倉 祐三君
会計課長	-----	川野 浩君			

---

午前10時00分開会

○議長（池邊 美紀君） それでは、ただいまから平成30年第5回三股町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、楠原君、9番、重久君の2名を指名します。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る8月22日に委員会を開催し、本日招集されました平成30年第5回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、平成30年度補正予算2件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日

限りとし、提案される2議案については、委員会の付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される2議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される2議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第50号から第51号までの2議案一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第50号から第51号までの2議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。平成30年第5回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第50号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、県単かんがい排水事業及び中央テニスコート増設事業の追加による諸経費について所要の補正措置を行うものです。歳入歳出予算の総額103億2,332万7,000円に、歳入歳出それぞれ1億6,426万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,759万4,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

分担金及び負担金は、県単かんがい排水事業分担金を増額補正するものであります。県支出金は、県単かんがい排水事業補助金を増額補正するものです。繰入金は、公共施設等整備基金からの繰入金を増額補正するものです。諸収入は、スポーツ振興くじ助成金を増額補正するものです。町債は、教育債を増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

農林水産業費は、県単かんがい排水事業に伴う工事請負費などを増額補正するものです。教育費は、中央テニスコート増設事業に伴う工事請負費などを増額補正するものです。予備費は、収

支の調整額を補正するものです。

次に、第2表地方債補正についてご説明申し上げます。

地方債補正については、中央テニスコート増設事業を追加するものです。

次に、議案第51号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度退職者医療の療養給付費等交付金の確定により、9月28日までに償還する必要が生じたため、歳出予算において諸支出金の償還金を増額補正し、財源は予備費により調整するものであります。

以上、2議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 議案第50号「平成30年度一般会計補正予算（第2号）」の歳出、農林水産業費の補正額1,000万円につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

今回の補正につきましては、県のかんがい排水事業、補助率45%を活用しまして、大字樺山の後畑、町ノ前、射場迫地区の水田16ヘクタールを受益とする細目の貯留池におきまして、大雨、台風による大量の堆積土砂をしゅんせつすることで、水田用水を確保する事業を行うものでございます。

臨時議会にお諮りした理由につきましては、工期を考慮し判断したものでございます。

なお、お手元に工事の箇所、そして受益面積ということで、細目地区の土地改良事業ということでお手元にお渡ししております。赤の斜線でつけた部分が、今回工事を行います、しゅんせつ事業を行う細目の貯留池でございます。そして、赤で囲ってある部分、塗ってある部分につきまして、受益地16ヘクタールでございます。

以上、補足させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） ほかに補足説明はないですか。

---

#### 日程第4. 質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、質疑を行います。

全体審議の質疑は、会議規則第54条により、1議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。

それではまず、議案第50号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第2号）」に対する質



疑を行います。質疑はありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） テニスコートの造成事業についてなんですけれども、今現在あるテニスコートについて、町が主催して使っている用途というのは何があるのかお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 町主催でいいますと、町民総合スポーツ祭、これでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 学校の部活とかを、ま、町の利用ということにはならないんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 中学校のテニス部が行っているのは、ま、貸し出しなので、町の主催ではなくて部活動だと。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今後、広げた部分があると思いますので、新たな利用の予定というか、そういう行事の計画というのがあるかお尋ねしたいんですが。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 現在、年6回ほどいろんな大会を行われているんですが、今後、今ある大会でも1日で終わらなくて2日間とかいうのがありますので、今後改修をされれば、また増やしていきたいというふうには考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ちょっと確認したいのが、今回広げるというのも、今手狭だから広げるといことなんですけれども、テニスの競技人気の向上もやっぱりそういう一因があるということで、テニスの人気に依存してないかというところが非常に気になるところで、やっぱりつくらんであったら、町もこれまで以上に主体的に利用していくというふうにしていただきたいと思うんですけども、そういう考えがあるかどうか、ちょっとお尋ね、最後にしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 町主催というか、今いろんな各種競技、体育協会とかそういういろんな団体等ありますので、協議しながら、そういう人口は増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） ほかに。指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 先ほど説明があった県単のかんがい排水事業についてお聞きをいたします。

200万円の委託で設計が入っているわけですが、これは単年度……。

○議長（池邊 美紀君） マイクをあげてください。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 200万円の設計業務委託が入って、そして工事が800万というが入っているわけですが、これについて、ま、県単といえども町の、要するにお金が約半分ぐらい入っているわけで、そうなるとこれはもうこの単年度で全て終わるのか、もしくは、いや、これ継続的にまた少しありますよてなるのか、しゅんせつ工事ですから下をとるということでしょうか。類するものがほかに、またこれに関連してあるのか。

以上2点よろしくをお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今回の事業につきましては、単年度ということで来年の3月までには終了したいというふうに考えております。

それと、あと関連するほかの施設等ですが、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかに質疑は。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 確認ですけども、これを完結するというふうに答弁で捉えていいんですかね。教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今回の貯留池は樺山土地改良区が管理しているところでございますが、今回の事業を受けまして細目池については完結したいというふうには思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかに質疑はありませんか。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私もこの改良の部分であります、ここをなぜ選ばれたかということと、蓼池方面はもっと……。

○議長（池邊 美紀君） マイクをちょっとあげてください。

○議員（10番 池田 克子君） もっと排水が悪い場所があるんじゃないかなと思うわけですが、なぜここを選ばれたのか、その2点お願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今回の細目地区の貯留池のしゅんせつ工につきましては、以前から樺山土地改良のほうから願いがあったところでございます。あくまでこの貯留池につきましては、排水ではなく水田を潤す用水としてのためのため池でございますので、今回この県の事業を活用してしゅんせつ工に取り組むというものでございます。

また、蓼池方面につきましては、もしそういった形での用水に必要な貯留池、そちらのしゅん

せつという声が上がれば、そちらについてまた検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかに質疑ありませんか。楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 細目池についてですけれども、先ほど説明で受益地域が16ヘクタールと言われたと思いますが、この地域だけなんでしょうか、この細目池によって潤される場所は。まだほかにもありますよね。お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） この細目地区の受益地としては、先ほど申しました16ヘクタール、これが基本となる受益地となります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 宮田池にここの水は落ちていると思いますけれども、そこから先の受益地というのは細目池とは直接には結びつけられていないのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） あくまで細目池の貯留池につきましての受益は、先ほど申しました16ヘクタールでございます。ただその一部宮田池のほうに用水場に流れた分はあるかと思いますが、そこは受益としてはカウントしておりません。

○議長（池邊 美紀君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第50号に係る質疑を終結します。

次に、議案第51号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第51号に係る質疑を終結します。

---

## 日程第5. 討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第50号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時17分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前10時27分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で平成30年第5回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時27分閉会  
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 楠原 更三

署名議員 重久 邦仁

三股町告示第42号

平成30年第6回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年9月21日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成30年9月28日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

新坂 哲雄君	森 正太郎君
楠原 更三君	福田 新一君
池邊 美紀君	堀内 義郎君
内村 立吉君	福永 廣文君
指宿 秋廣君	重久 邦仁君
池田 克子君	山中 則夫君

---

○10月9日に応招した議員

---

○10月10日に応招した議員

---

○10月11日に応招した議員

---

○10月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成30年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成30年9月28日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年9月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議席の指定について  
日程第3 会期決定の件について  
日程第4 常任委員会補欠委員の選任について  
日程第5 所信表明  
日程第6 議案第52号から議案第72号までの21議案、諮問1件及び報告4件、一括上程  
日程第7 決算審査報告
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議席の指定について  
日程第3 会期決定の件について  
日程第4 常任委員会補欠委員の選任について  
日程第5 所信表明  
日程第6 議案第52号から議案第72号までの21議案、諮問1件及び報告4件、一括上程  
日程第7 決算審査報告
- 

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)





### 日程第3. 会期決定の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

去る9月21日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成30年第6回三股町議会議定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に付議されました案件は、平成29年度決算認定9件、条例の改正2件、平成30年度補正予算8件、人事案件2件、諮問1件及び報告4件の計26件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から10月19日までの22日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、本定例会に提案される議案のうち、議案第71号、第72号及び諮問第2号につきましては、委員会付託を省略し、第14日目の10月11日に全体審議で措置することに決定しました。

次に、意見書案1件及び議員発議1件が提出されており、意見書案につきましては、本日本会議終了後、全員協議会の場で議論、調整し、議員発議とあわせて最終日に追加提案することといたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月19日までの22日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第71号、第72号及び諮問第2号については委員会付託を省略し、第14日目の10月11日に全体審議で措置することとし、また、意見書案1件及び議員発議1件が提出されており、最終日に追加提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

### 日程第4. 常任委員会補欠委員の選任について

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、常任委員会補欠委員の選任を行います。

現在、総務産業常任委員会は1名の欠員となっておりますので、委員会条例第7条第4項の規

定により、1番、新坂君を委員として指名したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。1番、新坂君は総務産業常任委員会委員として選任されました。

---

## 日程第5. 所信表明

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、町長の所信表明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

町長3期目の就任に当たり、町政運営についての所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

今回の町長選挙におきまして、町民各位の深いご理解とご支持をいただき、3期目を当選させていただき、引き続き町政を担当させていただくことになりました。大変光栄に思うとともに、その責任の重大さを改めて痛感し、身の引き締まる思いであります。これまで同様、謙虚に誠実に、「ふるさと三股」の活性化、発展のために頑張ります。

私は、「自立と協働で創る元気な町みまた」をスローガンに掲げ、町民との協働でのまちづくりを推進するため、1期目にまちづくり基本条例を制定し、地区座談会等を通じて、「見える行政」、「伝わる行政」、「情報の共有化」に努めてまいりました。この2期8年間を振り返りますと、みまたん霧島パノラマまらそんを初め、ものづくりフェア、まちドラ！、文教三股フェスティバルなどのイベントや、西部地区体育館の新設、町武道館や旧勤労者体育センターの耐震改修、ふれあい中央広場の整備、弓道場の移転改築、パークゴルフ場の増設、東原団地の建設、旭ヶ丘運動公園陸上競技場の全天候型への改修、テニスコートの増設などのハード事業に取り組むことができました。また、子育て支援の拡充、小規模特認校の魅力化、過疎対策、高齢者の居場所づくり、障害児・者のワンストップ窓口の開設などのソフト事業にも取り組んでいるところであります。

このような取り組みを通して、若い世代の移住定住が図られ、本町の人口増につながっているのではないかと考えます。しかし、これからの時代、将来を考えますと、本町の人口もピークを過ぎつつあります。そして、西高東低の人口分布は、更に拡大しつつあります。このような現状を踏まえ、これからのまちづくりを考えなければならないと考えます。そこで、これまで取り組んできた5つのプロジェクトを拡充することで、町の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進めたいと考えます。

プロジェクトの概要を説明しますと、1つ目は、「まちむら元気わいわいプロジェクト」で、

五本松団地跡地、駅周辺、役場周辺のエリアを中心市街地と位置づけ、コンパクトシティのまちづくりを目指します。その柱は、五本松団地跡地を「健康と賑わいと交流の拠点」として再開発に取り組みます。そして、各種イベント等での通過型の誘客から滞在型、滞留型に転換し、外貨を稼ぎ、町の経済の活性化につなげたいと考えています。過疎対策として梶山小、長田小学校へのスクールバスを拡充するとともに、ICT活用による学習の魅力化に取り組みます。宮村小学校管内の小鷺巣集落の少子化対策としては、子育て世帯向けの宅地分譲を実施します。次に、災害大国である日本の現状を踏まえ、自主防災組織の育成、強化および組織ごとのハザードマップづくりに取り組むとともに、自治公民館への加入促進を支援し、安心・安全な町を目指します。通学路の安全対策及び歩行者に優しい歩道空間整備にも計画的に取り組みます。

2つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、本町の基幹産業である農畜産業の発展のため、中央地区の農地、農道、用排水路等の基盤整備に取り組み、作業の効率化、担い手の確保、農家の所得向上につなげたいと考えます。また、どぶろくやゴマ、プチヴェールの特産品化、六次化をさらに進めるとともに、ふるさと納税の返礼品の充実を図り、町内経済の活性化を目指します。ここ数年の経済の好転から、企業立地・拡充による雇用の拡大が進んでおり、この勢いを地場企業の活性化につなげます。また、起業家育成や創業支援のため、各種研修会を開催するとともに事業所の開設等を財政支援します。また、商工会、観光協会などとも連携し、三股の食・もの・人の発掘に努め、アンバサダーをふやし、三股の魅力を発信します。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、本町の看板施策である子育て支援にさらに力を入れていきます。その一つとして、放課後児童クラブ室の環境整備に努めるとともに、クラブの民間開設を支援します。高齢者の居場所づくりとしてサロン活動の開設、活動の活性化を図るとともに、シルバー人材センターの組織拡大を支援します。障害児・者のワンストップ窓口として、これまで同様、基幹相談支援センターの充実に取り組みます。健康診断の受診率向上のため、健康ポイント制の導入を検討し、健康保持、重症化予防に取り組みたいと考えます。生活困窮者対策としては、生活困窮者自立支援事業を実施するとともに、子供の貧困対策としては、今年度策定する「こどもの未来応援計画（仮称）」に基づき取り組んでまいります。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、「アスリートタウン三股」を推進のため、旭ヶ丘運動公園陸上競技場を全天候型に整備するとともに、中央テニスコートを増設し、中規模の大会が開催できる環境や、野球などのスポーツ合宿ができる環境整備を進めます。本町は、「文教の町」と言われていることから、児童生徒の学力向上のため、ICTが活用できる環境整備や英語教育の充実にも努めるとともに、熱中症対策として、全クラスにエアコンを計画的に整備します。小学生の学力向上対策としては、三股小学校をモデル校として、放課後に3、4年生の希望者に特化した教育を行い、年次的に全校に拡大する予定です。「文教のまち三股」をブ

ラッシュアップするため、郷土学習にも力を入れます。また、「まちドラ！」をさらに発展させ、「演劇のまち 三股」を全国に発信します。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、各地域の民主団体の協働の力を借りて、公園、広場、道路等の環境美化に努めるとともに、「花と緑と水のまち」をさらに推進するため、多面的機能支払交付金を活用した花いっぱい運動を推進します。公共下水道の加入率の向上については、引き続き取り組むとともに、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえを進めます。老朽化した都北衛生センターの移転改築については、地元の理解を得て、中央浄化センターにし尿を投入する方式に変更します。

これらの5つのプロジェクトを柱にしながら、3期目は、これまで取り組んだ成果を地域経済の活性化につなげる段階と位置づけ、一つ一つ計画的に、住民の理解を得ながら、アグレッシブに取り組んでまいります。

本町は、平成の大合併において、自主・自立を選択し、単独町政を展開するため各種行財政改革を断行してまいりました。私も、歴代の町村長や先人が心血を注いで懸命に築いてこられた、歴史と伝統のある三股町発展のため、果敢に挑戦し、さらに前進するため全身全霊をささげる所存であります。そして、町民の皆様が、住んでよかった、これからも住み続けたいと思っていただけ、安全・安心、快適な、多世代が交流する活力ある三股町をつくっていきたいと考えております。引き続き、議員各位のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

以上、3期目の就任に当たり、町政を担当する者としてここに決意を明らかにして、所信表明といたします。平成30年9月28日、三股町長、木佐貫辰生。

---

## 日程第6．議案第52号から議案第72号までの21議案、諮問1件及び報告4件、一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第6、議案第52号から議案第72号までの21議案、諮問1件及び報告4件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 平成30年第6回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成29年度の各会計の決算認定に係る各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号「平成29年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第53号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第54号「平

成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号「平成29年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「平成29年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成29年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成29年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので、一括してご説明を申し上げます。

平成29年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額105億6,143万4,147円、歳出決算額102億7,836万3,989円、繰越明許費繰越額2,232万円を除く、翌年度繰越額2億6,075万158円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額35億3,330万4,217円、歳出決算額32億7,068万4,667円、翌年度繰越額2億6,261万9,550円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億5,409万7,093円、歳出決算額2億5,301万1,599円、翌年度繰越額108万5,494円、介護保険特別会計において、歳入決算額22億6,559万9,355円、歳出決算額22億3,290万360円、翌年度繰越額3,269万8,995円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,918万7,318円、歳出決算額1,534万3,394円、翌年度繰越額384万3,924円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,762万6,370円、歳出決算額4,637万4,150円、翌年度繰越額125万2,220円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,781万7,114円、歳出決算額3,715万7,187円、翌年度繰越額65万9,927円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額5億3,448万3,595円、歳出決算額5億2,735万660円、翌年度繰越額713万2,935円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様を初め、町民各位の深いご理解と、ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、議案第60号「平成29年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金7,833万4,829円のうち、1,700万円を減債積立金に積み立て、2,100万円を建設改良積立金に積み立て、

3,937万3,957円を自己資本金に積み立て、残余96万872円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、決算の認定につきましては、収益的収入及び支出において、決算額で収入額が4億2,380万1,820円、支出額が3億5,522万897円となりました。また、単年度純利益は6,066万334円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、決算額で収入額が1,210万9,499円、支出額が2億391万3,540円となり、差し引き不足額1億9,180万4,041円については、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填したものであります。

また、建設改良事業においては、施設費として北部第2水源の計装整備工事及び配水管更新工事を約2.1キロメートル施工し、配水管の耐震対策等に取り組むとともに、良質な水の安定供給に努めてまいりました。

以上、9件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて、議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか2つの基金について、その運用状況報告書を提出しておりますのでよろしく願いいたします。

以上、9議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認並びにご認定下さるようお願いいたします。

引き続き、各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第61号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、情報交流センター「あつまい」の利活用の拡大を図るため、利用時間及び用途の区分並びに料金等について所要の改正を行うもので、また、それに伴い「三股町使用料及び手数料徴収条例」についても所要の改定を行うものであります。

次に、議案第62号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、下水道使用料の算定方法において、使用者が下水道に排除した汚水の量を認定するために計測装置を設置できるものに改めるとともに、規則により計測装置の設置届けを求め、合わせて汚水排除量申告書の提出を免除するものであります。

次に、議案第63号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国・県の補助内示・決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額104億8,759万4,000円に、歳入歳出それぞれ4億2,164万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億924万円とするものです。

歳入の主なものについてご説明いたします。

地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するものです。

使用料及び手数料は、財産収入へ組み替えるものです。

国庫支出金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、社会資本整備総合交付金などを増額補正するものです。

県支出金は、農地中間管理機構支援事業費補助金、美しい宮崎づくり推進事業補助金などを増額補正し、地域自殺対策強化交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金などを減額補正するものです。

財産収入は、土地開発基金運用収入などを増額補正するものです。

繰入金は、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う清算返還金を増額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入については、後期高齢者医療給付費市町村費負担金返還金、学校給食会運営委託料前年度清算返還金などを増額補正するものです。

町債は、土木債、消防債を増額補正し、臨時財政対策債を減額補正するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費は、総務管理費において会計年度任用職員制度導入支援業務委託料、システム変更委託料などを増額補正し、統計調査費において住宅・土地統計調査員報酬の減額補正などをするものです。

民生費は、社会福祉費において、地域生活支援事業費や地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金などを増額補正し、自殺対策行動計画策定支援業務委託料などを減額補正するものです。

児童福祉費においては、子供のための教育・保育給付費負担金返還金などを増額補正するものです。

衛生費は、都城市へ返還する衛生センター負担金前年度清算金などを増額補正するものです。

農林水産業費は、農道陥没補修委託料や町単農道整備事業として工事請負費などを増額補正し、林業研究グループ等育成事業補助金などを減額補正するものです。

商工費は、中小企業育成貸付金特別利子補給補助金を減額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において道路維持補修事業として工事請負費を、住宅費において五本松団地解体等設計業務委託料などをそれぞれ増額補正し、高才餅原市場測量試験委託料の執行残な

どを減額補正するものです。

消防費は、小型ポンプ購入として備品購入費を増額補正するものです。

教育費は、小学校費において三股小学校北校舎屋根防水工事、社会教育費において公民館修繕料などを増額補正するものです。

諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるなど、また、予備費は収支の調整額を補正するものです。

次に、第2表、継続費補正についてご説明いたします。

会計年度任用職員制度導入支援業務委託事業、小型ポンプ更新事業を継続費として追加するものです。

次に、第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。

スクールバス整備事業を平成36年度までの6カ年事業として債務負担を追加するものです。

次に、第4表地方債補正についてご説明いたします。

地方債補正については、高才餅原市場線整備事業を追加し、交付税の決定などに伴い、臨時財政対策債などの限度額を増減補正するものです。

次に、議案第64号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額28億6,680万3,000円に、歳入歳出それぞれ1億9,856万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,537万2,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、平成29年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成29年度国保事業費等清算による国庫支出金の償還金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第65号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億6,728万6,000円に、歳入歳出それぞれ444万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,173万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料の現年度分及び平成29年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。



次に、議案第66号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億5,769万3,000円に、歳入歳出それぞれ3,390万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,159万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金、国県への過年度分返還金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第67号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,727万9,000円に、歳入歳出それぞれ384万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,112万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第68号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,782万4,000円に、歳入歳出それぞれ125万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,907万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第69号「平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,740万円に、歳入歳出それぞれ65万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,805万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第70号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額6億2,858万7,000円に、歳入歳出それぞれ713万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,571万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第71号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれるようにしなければならないとされております。

現教育委員の今村一枝氏が10月19日付をもちまして退任されることとなりました。1期4年間の本町の教育行政に対する情熱と、ご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

その後任といたしまして、種々検討の結果、兒玉たえ子氏を最適任者であると考え、ここにご提案申し上げるところであります。

次に、議案第72号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任するようになっております。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります木佐貫克美氏が、平成30年10月25日付をもって任期満了となるところであり、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続きは町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員であります馬場真吾氏が、平成30年12月31日付をもって任期満了となるところであり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。

報告第4号「平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第5号「平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第6号「教育に関する事務の管理及

び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第7号「専決処分報告（損害賠償額の決定及び和解について）」の報告4件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、まず、議案第71号「教育委員会委員の任命について」説明いたします。

兒玉たえ子氏につきましては、平成9年3月に都城商業高等学校を卒業され、平成11年4月から株式会社ダンロップゴルフクラブ、エステルームシエスタ、株式会社仮屋建設造園に勤務されました。平成24年2月から長田地区にいと屋を開業されております。教育委員の任期は4年となっております。

次に、議案第72号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」説明をいたします。

木佐貫氏につきましては、昭和27年に宮崎県に採用され、平成6年に退職されるまでの42年間のうち、税務職を11年間経験されております。退職された平成6年から現在まで、8期24年にわたり委員をお願いしているところであります。なお、委員の任期につきましては3年間となっております。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」説明をいたします。

このことにつきましては、町が人権擁護委員を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、人権擁護委員の任期は1期3年となっております。本町の人権擁護委員の数は6名であります。現在、人権擁護委員であります馬場真吾氏は、平成30年12月31日付をもって任期満了となるところであります。引き続き推薦しようとするものであります。

以上、補足説明を終わります。

---

## 日程第7. 決算審査報告

○議長（池邊 美紀君） 日程第7、決算審査の報告を求めます。茨木代表監査委員。

〔代表監査委員 茨木 健君 登壇〕

○代表監査委員（茨木 健君） おはようございます。

平成29年度決算審査について、監査報告を申し上げます。

一般会計、特別会計及び基金運用状況につきまして、7月2日に町長より審査依頼があり、監査委員2名で7月5日から31日までの期間、決算審査を行いました。また、水道事業会計につきましては、6月15日より町長より審査依頼があり、7月4日に決算審査を行いました。

審査の結果、決算書、事項別明細書、証拠書類、帳簿及び関係書類等はいずれも正確、適正に処理されていることを認めましたので、ここで報告します。

さらに、財政健全化審査につきましては、8月21日に健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。審査の結果、報告第4号及び第5号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、財政状況が健全であることを認めましたので、あわせてご報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時50分休憩

-----  
[全員協議会]  
-----

午前10時54分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時54分散会  
-----

議事日程(第2号)

平成30年10月9日 午前9時59分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長 .....	黒木 孝幸君
企画商工課長 .....	西山 雄治君	税務財政課長 .....	綿屋 良明君
町民保健課長 .....	横田 耕二君	福祉課長 .....	齊藤 美和君

農業振興課長 …………… 白尾 知之君      都市整備課長 …………… 上原 雅彦君  
環境水道課長 …………… 西畑 博文君      教育課長 …………… 鍋倉 祐三君  
会計課長 …………… 川野 浩君

---

午前9時59分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、内村君。

〔7番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（7番 内村 立吉君） おはようございます。

10月に入りまして、朝夕は大分涼しくなってきましたけども、昼間はまだ暑い日が続いております。残暑が厳しいようです。まだまだ暑さに対する注意が必要ではないかと思っております。

今回の一般質問につきましては、暑さ対策、スポーツ関係、農業について、3つのことについて大まかに質問をしていきたいと思っております。

それでは、早速ですけども通告に従うことにつきまして、順番に質問をしていきたいと思っております。

ことしの夏は、例年にないような暑さが続きました。猛暑と言われておりますけども、猛暑が災害と位置づけられて大規模災害が起きているというのが現場での実感じゃないかと言われております。

また、熱中症も問題になっており、これは体内の水分が不足がちであるということで、体内の水分量は子供が75%、成人が65%、高齢者が50%だそうです。熱中症は室内でも多く発生しております、夜も注意が必要であると言われております。

発生場所といたしましては、住居が37%、野外が13.9%、職場が13.5%、道路が13.5%、室内が8.3%となっているようであります。これは、平成17年調査結果であります。

体内の水分が不足すると熱中症、脳梗塞、心筋梗塞など、さまざまな健康障害のリスクの原因

となっているようであります。子供は体内の水分量は多いわけですが、ことしのこの暑さというものは、異常ではなかったと言われております。これも地球温暖化の影響ではないかと言われております。今後も、この暑さは続くのではないかとと言われております。

とりあえず、それでは質問です。

本町の小中学校における暑さに対する対策はどうであったかということで、伺っていきたいと思います。

あとは、質問席にて質問させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学校の暑さ対策についてお答えいたします。

教育委員会では、国及び県からの熱中症事故の防止に関する通知等を受けまして、各小中学校に対しても通知したところでございます。

各学校における取り組みとしましては、児童生徒に水筒を持参させ、細かな水分補給をするよう指導をしております。これについては、例年、運動会や体育大会の練習が始まる時期に限定しておりましたが、ことしは7月より持参させているところであります。

また、屋外の活動の際には、帽子の着用を徹底させ、テントや木陰を利用しています。さらに、職員室に環境省から発表される暑さ指数を掲示し、全教職員へ周知するとともに、昼休み時間等の過ごし方について児童生徒へ指導しているところでございます。

熱中症は、屋外のみならず、屋内でも起こり得ることから、授業中は扇風機を使用し、換気にも十分気をつけております。体育館等には暑さ指数計を設置し、それを確認した上で、大型扇風機を利用しながら集会や事業を実施しているところでございます。また、保健室には食塩及びスポーツドリンクや経口保水液を常備しているところです。

児童生徒の健康管理については、保護者の協力も必要不可欠であるということから、生活習慣の定着の熱中症予防について文書を配付し、協力をいただいております。

今後も学校医との健康相談等を重ね、連携を図りながら個々の児童生徒の健康状態を的確に把握してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、教育長のほうからいろいろと取り組みがなされているというように、いろいろ話を聞かせていただきましたけども、熱中症でも軽症者、重症者と症状の重い方と軽い方といらっしやると思います。その中で、町内にはもちろん小学校と1つの中学校があるわけですが、その中で、学校別に熱中症の患者数というのはどのぐらいだったか、そしてまた軽症者、重症者、緊急搬送された方、保健室で対応された方、大まかではございますが、どの程度あったかわかる範囲内で教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 熱中症、養護教諭は、熱中症という症状を判定する資格はありませんので、熱中症のような症状で訴えてきた子供たちというという数を保健日誌の中で捉えております。

それで言いますと、学校別に言いますと、三股小学校が144名、勝岡小学校が2名、梶山小学校が11名、宮村小学校が10名、長田小学校5名、三股西小学校198名、三股中学校99名、これは延べ人数でございます。一人の子が何回かというのもあると思います。回という、回数というふうに捉えてられていいと思います。

その中で、重症者といえますか、一応、救急車で搬送されたという子供が2人ほどおります。でも、特に異常は大きな問題となっております。

この合計、延べ人数として469名ということになっております。これはことしの現状でございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、教育長のほうから話を聞かせていただきましたけど、もう早目に症状の見分け方というのなかなかどの程度で判断するかというようなこともなかなか難しい状況じゃないかと思っております。

その中で、やっぱり重くならないうちに早目に取り組むことが大事じゃないかと思えます。その中で、469名だったですか、全患者数、そういう疑いのある方というのがです。それと2名が緊急搬送ということですか、これから先、また、こういう今いろんなことが言われています。まだ暑くなるんじゃないかとか、ことしは特にいろんなところで異常な暑さで、今までの暑さにはないような温度が41度ぐらいになっているとか、そういうところがありましたけども、これから先、考え方といえますか、これから先も学校として取り組みとしてどのように考えていらっしゃるか、今、答弁があったわけですが、これから先のことをそれぞれ教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今、訴えた子供たちというのは野外であったり、室内であったり、延べ人数、訴えた子供たちの数でございます。

子供たちの数等は、野外、室内、それぞれあるわけですが、今、全国的に問題になっております、この熱中症で死亡事故もありましたけども、屋内につきましては、冷房施設を設置することが望ましいというふうに私どもは考えておるところです。屋外につきましては、それはま



ならないわけでございますので、先ほど言いました帽子とか水分補給はやっておりますが、屋外にもいわゆる温度計、乾湿計も、できれば暑さ指数がわかるようなものを運動場にも設置して、今は設置しておりません。そういったことを設置しながら温度をどの時点で制限するとか、そういったことも今後必要になっていくのじゃないかなというふうにも思っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） いずれにしても、早目にやっぱり取り組みのほうが一番の策ではないかと思っております。やっぱりお互いに注意し合うということですか、やっぱりお互いに重症にならないように、やっぱり早目にそういう通知もさることながら、やっぱり皆さんがみんなで取り組むということが必要ではないかと思っております。

次、行きます。

小中学校の運動会ということですが、これ。ことしは町長選挙、町議会の補欠選挙ということで、中学校が9月の8日、小学校が9月の22日ということで運動会が行われました。

夏休みが終わってから、運動会、体育祭というのは練習が行われて大変じゃなかと思っております。中学校の運動会も行かせてもらいましたし、小学校も行かせてもらいました。どちらもすばらしい運動会じゃなかったかと思っております。特に三股小学校に行きまして、子供が大きな声で運動会の歌を歌う中で、もう近くで、身近で聞いているもんですから大半がもう伝わってくるわけです、その子供の元気のよさです。

やっぱりこうしたときに、ことしの高校野球で甲子園の大会で金足農業高校が校歌を大きな声で歌う、その印象がパーッと写してきました、すばらしいなとやっぱり子供は元気があるなともいましたけども、この中で最近やっぱり、この運動会のあり方についていろいろ言われております。

暑さの関係上、日程変更が行われたりしております。以前も質問はしておりますけども、最近には特にまた激しさが増しておりますから、そこ辺の対応を幼稚園なんかでも早目に取り組んでいるところもあるし、そこ辺あたりのとこをどう考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小中学校の運動会の実施時期につきましては、本町では、全学校が、全ての学校が秋に実施しておりますのでございます。ただ、ほかの地域では、ここ最近の暑さ対策や体育的な行事だけでなく、文化的行事も多いことから、秋を避け、春に行うところもございます。

どちらにもメリット・デメリットがございますが、町内各学校では、次の3点から秋の開催としておるところであります。

1点目は、この運動会の目的である安全な行動や規律ある集団行動の態度、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感を養うためには、年度初めに行うよりも、学級、学年としての絆が深まった時期が適しているということでもあります。

2点目は、5月や6月は梅雨の時期であります。外での練習時間を確保することが難しいことでもあります。

3点目は、現在の各行事とのバランスを考えたとき、例えば中学校では中体連と重なるなど、年間を通した行事の調整が必要であるということでもあります。

また、本年度は日曜日が祝日と重なるなどの諸事情により、小中学校とも土曜日の実施となりましたが、児童生徒の頑張る姿をできる限り大きな保護者や地域の方々に参加していただく観点から、日曜日の実施が通例となっております。

運動会等の期日は、基本的に各学校は地域の実情等を考慮して決定するところですが、町教育委員会といたしましては、今後も各学校の判断を尊重するとともに、運動会の目的達成のために指導、協力してまいりたいというふうと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） いろいろ説明がありましたけど、現実として、今のままでやっていくというような方向性ですね。それはそれで結局やっぱりいろいろやり方あると思いますけど、そのような中で、ことしは中学校も小学校も土曜日に組まれて、運動会が予定が組まれておりましたよね。やっぱり今までは日曜日だったわけですけども、あるとこで、都城のところでも、まず、運動会は土曜日に生まれ、計画生まれるという話も聞きまして、もし雨が降ったときに日曜日にできる、そうしたときに、やっぱり父兄とか保護者の方がいらっしゃるときに、普段の日はそういうたまたま休みだったですけども、そういうのがちょっとできないという、来れない方もいらっしゃるということで、計画を組まれているという話もちょうと聞いてそうかというような話も聞きましたけども、そのような天候不順のときにやっぱり土曜日だったときに、結局、天候というのはなかなかあれですけど、日曜日にできるというようなことを聞いたもんですから、土曜日に計画をすると、そして雨が降ったときに日曜日に行くというようなことに関してどのように考えていますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほどもちょっといいましたけども、保護者の休みというのが土曜日よりも日曜日のほうが休みが多いただろうと、まだ土曜日はお仕事の方が多んじゃないかということから、通例ずっと日曜日に実施はしておったところでございます。

ただ、中学校の今回は町長選がございましたので、日曜日、で土曜日にやる予定でしたが、雨

のために月曜日に、平日に実施をいたしました。参観、応援者、保護者の状況を見ますと、結構、平日でも来ておられたなという感じがしました。今は休みがとれるような状況なのかなと、社会が変化してきたのかなというふうには感じたところです。そういう意味では、土曜日にも来れるのかなというふうに思っているところです。

小学校は、本当に日曜日、これも日曜日に実施する予定でしたけども、祝日でした。それで、土曜日に実施する予定でした。土曜日に実施しましたけども、結構、小学校の場合は来ました。だから、今のこの社会の変化に伴って親の休みがとりやすい状況、とれるのであれば、土曜日でも実施可能かなというふうに思っているところです。

いずれにしても、地域の実態、あるいは学校の保護者の様子等を聞きながら、最終的には学校が判断するということで、教育委員会としては別にどちらでも、学校が、あるいは保護者がたくさんおいでいただければいいかなというふうに思っているところです。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 時代の流れといいますか、やっぱりそれぞれみんな忙しい保護者の方もお互いに勤めていらっしゃる方もいらっしゃる状況の中で、やっぱり今、教育長が答弁の中で言われましたけど、やっぱりPTAの皆さんの話をやっぱり聞かれて、それぞれいろんな話を聞かれるような話があると思います。やっぱり両方の考え方もあると思いますので、そこへんたいは、またいろいろPTAの総会とか、そういう時代に配慮を、それを聞かれて、やっぱり対応していただければ、それなりに思います。

続きまして、小中学校のエアコン設置についてということで出しております。県内の公立小中学校の授業を受ける普通教室のエアコン設置率が26.7%で、全国平均の49.6%を大きく下回っているということは新聞に載っておりました。本町の設置率が9.9%ということでした。県内の設置率の中で100%が、高原町、高鍋町、新富町、木城町の4つの町であったということです。

今、熱中症対策としてエアコンの設置を求めるという声があります。財政的にも負担があるということも言われております。国からも個人に対する補助金を出すというようなことも言われております。今、計画的に導入済みであるとか、整備を進められてあるとか、予定をしているとか、いろんなことを言われております。

今回の初日の町長の所信表明の中で、熱中症対策としてエアコンについてちょっと触れられております。それはそれとして、改めてこのエアコン設置について伺いたいと思います。どのように予定されているかというようなことを伺っていきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 小中学校のエアコン設置につきましては、町長の所信表明にありま

したように、熱中症対策として全クラスにエアコンを設置したいと考えておりますが、今、おっしゃったように事業費が多額となることから、設置の方法、そして財源等について検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、検討をしているということですが、まだ、計画的なことは、まだ段階ですか、そういう話し合い。これから、今、そういう計画を立てられるということですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 設置方法とか財源を含めて、今、いろんな方法を検討しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） それでは、今から検討をしていくということですが、全クラスと云ったら、クラス的なことはわかるわけですか、何クラスあるというかことが。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 普通教室が108教室です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） そしたら、今から計画をなされるということですが、めどというのは来年からとなりますよね。結局、設置ということは、ことはもうですから。何年以内というようなめどがありますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） できるだけ早期というふうには考えておりますが、時期についてはまだわからない。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） それは、まだ、今から計画を立てられて、予算を立てられて、国とかいうところに財源の補助金交付の申請をなされるということですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 財源も含めて、国の補助金で言いますと、今、エアコンに関する補助金があるのは、大規模改修、これを伴うものが3分の1というのがございます。これについては、31年度の補助金申請については既にもう締め切りが終わっておりますので、31年度のこの大規模改修というのはないと。

ただ、秋の臨時国会、これについてまた交付金とか国が検討しているということでございます

ので、そのあたり、あるいはリースの方法とかPFIとかいろんな方法がありますので、それを含めて早期にできる方法、それを、今、検討しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、リースと言われましたか、今、リースと言われましたか、リースを、リースの方法も考えていらっしゃるわけですか。リース的な方法も。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） リースも含めて全ての方法を検討しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） それでは、やっぱりもう今のこれは教育関係の改善にもつながるというようなことが言われておりますので、ぜひ、早急にやっぱり設置の方向にさせていただければと思います。

教育長、ここで、今、教育課長におかれる答弁がいただいたわけですが、教育長のほうから一言。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教育委員会としまして、私も父親としまして、一刻も早くつけていただくことによって子供たちが快適な環境で学習ができるということで、強く町当局も要望したいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） きょうは今まで暑さ対策・熱中症対策ということで、いろいろ質問をしてきました。お互いにやっぱり情報を早くキャッチするということが大切じゃないかと思っております。その中で、やっぱり私も私なりにいろいろ調べてみました。知っていらっしゃる方もいらっしゃいませんけど、ここでちょっと言わせていただきます。

まず、健康のために水を飲もうということが言われております。水の正しい飲み方。喉の渇きは脱水が始まっている証拠であるため、渇きを感じてから飲むのではなく、渇きを感じる前に水分をとることが大切であるということが言われているということです。

水分が不足がちなときは、おおむね寝る前、前後、そしてスポーツの前後、入浴の前後、飲酒の後などは水分をとることが特に大切であると言われます。

水分に適している飲み物としまして、水、ほうじ茶、カフェインなしのお茶、麦茶、ペットボトルやペットボトルタイプの水出し茶のティーパック、色を濃くするためにカフェインが含まれている。これは、紅茶やウーロン茶の素を入れているというようなことで、要注意ということだそうです。

そして、水分補給に適していない飲み物、利尿作用のあるカフェインが入っているもの。カフ

エインが含まれている代表的なものには、コーヒー、緑茶、ウーロン茶、紅茶などがあるそうです。特に大量に汗をかいた後は、スポーツドリンクがよいそうです。スポーツドリンクには、エネルギー補給に必要な糖分、疲労回復効果のあるクエン酸などが含まれているということでもあります。

一応、私なりに調べていただきましたので、ここで皆さん知っていらっしゃる方もいらっしゃいませんけど、一応ここでこういうことを言わせていただきます。

続きまして、中学校の部活動に際する対策ということで、質問いたします。

本県の中学生の日曜日の運動部活動時間が、男子は8時間12分、2年連続で全国で1位、女子は7時間51分ということで2位ということがスポーツ庁の2017年度調査でわかっているということです。

本件につきましては、民間のスポーツクラブなどの受け皿がないということも背景にあるのではないかとされておりまして、このようなことに対しまして、中学校の部活動に対しましての考え方といいますか、どのように考えていらっしゃるかを伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 本町の平成29年度の中学校の土曜、日曜日の運動部活動時間についてですが、男女ともに県平均時間を超えるものでありました。

具体的に言いますと、男子が54分の増、女子が約29分の増でした。スポーツ庁が平成30年3月に運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定、公表をいたしました。

策定の趣旨につきましては、顧問となる教師の長時間労働や生徒が望む専門的な指導に恵まれていないこと等の課題や勝つことのみを重視した過度な練習により、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題等であります。

また、少子化が進む今後において、生徒がスポーツに親しめる基盤として運動部活動を持続可能とするためには、抜本的な改革に取り組む必要がございます。本町でも同様の課題を抱えているところであります。

県の教育委員会は、10月1日に宮崎県運動部活動のあり方に関する方針を策定、公表しました。適切な休養日等の設定について、週当たり2日以上休養日を設けることや、活動時間等についての基準が出されました。

本町の教育委員会といたしましては、国のガイドラインや県の方針を参酌しまして、今年度中に町のガイドラインを策定して、できるだけ早く中学校に対して支援及び指導、是正を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今年度中に早く徹底した指導を行っていききたいということですね。

そして、同じようなことになりましても、練習の量から質への転換ということが言われておるわけですが、先生も子供も疲労をとることに休まなければならないというようなことも言われております。

このようなことで、小林市が中学校部活動指導員を市内の中学校へ配置している。普段の練習のほか、休日の試合引率にも当たり、子供の疲労、教職員の負担軽減ということで、こういうことをやっていっちゃうというようなことですが、このようなことにどう考えていらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学校教育法施行規則の改正に伴いまして、この部活動指導員の活用が全国的に広がりつつあります。小林市で今やっているところですが、本町でも来年度からこの実施に向けて、今、規則等の整備をしているところです。予算も伴います。そういった意味で実施可能などから部活動指導員というのに向けて、今、動いているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） お互いに連携といいますか、意志疎通を図りながらやっていただければ、やっぱりいろいろ重荷にならないように、負担にならないようにお互いにやって、そういうふうにして取り組んでいただければいいんじゃないかと思えます。

続きまして、次の質問に行きます。

西日本豪雨から農業用のため池の決壊や破裂が相次いでいるということが、緊急点検が進められているということがいろいろと新聞等にも載せられていました。

本町第2地区には池がたくさんあります。灌漑用水、宮田池、大谷池、前山池、堂領池というふうに大きな池もあります。その中で決壊すれば、今の雨の降り方というのは小時間で物すごい雨が降りますから、そういうことに対して被害はないか、このようなことに対して伺っていきます。

どのように考えていらっしゃるか伺いたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、町内の農業用ため池の点検状況についてお答えいたします。

7月の西日本豪雨での農業用ため池の決壊、損壊被害を受けまして、県より農業用ため池の緊急点検を実施し、報告するよう依頼がございました。

8月7日に点検結果を報告したところでございます。調査対象は、下流域500メートル以内にある家屋や公共施設等に被害を与える可能性のある農業用ため池で、町内では宮田池、前山池、上菌池、堂領池、迫間池の5カ所を点検したところでございます。

報告内容としましては、堤体、洪水吐き、取水施設、堤体周辺の斜面と法面での陥没、亀裂、損傷、浸食等がないかを確認し、異常がなかったことを報告したところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 異常がないということですが、結局、この池はやっぱり土地改良区がいろいろと携わっているいろいろな仕事をなされているわけですが、やっぱりその中で問題がなければいいわけですが、やっぱり今後、土手が決壊する恐れがあったりいろいろとんでもない雨が降ったりするから、やっぱりこういうことには注意をさせていただいて、お互いにそういう連絡を取り合いながらやっていただければいいんじゃないかと思っております。

続きまして、牛・豚など29万7,800頭が犠牲となり、本県に多大な被害をもたらした2010年の口蹄疫は、8月27日で8年目を迎えました。口蹄疫発生前にいた55頭の種雄牛は殺処分によって5頭に減りましたが、現在は、発生前までの水準に回復しております。

宮崎牛生産のかなめである種雄牛の世代交代が今進んでおります。最近の種雄牛では、口蹄疫の激震となった西都児湯生まれのマンテンシラキオ、カネンアシュウギユウが歴代トップの成績を残すということで期待が集まっております。

非常にそういう出ていますけれども、そういうところから、都城、三股地区、そして都城農業を中心としてやっぱり北諸盆地からもやっぱりそういう種雄牛を出してもらえるように、そういう取り組みをなされているかということになってますけど、取り組みをしてもらいたいというようなことなんですけども、このようなことに対しましてどのようか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、都城北諸管内におきます種雄牛の造成の取り組みについてお答えしたいと思います。

管内の種雄牛造成につきましては、まず、JA都城を事務局とする都城和牛育成組合におきまして、管内の約2万頭の肉用繁殖牛を遺伝的優劣から序列化し、上位50頭を選抜した中で、血統に応じて指定種雄牛を交配していきます。

その産子の中で、雄が産まれた場合、発育、体型及び損徴を考慮した上で、県の畜産試験場に移行し、1年間の直接検定試験を経て合格した牛のみ種雄牛として宮崎県家畜改良事業団にて使用されます。

家畜改良事業団では、精液を採取し、試験精液として県内に配付され、交配後の産子の肥育成績によって種雄牛の評価を行うものでございます。管内では、できるだけ早く種雄牛の評価を得るため、農家の理解と協力のもと試験精液の交配及び肥育を目的とする産子の管内保留を支援する取り組みを実施しているところでございます。



以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） いろんな取り組みをなされているということですが、繁殖、生産をする方が大分減っていらっしゃいますけども、やっぱり地域の中で種雄牛をつくったら、その地域の方に、農家に渡る授精師さんのストローを精液配付をすると、やっぱり地元をやっぱり優先的に配付されるというようなことですが、やっぱり地域でそういうのをつくってもらいたいわけです。

そして、やっぱりそういう取り組みを都城、三股農協を中心としてやっぱりそういうすばらしい種雄牛をつくってもらいたいわけです。

この和牛だよりというのがちょっと回ってきたわけですが、全国登録協会のこの中で、全国の種雄牛の父別の頭数的な割合もここに載っていますけども、鹿児島県と宮崎県が大半を占めていますけども、やっぱりですね、これは。やっぱり、その割合というものは、鹿児島県がもう上位なんです。もうすばらしい種雄牛をつくっていらっしゃる、牛、やっぱりですね。

宮崎県もやっぱりそういう種雄牛をつくってもらって、今、種雄牛が出ているのが、南那珂地区とか小林地区、西諸の小林です。宮崎、西都児湯、都城からなかなかいいのが出ていないから、みんなやっぱりそういうことを、ちょっとそういう話も聞きますから、そういう中で今回は質問させていただきましたけども、なかなか難しいことですが、やっぱり鹿児島なんかは今度のまた次の全国和牛農林共進会につきましても、いろいろ対策的な事業が取り組みがいろいろ、今からもう始まっていらっしゃいますから、そういうことで、やっぱり都城市と三股町と都城農協さんを中心としたこういう協議会もあると思いますので、その中ですばらしい種雄牛をつくってもらいたいといういろいろなやっぱりありますけど、そういうことに対しましてぜひ出してもらいたいと思いますけど、どうですか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、県内には育種組合という組織が、例えば南那珂地区、あと小林、宮崎、県内に6育種組合がございます。それぞれ新たな種雄牛を造成するための取り組みをしているところなんでございますけども、一つはやはり県内の種雄牛の血液といいますか、血縁、これが余り近くならないようにそれぞれ育種組合において種雄牛を造成しているというのが実態でございます。

ただ、先ほどの精液の問題ですけれども、精液につきましては、今はそれぞれの育種組合でできた種雄牛の精液につきましては、その育種組合が2分の1を精液を取得しまして、残り2分の1は、ほかの育種組合で母牛頭数によって配分されるというような状況になっていますので、その育種組合でできた種雄牛は、そこの地域だけ使われるということじゃなくて、県内で広く使わ

れるということでございますので、昔みたいな偏った精液の配合はないというところでございます。

あと、鹿児島県については、一つは県のそういった種雄牛を造成する機関もありますが、鹿児島の場合は個人のブリーダーがかなりいまして、非常に競争力が高い。それと、そういった種雄牛を造成する箇所が多いというのが一つございますが、鹿児島県が今、全国で一番注目を浴びていますけれども、宮崎もそれに劣らないような種雄牛のラインナップはできているというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 地元が2分の1、あと2分の1がほかの町村に配付されるということですが、ぜひやっぱり鹿児島県は個人の確かに多いです。個人の民間で個人の種雄牛を持っていらっしゃる方が多いですね、やっぱり。宮崎県はいない人はいないわけですから、それが管理しているわけですから、それはです。なかなか宮崎県と鹿児島県の違いというのはそこにあるわけですが、そこあたりはなかなか一長一短あると思いますけど、やっぱりその中でお互いにやっていく中でできるレベルアップになっていくと思いますので、やっぱり、今、都城のほうが小林のほうに抜かれて、頭数的にももう多くなっている状況ですから、その中で、やっぱりそういうことにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今回、大きく3つに分けて質問をいたしました。計画につきましては、いろいろと実行していただくところは実行していただいて、計画的な。今後、いろいろと前より協議する所は協議をしていただきたいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） それでは、これより10時55分まで本会議を休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、指宿君。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 発言順位2番、指宿です。通告しておきました3点について、執行部の見解をお聞きをしたいと思っております。

まず、学校の登下校の安全対策についてということで、登下校時の街灯の設置はどのように把

握されているのかということではありますが、一般行政のほうで街灯設置がLEDで終わっています。しかし、教育委員会が設置した、特に下校でしようけれども、通学路につきましては、蛍光灯で設置がされております。その経緯、それから、数の問題、そしてその点検、そういうものについてはどのように把握されているのかをお聞きをしたいと思います。

あとは質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 学校の登下校時の安全対策について、①登下校時の街灯の設置はどのように把握しているかというご質問に回答させていただきます。

本町の基本的な考え方としまして、集落内の防犯灯については総務課での設置、集落外での中学生の通学路については、部活動の帰りの安全確保という観点から、教育委員会において対応しているところでございます。担当課が総務課と教育委員会というふうに分かれておりますから、各課長から回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 教育委員会が管轄する街灯についてご説明させていただきます。通学路の街灯設置については、平成19年度から取り組んでおり、設置の基本的な考え方としまして、集落と集落の間が離れていて人家もなく、どこの自治公民館も防犯灯を設置していない場所を対象とするというふうに設置基準を設け、現在、165基を設置し、電気料も教育委員会で支出しているところでございます。さらに、複数の地区の生徒が通る夜道の危険な場所にも例外的に設置するなど、対応しております。

通学路の街灯につきましては、現段階では、ある程度の整備は行われたとの観点から新設は行わず、既存街灯の修繕のみ予算措置している状況です。しかし、設置から複数年が経過しており、集落の変遷や人口の移動で通学路の状況にも変化が予想されます。今後は、学校、PTA、地元などのいろいろな要望を踏まえながら、関係各課とも連携を図り、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 防犯灯の設置についてご説明いたしますと、防犯灯は、地域の自治公民館からの要望に応じまして町が設置しているところでございます。設置後は、自治公民館において電気料の支払いや維持管理が行われているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（９番 指宿 秋廣君） それでは、通告が通学路というふうになっておりますので、教育委員会にお聞きをいたしたいと思います。

修繕のみ行っているということではありますが、要するに、その修繕等についてはどこから来たときに修繕をされるのか、自分たちで点検して回られているのか、集落外ですから、自治公民館にとっては所管外ですよね。自治公民館の電気料を払う集落内であれば、自分のところで不備があれば連絡が来るでしょうけども、自治公民館ではない教育委員会側が通学路として学校が認定しているところに主につくっているということでしょうから、それについての把握、さっき言ったように、どういうふうにされているのか、防犯灯以外の通学路問題について絞ってお答えをお願いしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 現在、特に教育委員会で定期的に点検しているということじゃなくて、教えていただいたときに修繕やっているというような状況でございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（９番 指宿 秋廣君） 町が率先してやって、最初設置したときには、大変よかったんだろうと思います。多分、集落間であるけれども、集落の子供さんたちもそこを通るわけですから、自治公民館も大変喜んだんだろうと思いますが、もう年数がたつと自治公民館長もかわります。PTAの役員さんもかわります。行政の担当者もかわります。そうなったときに、そのいきさつがどうであったのか、どうしなければならないのかというのが、少し曖昧かなあ。

先ほど申しましたように、防犯灯については自治公民館が自分とこで電気代を払うわけですから、常に関心がおありでしょうし、自分たちで不服、不具があるからそうなるでしょう。特に学校が通学路に使う街灯については、普通の人間は車で行き来するので、車の電気をつけて走るから、そんなに不便はないんです。たとえ、その街灯が二、三個壊れておっても、そんなに苦になるものではない。ただ、子供さんにとってはそれは大変なことだろうと思うんです。

だから、どういうふう把握されているのかというのが、ちょっとわからなかったのでお聞きしたわけですが、要するに、そういう報告等がない限りは把握しないということですから、やっぱりそこら辺のところも少し考えられたほうがいいのではないのかな。例えば、そこを一番使うPTAの役員さん、各地区長がいらっしゃいますよね、中学校。だから、そこに例えば、この地区を使うのはどこだよ、例えば梶山やったら、長田の生徒も通るわけですから、そうすると学校に部活等で自転車行くちゅうことは余りないのかもしれないけれども、バスだけかもしれないけれども、そういうところを兼ね備えたところの連絡体制というのが日々あったほうがいいのではないのかなと、そうすると、私のこの設定設問しているような問題は、ほぼ教育委員会の中で把握されているはずだというふうに思うんです。その考え方について要望をしておきたいと思

います。どういうふうになれば、教育委員会が汗を流さずに知恵だけ出すことができるかということを考えておいてほしいなというふうに思います。

2番目の問題に入ります。

勝岡の新坂の問題です。この延長線ですが、あそこの新坂は、こちらから行くと手前の納骨堂を左側に入ります。蓼池のほうから来ると、今度は地蔵さんが立ちようですね、要するに崖等が崩れたときの慰霊でしょう。そうすると、夜暗いときに、どっちから行っても、どっちを通っても余り歓迎するものではない。ましてや、子供さん、生徒に防災意識を位置づけるために、1年に1回あそこで慰霊やっていますよね。蓼池以外の子供さんは、1年に1回だから気をつけないといけないなというふうに思うでしょうけども、1年に1回、毎年これでもかとり込まれる蓼池の子供さんにすると、あそこ気持ち悪いと言うんです。要するに、納骨堂はあるわ、要するに崖崩れてあそこで死亡事故があったわ、ましてや中学生だわという話ですから、そういう目線で、あそこを夜自転車で通ってみました。とても、老人の私でさえ気味悪いと思うぐらいですよ。車なら何も感じません。車で通って、次、自転車で通ってみると、登り、重いです、暗い。

そこでですが、そういう感じのところ、PTAなり蓼池なり6地区の自治公民館長なり、何らかの連絡が来ていますか、情報があれば教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 蓼池の自治公民館長5名の連名によりまして、8月30日に要望書というのが来ております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要望書が来ていると言われていましたけど、要望書もいろいろありますよね、要りませんというのも要望書でしょうから。どういう要望が来たのか教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） それで、勝岡の新坂ですね、薄暗いというのがありましたけども、こちらの要望としては街灯の増設ということで来ております。この件につきまして、三股中学校の6地区のPTAから新坂沿いの街路灯について、要望があったわけですが、先ほど言ったように8月30日付で6地区自治公民館長5名の連名にてありました。これを受けて、教育委員会はもう早急に現場を確認したとごさいます。

現在、新坂沿いには、教育委員会が設置した街路灯が納骨堂側に2基、向こう側に蓼池側に2基ということで、計4基ついております。また、坂の頂上の交通安全地蔵尊の横にも大型の明るい街路灯があります。しかし、街路灯横のキンモクセイが生い茂っておりまして、新坂方向に光が届かない状況となっております。そこで、地蔵尊敷地を管轄する総務課と協議しまして、

9月の7日に樹木の伐採作業を行ったところでございます。伐採後は、街路灯の光が新坂方向へも届き、安全に通行できるようになり、さらに見通しもよくなり、防犯効果が高くなったと考えております。樹木伐採後に要望のありました6地区の館長へも報告したところでございます。

今後、現在の状況も検証しながら、増設等についても関係課であります総務課とも協議して検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 冒頭にちょっと申し上げましたけど、蛍光灯とLED、要するに設備がなくても光的にはどうなのかなと思うんですが、行政側はLEDにほぼ換えたという感じからいうと、そこもほぼ新たに電気をつけるとなると、電柱かもしくはそれ専用のポールが立ってないとやるところがないわけですよね。そうすると、その1本1本の光量をふやす、もしくは方向性を持たせる、いろんなことが考えられるんでしょうけども、私自身的にいうとLEDやったら相当明るいよなというふうに思うんですが、そういう考えた的などころはなかったんでしょうか。お教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今後、交換するときにはLEDというのも検討の一つになると思うんですが、ただ、判断が同じ形態にすると防犯灯、総務課が設置なのか、教育委員会なのか区別がつかなくなるというのもありますので、どういう方法がいいのかというのは、また協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 後でわからなくなるというのもわからないわけじゃないですが、LEDもいろいろ種類があるでしょうから、行政ではないのをつけるちゅう手もあるでしょうし、もう少し光量の大きいのを持たすちゅうのもあると思います。

特に、あその場合は、先ほど申したとおり、途中にはグレーチング等もあって滑るというものもあるんです。だから、いろいろなことがあそこに重なっていますので、できればそういうことも踏まえた上で行ってほしいなというふうに思っておりますので、ただ、樹木を伐採した、それは対処療法的にはいいことかもしれませんが、ちょっと抜本的に少し見直してほしいなというふうに思っておりますので、要望しておきたいと思います。

3番の問題に行きますが、これは、新聞等に載っていて、全協が途中、それから以後あったんですが、このブロック塀についての説明は何もなかったもので、私自身は通告をしておきました。今年度の予算の中に、梶山小学校の壁の撤去というのが予算化されています。そこで、梶山小学校についての問題だけなのか、ほかにもまだ考えられるのか、梶山でいうと、県道沿いは間知ブ

ロックですが、そういう崩れるとかちゅう想定の中で、大変高い間知ブロックですね、あそこはということも踏まえて、調査をされたのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 本町の学校などのブロック塀等の構造物に危険性はないのかということです。ことし、6月18日に発生しました大阪北部地震において、違法建築のブロック塀が倒壊し、児童が犠牲になった事故を受けまして、本町でも学校内のブロック塀等を職員が調査したところでございます。

調査を、高さが1.2メートルを超え、控えブロックがないものを対象に調査いたしました。その結果、梶山小学校の駐車場用地として購入しました私有地に設置されていたブロックが1基ございました。また、危険性は低いと思われませんが、バックネットに使用されているブロック塀のうち、基準に満たないものが勝岡小学校に1基、三股小学校に2基、三股中学校に1基あることが判明いたしました。今後の対策としまして、梶山小のブロック塀と勝岡小のバックネットにつきましては撤去、三股小、三股中のバックネットにつきましては、修繕で対応したいと考えておりまして、今回の補正予算で計上しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） あとは議案の中の審議の中に入らなんでしょうけれども、要するに通告したのは、この話の前ですから、そういうことも考えて少し前もって説明をしてもらえるとよかったなというふうに思っています。これは要望として、あとは議案の審議の中で行わざるを得ないのかなというふうに思っています。

4番の問題に入ります。

今度は学校、通学路等々ですけれども、ブロック塀の補修、個人持ちで通学路に、もしくは通学路と限らなくても危険だと称されるものについて、他自治体においては予算の範囲もしくは要綱等で、撤去するために補助金というのやっている自治体もありますが、本町においてそういう考え方はあるやなしやお聞きをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 通学路の民間ブロック塀等については、地震にて倒壊し、人命を脅かすことが懸念されております。ブロック塀等は私的財産でありますので、所有者の責任における維持管理が基本的と考えております。町では、まず自己点検の方法を、先ほどお配りしましたピンクのビラ、こちらのほうを回覧したところであります。また、ホームページにも示し、各家庭での点検をお願いしているところであります。なお、ブロック塀補修に対する補助金制度等については、県でも現在検討がなされていると聞いております。県の動向を注視しながら、今

後、検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 宮崎県がどうしているのかは問題として、宮崎市は設けているんです、宮崎市。それから、ほかの自治体、宮崎県内ではなくて、一番近場でいうと、曾於市は設けています。曾於市の名前は、危険家屋解体撤去補助金交付要綱なるものが曾於市にはあります。お金でいうと、30万円以上の工事で、補助率30%で上限金額30万。全部30で切ってあるからすぐ覚えたんですが、要するに、30万以上の工事をしたときは該当ですよ、その金額の30%補助しますよ、上限は30万ですよとこう言っているわけです。もちろん、予算の範囲とありますから、年間に何件かしか認めていないんでしょうけれども、そういうふうな感じで予算の範囲内でこういうことをやるというような考え方も必要だろうと思います。曾於市のホームページを見て、こういうものもあります。狭い道路後退用地等整備要綱、これも要するに平米幾らか金出しますよ。狭い道路を広くする、もしくは隅切りするとき、家主さんがやっていくと、その分は町が少しずつ金を出してでもやりましょうねというようなやり方もやっているんです。

だから、曾於市の見ながら考えたんですが、要するに、撤去費用は個人のやから個人でしろよと言われたら、それはお金が潤沢にあって裕福な人はそれは急いでしょうけど、今、自分は困っていないんですよ、困るのは通行している人たちが困るわけですので、その呼び水としてこういうふうな感じなのはどうですかというのが、この趣旨なんですけども、その点についてももう1回、答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今、曾於市のお話がありましたけど、曾於市の話もちょっと調べてはいたんですけど、町としても予算が伴いますので、今後、検討に値するのかなとは考えておりますけど、今後、先ほど言いましたように、県の動向も注視しながら検討していきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 曾於市が特別にやっているわけじゃなくて、鹿児島県はいっぱいやっているところがあるんです。例えば霧島市もそうです。だから、ご存じだということですから、あえて知ったかぶりしてしゃべらんでもいいんでしょうけども、やっぱりそういう感じで撤去作業を100%出せとか言っていないんです。ただ、やるための動機づけにどうですかというふうにやっていって予算の範囲内と、もちろん、この要綱の中にも予算の範囲内と出てきますから、毎年、予算を見直すときに金額が決まっていくんだらうと思うんですが、そういうふうに関人のところで壊してくださいよ、見てくださいよと、ピンクでこうしてわかった、だけどうす



ればいいのと多分なるんだろうと思います。それをどうにかして行政としても壊してくださいと言うためには、こういうのをつくっておく必要があるんだろうというふうに思います。

町長、この問題について、町長にも情報が来ているでしょうから、こういう個人に対する考え方、意識づけについて答弁ちょっとお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私のほうもこのブロック塀は大丈夫ですかということでチラシを配らせていただきまして、やっぱりいろんな方法があるんだなというのを改めて勉強させていただきました。そういう中で、どのような町が応援できるのかというような方法ですけれども、しかし、今町が補助金制度を設けても、使ってもらわないと意味がないわけです。要するに、曾於市が、今、先進自治体がやっているということでございますので、そういうのが本当にそれで利用されているのかどうか、実際、それから効果があるのか、そういうのも検証させていただきまして、今、県が検討しているということであれば、県が取り組んでいるその補助制度に町がまた上乘せして行って、より使いやすいようなやり方をするというのも一つの方法であるというふうに考えますので、もうちょっとしばらく時間をいただきまして、検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この問題は、さっき言ったように、前にも質問した危険家屋、要するに家を壊すときに何だというのも一緒に全部入っているんです。車庫から入っていますし、倉庫、店舗が入っていますし、この要綱の中を見ても全てのものが入っているんです。だから、そういう形で、多分呼び水だろうと思うんです。要するにこういうことがありますよと。もちろん、補助の対象は当該自治体の工務店さんでないとしませんよというのが、かくしゃとうたってありますので、そういうことも考えた上で検討するということであれば、ちょっと広域的に検討していただきたいと思うし、早急に結論を出してほしいなというふうに思っているところで

では、次の問題に入ります。

前の議員の方も質問をされていまして、できるだけ重複しないように質問をしたいと思えます。この1番ですが、本町の小中学校のエアコン設置率が9.9%というふうに新聞に載っていました。推測するに、プレハブ校舎かなと今一瞬思ったんですが、どういう学校なのか、それで間違いないのかちょっと答弁お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 本町の小中学校のエアコン設置についてお答えいたします。

文部科学省が実施した平成29年7月1日現在の空調設置状況について、8月3日の宮崎日日

新聞に、県内公立小学校の普通教室における設置率が掲載され、本町の設置率は9.9%というふうに掲載されたところでございます。

これにつきまして、昨年度の調査報告書を確認したところ、特別支援学級を含めた小中学校の普通教室の総数が111教室で、そのうち三股西小学校が2教室、三股中学校が9教室となっております。設置率が9.9%というふうになったところでございます。なお、三股中学校の9教室にはコンピューター室や音楽室、図書室などの特別教室、こちらの数字が含まれていました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ということは、このマスコミの言うのは普通教室だったけど、本当はもっと下がるというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 本町のエアコン設置されているのは、先ほどおっしゃいましたように、仮設の校舎ですので、実際には1.8%です。現在、今年度の現在の数値は3.7%というところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 9.9%も少ないなと思ったけど、3.7%ちゅうたら、またその3分の1の下かなというふうに思うんですが、要するに、このエアコンをするという自治体が多分ばあっと手を挙げていくんだらうと思います。

2番の問題に入りますが、独自でエアコンの設置を決めた自治体も結構あります。議員の視察で山江村に行くと、山江中学校を見させてもらったときに、教育長も行かれたでしょうからわかっていると思いますが、普通教室じゃなくて全部の教室に、エアコンが一つ残らず3台ぐらいになっていました。それから、建物のづくりも違ったです。屋根がこうなっていて、外気温が高いとき、暑いときには抜けるようになっていました。それでも、普通教室以外についても全てでした。

一概に、パソコンがIT関連で上にいったというだけではなくて、本当の教育環境、三股中学校、聞くところによると扇風機が2台というふうに、子供に聞いたら、音がうるさいだけで風が全然来ないというふうな話を言っていましたので、要するに、人の息がいっぱいばって集まるわけですから、だから、扇風機がそこに回したって冷たい空気が来るわけじゃなくて、上のほうは熱い空気が上に行くわけですから、熱い空気が下に下りてくるだけですよね。そういう感じのものなので、このエアコンの問題について、例えば隣の都城市が今議会に補正予算を提案をされているのは、町長、ご存じでしょうか、このエアコン問題で。

ご存じですね、はい。

この小さいあれでしたけれども、都城市54校にエアコンということで、今回の補助ですね、今回の補正に9,250万円の設計委託料を計上したとこれ載っているんです。その補助率がどうだとか補助金がどうだという前に、なら幾らかかるんよと。都城市はこう出しながらも、末尾の中では総事業費は25億と見込んでおります。こう大体の試算はでき上がっているんよね。そして、実質的に補助金申請先にはどうなるというのも委託費盛り込んだということなんですが、今回、私が見過ごしたのかしれませんけども、補正の中に入っていないようでしたけれども、町長、ご存じなのに見送られた原因は何かお聞かせください。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 見送った原因というか、見送ったわけではないわけです。そういう予算要求が上がってこない以上は、査定もできませんので。

しかし、このエアコン設置については、昨年から本町でも全教室にというようなことで検討するようには指示しているところでございます。そういう検討の中で、先ほど教育課長もお話しましたけれども、どういう方法がいいのか、言われるように単独でやる方法もございます。リース方式でやる方法もございます。国の補助金を使うやり方もございます。あるいは、また国、文科省が進めているPFI方式もございます。そういう将来的な負担も考えながら、このエアコン設置については慎重に検討する、しかし、現状を踏まえると早目、早目の対応が必要だというのは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要するに、本体は多分都城の10分の1、三股町がやると25億やれば2億5,000万という話が粗い数字としてあるかもしれませんが、本当にどんぐらい必要かというのが、都城市がこれが九千何百万ですから、10分の1にしたら九百何万の全体的にどこにどうした場合にどうなると、電気料はどうなる、もしくは外部から多分動力か何か引いてこんど、今のワット数じゃ足りないかもしれません。だから、本設備したときどうなるとかというのも、全てあった上でさー三股町が足踏み出しますか、躊躇しますかという話が出てくるわけで、要するに多額に及ぶって多額って幾らやっちゃう話ですよ。だから、ぜひとも全体的にはどんぐらいなのか、もしくはどういうことが必要かというのは、この補正の中に入れないと、専門屋さんが、電気の人は多分、三股の役場にいなかったというふうに思っていますのでと思うんですが、教育委員会として多額に及ぶという多額はどういうふうに算出されて多額と言われたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。



校はPFIがいいだろう、長田小学校は小さいので直轄でもできるというふうに、取捨選択ができるか、全部丸抱え、小中学校、三股町内の小中学校全てでPFIでやるのか直轄でやるのかという話もあるでしょうけども、一つ一つ個別に考えるちゅうのも必要だと思うんです。ぜひとも、先ほど言った、設置しろと言っているんじゃないです。委託費を、都城市もどげんするか書いていないんですよ。要するに、これぐらいの予算をして、各学校したときにはどうなるかというのの委託費を計上しましたとこう言っているわけですから、それが必要だと思うんですけれども、再答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 先ほど、概算でいくと1教室当たり300万というふうに言いましたが、現在、専門業者をお願いして、ある程度の図面をお渡しして、ある程度詳細に近い形でのリースした場合幾ら、あるいは直轄した場合は幾らぐらいという形の概算というのは、今、お願いしているところでございます。

だから、教室に単純に300万かけるというんじゃなくて、それぞれの教室の面積、それに応じたどのぐらいの容量が必要とか、その辺を含めた形でのある程度の概算、それについては、今、専門の人をお願いしているところですが、詳細設計という形では、ちゃんと今後予算要求していかなければならないというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） よくわからないんですけども、その業者に頼んだということは、その業者がするかもしれんと本人は思っで見積もりするのかなというふうに思ったんですが、やっぱりそうじゃなくて、第三者的に引いてするためには、明確な数字をつかんでおく必要があるだろうというふうに思いますので、その業者に頼んだらどうだと、その業者にさせるのか、させなくて見積もりだけとらしよったらそれどうするのという話ですよ。建設業やってん、ここの舗装すりゃ幾らかかると聞いちゃって、いやいや、それは予算ですよちゅう話、いやいや、できは別ですよちゅう話したら、その業者どうすんのちゅう話です。だから、そうじゃなくて、基盤を全部設計しておいて、ちょっと次の段階にぜひとも走ってほしいというふうに思います。

都城市はこういうふうに9,250万円というふうに明確に今年度、今補正予算に、今議会採決されたでしょうけども、なっているということもちょっと見ていただいて、どういうふうに考え方でこうなっているのかということも、それから、都農町は多分、日本で2番目のふるさと納税なので、ふるさと納税で今ゼロだけど、全部やりますとこう言っていますよね。だから、そういう考え方でいうとふるさと納税だってこういう使い道としてはできるのかなあというふうに思いますので、そういうことも踏まえた上で、検討を雑にするんじゃなくて、実際じゃあどうするところまで予算計上した上で行ってほしいなということを申し添えておきたいと思います。

ぜひとも、もう一回、町の財政として金少しかかるかもしれませんが、やっぱり正確な数字が出るようなことを要望しておきたいと思います。

最後の問題に入ります。

去年の12月議会でも質問をしたんですが、長田地区の危険箇所の問題等々の5地区の公民館が避難場所に指定できない危険箇所にあるとかという話をしたんですけども、今回も1つだけ、消防の詰所に限ってのみ質問を上げておきました。

町長答弁の中で、議事録でいうと、町長が言われた「今後の課題としまして、この5地区分館と消防団の詰所、これについても、もう以前からずっと認識はしております。ただ、これについてどういう順番でやるか、そのあたりはまた十分検討させていただきたい」というふうにご答弁になっているんですが、公民館は確かにお金だって相当かかるでしょう。つくるとなったら壊すというの也要りますから、別にまた要るんでしょうけども、あえて詰所というふうにさせていただきました。今回も避難準備等々、台風24号、25号も出たんですが、詰所だけでも町の持っている土地でも、あの県道沿いがないといけないということじゃないでしょうから、詰所だけでも、5部の詰所だけでも移設、移転は考えられないか質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） ただいまのご質問ですけども、第5部の消防詰所につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所でありまして、かつ土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に入っているため、第5地区の防災拠点施設という観点からも、早目の移転が必要だと認識をしております。

そのことから、今回、町の総合計画に基づきます3カ年実施計画も検討中でありまして、それでも第5部の詰所の移転建てかえを検討しているところです。移転候補地としましては、町有地を優先的に、かつ安全な場所を検討しているところであります。今のところ、消防詰所のみ建設を考えておりますけども、現在でも、お話にありましたとおり第5地区分館も同様に土砂災害警戒区域に含まれているところでありまして、公民館施設と消防詰所を併設した防災拠点施設の検討も考慮する必要があると考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 詰所だけでもということでしたけど、5地区の分館についても答えがありました。理想は同じところにあったほうがいいんでしょうけれども、ぜひとも一緒のところちゅうことではないと思いますので、やっぱり先ほどありました5部の詰所だけでも、消防団が詰めとったら土砂崩れで詰所ごと埋まったといたら、笑い話どころの話沙汰じゃなくなってしまうので、今は第5地区の分館については、避難場所じゃないから無人だというふうに思うんですが、詰所については道具等があるわけですから、必ずそこに寄ると思うんです、消防団員が。その今度の総合計画の中に入れていくということですけども、ぜひとも来年とい

うかことしの3月議会の、31年度はないのかな、2019年度の予算の中にぜひとも詰所だけでも入れてほしいと思っておりますが、町長、答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、総務課長が回答しましたように、3カ年実施計画にもこの詰所だけの移転ですけれども、そちらのほうを掲載させていただいたところがございます。先ほどありましたように、移転工事、町有地というようなことで、今現在、場所の選定等、内部で検討をさせていただいております。あとは地元消防団、そしてまた地元公民館とも連携しながら場所の特定を含めて、そしてまたありました公民館施設もございますので、それと併設するとなると時間もかかりますし、大変多額の予算も必要になりますので、とりあえず消防団詰所だけでも移転ができないかということも今後地元と相談させていただきながら、早期な結論を出して移転の事業ができるように努力をしたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 12月の質問を議事録を見ながら、いろいろ思ったところでした。それで、前向きな答弁があつて、多分、5地区の人たちも消防団にお世話になっている人たちがいっぱいいらっしゃるわけですから、安心されるのではないのかなというふうに思っています。

町有地も、遊休地、長田の地区にはその目で見ると結構、今、児童館はどうなっているのかわかりませんが、児童館跡、そういういろいろな敷地が課を超えないといけないという条件はありますけれども、その目で見ると結構あるので、町側に一日も早い移転ができますようお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

-----  
○議長（池邊 美紀君） これより13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時43分休憩

-----  
午後1時30分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、森君。

〔2番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（2番 森 正太郎君） 発言順位3番、森正太郎でございます。私は、日本共産党を代表いたしまして、一般質問を通告にしたがって行ってまいります。

まず初めに、小中学校のエアコン設置についてお尋ねをいたします。

ことしの夏は猛暑ということもありまして、各地で熱中症の緊急搬送が相次ぐというニュースが皆様ご存じのことと思います。今度の議会でも多くの議員さんがこのエアコンについて質問を

しております。傍聴の方もいらっしゃいますので、重複しているところもご答弁いただければな  
と思います。

6月議会で、学校環境衛生基準の改正によって教室の望ましいとされている温度が、以前まで  
は10度以上30度以下とされていたものが、17度以上28度以下が望ましいという基準が改  
正されたことを受けて、かつ、また文教の町三股というスローガンを具体化するという点からも、  
最適な学習環境を整えるという立場から、教室の気温の計測をするべきではないかと質問を行  
いましたところ、教育長からは、現在、年2回計測する規定になっているところを年間回数をふや  
して測定することが大事だという答弁をいただいたところであります。

各地の状況を、今年の7月2日から9月2日までの熱中症による救急搬送は全国で4万  
3,693名でした。ことしの同じ時期の救急搬送者数は8万2,053名、昨年と比べるとほと  
んど2倍に迫るほど激増しております。

きょうの朝のニュースでもやっていました、温暖化が進んでいると、この100年で1.5度  
ほど気温が上がるのではないかとと言われております。

気温については、ことしのような猛暑や酷暑もあれば、冷夏、寒い夏もあるんですけども、  
近海の海面水温というのを見ると、この100年で、もう既に1.1度上昇しているということが  
発表されております。日本近海に限って言いますと、1.7度の温度上昇もあると。世界基準  
を上回って、この日本はどんどん暑くなっているのではないかと思います。

改めてお尋ねいたしますけれども、気候変動、温暖化と言うと何か大きなスケールのように聞  
こえますけれども、学びやにも密接にかかわっていることではないでしょうか。今、子供たちが  
どんな環境で生活し、また、学習しているのか、クーラーのきいた部屋ではなかなか実感ができ  
ないのではないかもしれません。

改めて、小学校中学校の気温の計測が個別に行うことができないでしょうか。お尋ねをいたし  
ます。

続きましては、質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学校の気温計測についてのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今年度、学校環境衛生基準の一部改正に伴いまして、これまで夏は  
30度以下、冬は10度以上であるということは望ましいとされていたものが、改正によりまし  
て、夏は28度以下、冬は17度以上であることが望ましいというふうにされたところでありま  
す。

しかしながら、温熱環境というのは温度のみならず、相対湿度、あるいは気流等によっても影  
響を受けることから、これらを総合的に考慮した対応をすることが求められております。



これらのことから、長田小学校では、温度湿度計を全学級に設置し、温度や湿度を確認しておりますが、ほかの学校においては、各階ごとに設置し、計測、確認をしているところでございます。

また、体育館におきましては、全ての学校において設置しまして、体育の授業や集会等における環境整備の一次手段としているところであります。

子供たちのよりよい学習環境を成立するためにも、各教室での温度、湿度の計測は必要であるというふうに考えております。

順次、温度計、湿度計を整備していけるよう、町長部局とも協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ただいま各学校で温度湿度計を設置して計測をしているというふうにご答弁いただきましたけれども、その統計みたいなものは、日割の何日は何度、何日は何度というのはつけていらっしゃるのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 全ての統計、各学校等細かなデータは届いていなんですけども、ある学校で、例えば先ほど言いました湿度気温、その他、暑さ指数といったものを出している学校はございました。

その中で、暑さ指数、いわゆるWBGT、この指数によって熱中症の危険度が幾ら、数字が幾らになったら危険ですといったものが出るのがあるんですが、その中で、特徴的なことを申し上げますと、梶山小学校の例を申し上げますと、8月28日、2学期が始まってすぐ、そのころの時期なんですけれども、大変暑かったようです。熱中症指数が約28度、一番高いところで、8月30日で29度。この28度、あるいは29度は、このWBGTでいいますと、数字からいいますと嚴重警戒の範囲に入ると。そういうような状況で学校の学びがあったようでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 前の議員さんでも、この暑さ指数計というのを利用しているという答弁があったんですけれども、ちょっと聞きなれない言葉で、温度計、湿度計とこの暑さ指数計とどう違うのかというのがわかれば、ちょっと解説をしていただきたいんですが。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 暑さ指数ですが、外気と人体の熱のやりとり（熱収支）に着目した指標でありまして、人体の熱収支に与える影響の大きさ、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境と気温、この3つを取り入れた指標であります。

先ほど教育長からありましたように、これが31度以上になると危険ということで、運動とか、そういうのは中止すべきであるというような指数であります。

先ほど言いましたけど、嚴重注意というのは、28度から31度ですが、この場合は熱中症の危険性が高いので、激しい運動とか、持久走とか、そういう体温が上昇しやすい運動は避けるべき、運動する場合には頻繁に急速をとって、水分、塩分の補給を行うというような指数でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 温度だけではなくて、そういった暑さ指数というので、子供たちの体にどういう影響があるかというのを測っていらっしゃることとだと思います。

しかし、2学期に入ってすぐ嚴重注意という指数が出ていたということで、その際に、学校のほうでは対策を何か取られたんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 内村議員のご質問の中でもお答えしましたように、学校の中では扇風機の対応だとか、保水液、これは保健室で準備しておりますけれども、それから、水筒の持参、水分補給をするといったもの、運動場——外での学習のときには日陰を利用する、帽子を着用するとか、そういったことで対応しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） それは、先ほどの質問の答弁の中では、夏の間は恒常的にされている対策だっていうふうな受けとめがあったんですけども、きょうは嚴重注意の指数になっているというのを受けて、その日だけ特別に何か対策を取ったということはあったでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 暑さ指数というのを、教師がそれを把握して子供に注意を喚起する、そして、自分の自覚症状を訴える。そういったことは教師のほうでやっていますので、学校で特別に何か、スポットクーラーを準備するとか、そういったほうのところまでは、物理的な対策は取ってはおりません。

子供たちの意識を高めて、例えば、具合が悪いときには我慢しないですぐ訴えなさいとか、そういった教師側の指導の手だてとして、暑さ指数を生かしているということでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 例えば子供たちに、きょうは熱中症になるかもしれないからいつもより気をつけなさいとか、外での体育をちょっと控えてみるとか、そういう特別な対応があったのかと、把握されているかということをお伺いしているんですが。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 日々、この暑さ指数も温度も湿度も変わってきますので、時間でも変わってきますので、そのときに教師がどういう対応をしたかということまで全て報告は受けておりません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 初めて聞いた言葉ですから、厳重注意というのはどのくらいの心持ちで当たらなければいけないのかというのは、やっぱり実感がないんですね。

私が今、お尋ねしたところによると、どうも避難勧告は出ているけど避難せんでもよかがと、そういうぐらいの感じなのかというふうな受けとめをしたんですけれども、例えば厳重注意という指数であったとしても、何も対策を取らなかったというふうにとられても仕方ないんじゃないかと思うんですが、その辺の受けとめ方はどうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 先ほど暑さ指数、特に激しい運動とか、そういうのをやめなさいというような指数でもありますので、先ほど内村議員のところでも答弁しましたように、例えば体育館とか、特に体育の授業とか、そういうときにはこの暑さ指数を見て、指数がそういう値を超えているときには大型扇風機、そういうのをかけたりとか、そういう形で対策を取っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 先ほどの教育長の答弁では、個別の教師が、職員がどういう指導をしているのかというのは、逐一は報告が上がってきていないということだったので、今、課長がおっしゃられたそういう対策を取っているというのは、取っているんだろうという、何月何日にそういう対策を取りましたということではないと思うんです。

なので、その暑さ指数ですとか、個別の温度、湿度というのを計測しているということであれば、それを緊急事態というふうに捉えて、緊急搬送者がでないようなふうな具体的な対応を取ると。それが教育長のみならず、役場にも小学校で今、こういう数値になっているからこういう対応を取りましたというのは、そこはラインを設けて対応を取っていただかないといけないのかと思います。

28度から31度というのが報告するまでもないという数字だ、31度を超えたときには学校から報告があるんだというラインがもしあるのであれば、そのラインをしっかりと自覚をした上で対応を取っていただかないと、この暑さ指数を置いています、測っています、先生は知っていますというだけじゃ、まだ不十分じゃないかと思います。

次にまいります。

熱中症対策を含め、小中学校にエアコンを設置する考えはないかというお尋ねなんですけれども、先ほどからご答弁されておりますけれども、きょうは傍聴の方もいらっしゃいますので、もう一度、方針の説明をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 小中学校へのエアコン設置につきましては、町長の所信表明でありましたように、全小中学校の全クラスに設置したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（２番 森 正太郎君） 考えは考えでも、時期は未定ということですよ。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 多くの財源を必要としますので、その方法を含めて今、検討をしているというところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（２番 森 正太郎君） 小中学校の教室の、今、お伺いした暑さ指数なんかも見ながら、どれくらいのスピード感を持って対応しなければいけないのかというのは、やはり教育課だけではなくて町長も含めて、皆さんで早急に、最優先だということで取り組んでいただきたいと思います。

次にまいります。

障害者雇用の水増し問題について、とりわけ官公庁における不正についてどう考えるかというお尋ねでございます。

ことしの８月１６日に複数の中央官庁で障害者雇用に水増しがあったとして、各省庁が調査をしていることが明らかになりました。それを受けまして、２８日には各省庁で３，４６０人の水増しがあったということが厚労省から代表して発表されました。これは３３の国の期間の中で８割に当たる、国税庁や国土交通省など２７の機関で水増しが行われて、合計６，８６７．５人としていた、それまでそうされていた雇用者数は、実際はその半数以下の３，４０７．５人だったと。雇用率は平均２．９４％から法定雇用率の２．３％を下回る１．１９％であったということが明らかになりました。

こうした結果を受けまして、日本共産党などの野党は、その同日の２８日に国会内で各省に対するヒアリングを開いて、その中で、各省からはガイドラインを広く捉えて障害者手帳を確認していなかったとか、該当範囲を拡大解釈して、手帳を持っていない人も対象に含めていたという報告が相次いでおります。

今回の調査で、そういう国の機関で障害者雇用率が２．４９％だといわれていたものが

1.19%だったと、下がってしまったということについて、日本障害者協議会の代表の藤井克徳さんは、雇用率が障害者雇用促進法が始まってすぐの40年前の水準に戻ってしまったと批判しております。ほかの出席者からも、それをさかのぼっていけば、何万人という人の働く場所が奪われて、人生が大きく変えられたと、こういう発言が相次いでおります。

障害者法定雇用率というのは、ご存じのように、障害者の皆さんの自立を促し、社会参加を補償するもので、一般の企業では2.2%、また、国・地方公共団体などでは2.5%以上の割合で障害者を雇用するという義務があります。法定雇用率を達成していない企業、団体については、障害者雇用納付金として制裁金まで課されていることになっています。

当然、積極的に障害者を雇っている大手メーカーなんかからも怒りの声が上がっております。当事者の障害者団体からももちろん怒りの声が上がっております。

この三股町においては、先日の所信表明でも、町長は「自立と協働で創る元気な町みまた」というスローガンを上げまして、まちづくり基本条例を制定し、さまざまな政策を行ってきたとご報告なさいました。このまちづくり基本条例に目を通しますと、住民みんなで力を合わせて、住民みんなが住みやすい元気な三股をつくろうという意気込みが私には読みとれました。この住民みんなという中には、当然、子供、障害者、高齢者、病気の方など、さまざまな方が含まれていると思います。

この障害者対策についても、基幹相談支援センターの設置など、政策を打ってこられた三股町長は、中央省庁で障害者雇用率が水増しされていたということについてどのようにお考えになったかお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま障害者雇用の官公庁水増し問題につきまして、種々お話がございました。そちらのほうと重複するかもしれませんが、回答とさせていただきたいと思っております。

今回の障害者水増し問題についてでありますけれども、公的機関や民間企業は、ご案内のとおり障害者雇用促進法により一定割合以上の障害者を雇うように義務づけられているところでありまして、その雇用率は国や自治体が2.5%、民間企業が2.2%に定められておりまして、雇用率に算入する対象者は、原則として障害者手帳を持つ人というふうにされております。

今回の水増し問題について、政府の調査機関によりますと、国の行政機関の雇用率は昨年6月で2.49%と公表をされておりましたけれども、先ほどお話がありましたように、調査後は1.19%に半減いたしまして、法定雇用率を大きく下回る結果となったところでございます。これは雇用数を国のガイドラインに反し、不適切に算定していったことを理由とするものでありまして、つまり多くの省庁が障害者手帳の交付のない軽度の人など、対象外のケースを雇用数に

含めていたということでもあります。

また、8月29日には、共同通信社の集計で、37府県においても雇用数の不適切な算定があったということが判明しており、その理由は、国と同じように障害者手帳などの確認を行っていたケースが中心というふうに報道されております。

この問題については、法令を順守する立場の行政機関における行為でありまして、大変遺憾に思いますし、その背景を明らかにし、早急に再発防止への対策に取り組むことが必要というふうに考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 大変遺憾で再発防止に努めるべきだというふうにお答えがありました。

宮崎県でも障害者雇用に計上している83人を雇っていると言われていたうち9人の水増しが明らかになっております。

三股町も、当然、地方公共団体ですので、2.5%の法定雇用率になっていると思います。本町の障害者雇用の実績とそこに不正はないか、ズバリお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 本町の職員の障害者の雇用人数と雇用率についてお答えいたします。

現在、三股町職員のうち障害者雇用人数として把握しています職員数は、平成30年6月現在で4名で、雇用率が3.51%となっています。法定雇用率は2.5%であることから、達成できている状況となっています。また、雇用率の引き上げ前は2.3%の平成29年度も3.41%となっておりまして、達成できている状況となっております。

役場の障害者雇用率の算定は、平成17年に策定されました国のガイドライン指針に従いまして、障害者であることの確認については、口頭での申告等によるものではなく、本人の同意に基づき、手帳の写しの提出により行っておりまして、障害者手帳を持っている人のみをカウントしております。

よって、適正な算定を行っているというところです。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 平成17年より手帳の提出によって算定を行っているということで、本町では、この障害者雇用率の算定に対する不正はないということで、今、ご答弁いただいたと思います。

三股町に限らず、障害者を雇用している団体というのは当然多くあるわけでありまして、何でもこういう不正があるのかというふうに考えると、障害者を雇って仕事をするということが大変と感じる団体や方がいらっしゃるからかと思えます。

当然、身体障害者、知的障害の方、精神障害の方、こういう方々を職場から省いて健常者だけで仕事をするということになれば、当然、能率は上がるかもしれないです。仕事の作業の効率というのは上がるかもしれないです。

しかし、ある大手メーカーの採用担当の方はダイバーシティの考えのもと、その会社の業績にとっても、障害者の方を含め、さまざまな事情をお持ちの方を雇用するということは、その会社の成長のためにもなるというふうなコメントをしている方がいらっしゃいました。

ダイバーシティというのは、日本語にすると多様性ということです。さまざまな事情をお持ちの方、さまざまな方々が同じところで作業をする、同じところで仕事をするというのは、一見不都合に見える、一見やりにくいというふうに見えるかもしれませんが、やはりそれがその団体の底力を引き上げるというふうにそのメーカーの方はおっしゃっているわけです。

率直に、この障害者雇用促進制度について、町長はどのようなお考えをお持ちか、率直にお尋ねしたいと思えますけれども。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まず、今回の過大計上の言い訳というのが、法令解釈や通達の拡大解釈、また認識不足などという弁解、弁明がありますけれども、これは法令に基づき、仕事を進める公務員としては大変言語道断と言いますか、とんでもないというふうに感じを持っております。

そういう中で、今回のこの役所で障害者の方がどのような仕事をするのが適当なのか、先ほど言いましたダイバーシティというお話もございましたけれども、なかなか難しい面もございます。そういう実態等を十分認識しながら、数字だけを求めるんじゃないで、中身を求めていく、どういう仕事をしていただけるか。

先ほどありましたように、例えば知的障害者を雇う、あるいは精神的な障害のある方を雇うからと、その方に今度は一人の公務員がついていくような形で、余計に仕事がふえる部分もございます。そういう意味合いでは、仕事の中身も精査しながら、そして、障害者の方をどう生かすかというところも十分研究しながら、把握しながらダイバーシティを目指していく、そういう努力が必要なのかというふうに思います。

ですから、数字というのは一定程度必要なハードルでございますので、そこを求めながらも、やはり障害者の方が適正に働ける環境をつくると、そういうものを求めていくことが大事かと思えます。

先ほどありましたように、大企業ではいろいろなところで、そういう多様性を重視しているところもございますけれども、そうでないところもございます。例えば、障害者の方々を農業の一作業に、要するに雇用率を達成するために、そういう第三者機関みたいな仕事をさせながら、そして、そういう達成率を確保しているというところもございます。それがいいかどうかというの

は、また疑問になるところではございますので、そういう意味合いでは、やはり障害者の方をどう生かすか、どういう仕事があるのか、どういうふうな形でのバックアップが必要かを含めて、研究、検討する余地があるのではないかとこのように思っております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（２番 森 正太郎君） 今、町長の答弁の中で、障害者の方、雇用をされている障害者の労働者の方をどうこのようにバックアップしていけばいいかというふうなご答弁がありました。また、仕事によっては例えば職員の手がバックアップに割かれてしまうということもあり得るとこのように答弁もありました。

この議場を見ても、例えば車椅子の議員がいたらどうかと。階段になっています。車椅子の議員がいたら、結構その通路も狭いですし、上がってくるまでにかかなり手間はかかると思います。

また、傍聴席を見ても、扉は重たい、階段は急、そして狭いということで、なかなか高齢の方や身体に障害をお持ちの方なんかは入りにくい環境になっているのではないかと思います。

こういう誰にでも使えるような環境という、みんなが使える環境というのを考えたときに、これが余計な仕事と考えるのか、それとも、我が町をよくするための必要なことと考えるのかというところは、やはりこれから大事になっていくのではないかと思います。

おっしゃるとおり、数字を求めると言うだけではなくて、その中身、内容ということも重視して町長はこれからもやっていかれると思います。

今後、三股町で不正が行われるとは考えたくありませんけれども、今度の事態を受けまして、例えば、何か今までやってきたこと等、何か対策を新たにとるというお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 特別に新たな対策というのは考えておりません。本町では、障害者手帳、本人の申告に基づいてしっかりと検証してこの数値を上げるということで、今まで同様の取り組みをさせていただきます。

それと、ことしから正職員、そちらのほうの雇用という形での採用もさせていただきました。できるだけ職員の中にも、先ほどありましたように、いろいろな仕事の中で障害者の方々が働ける職場というのもあろうかと思いますので、そういうところも研究していきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（２番 森 正太郎君） ありがとうございます。私も新たな対策を取る必要はないのではないかと思います。当たり前のことだと思います。簡単なことをどうして中央省庁ができなかったのかと、そっちのほうにむしろ疑問を抱くほどのことではないかと思います。



障害者の方を雇うということを重荷と捉えずに、それが当然のことだと、当然の住民参加の権利なんだというふうに捉えていただければいいんだと思います。

また、この問題は、障害者だけではなくて女性だとか、外国人だとか、そういう方々にも目を向ける機会になるのではないかと思います。

通告から外れそうなので、次の質問にまいります。

最後ですが、選挙について。先日行われました三股町長選挙、町議会議員補欠選挙について。

いずれも立候補者1名だったため無投票当選となりました。この件について、9月4日に告示が行われた選挙が、いずれも立候補届出が1名だったということで、無投票ということで、このたび当選されました町長はどのように捉えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の町長選挙におきましては、2期連続無投票ということになったところでございます。

このことについて、今回、私としては2期8年間、いろいろな取り組み等をさせていただきました。その一定の評価をいただいたんじゃないかという認識から、大変光栄に思っているところでございます。

ただし、立候補者が1人であったということで、1人で無投票だからといいまして、町民の皆様からこれからの町政運営について白紙委任にされたわけではありませんので、これまで同様、町議会や地区座談会、各種会合などを通して、見える行政、伝わる行政を目指しまして、誠実に、謙虚にまちづくり、町の活性化に邁進したいというふうに考えています。

町長選挙及び町議会補欠選挙において、有権者としての投票権が行使できなかったことを残念がる向きもあろうかと思いますが、私としましては、調整全般にわたって実直に、誠実に取り組むことで、町長としての責任を果たしてまいりたいというふうに考えております。

なお、町議会議決補欠選挙についても同様ではなかろうかというふうに考えています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 白紙委任されたわけではないというお答えがありましたけれども、どういう意味ですか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言葉どおりですけれども、全て私のマニフェストに書いてあるとおり、全てやってくださいというのではなくて、一つ一つを検証しながら、住民に投げかけながら、そして議会のほうへも相談しながら仕事をさせていただくということで、一つ一つ誠実に、実直にマニフェストを実行したいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 選挙はなかったわけですから、委任も信任もないのかというのが私の実感なんですけれども。

所信表明でも、先ほど取り上げましたように、町長は「自立と協働で創る元気な町みまた」をスローガンに掲げまして、これからもまちづくりに取り組んでいかれるのではないかと思うんですけれども、このまちづくり基本条例の基本原則として、町民が主体であると、町民が主体的に積極的に参加して、初めてまちづくりが行えると書かれておりますけれども、今、町長は町民が主体的に、積極的にまちづくりに参加しているという実感がありますか。これをお尋ねしたいんですが。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） そうですね。いろんなところで、いろんな団体、そしてまた自治公民館を含めて、いろんな取り組みをさせていただいております。

全ての方々が全てそれぞれの団体が計画されたものに参加しているかとなると、それはまた難しい問題であろうと思いますけれども、かかわっている方はたくさんいらっしゃいますので、そしてまた、議会も含めて、いろんなご意見等を伺う場でもございますし、そういう声を大事にしながら、町の活性化、地域づくりをやっていきたいというふうに考えております。

そういう意味から全般的に見回していきますと、多くの方々が何らかの形でまちづくり、地域づくり、地域の活性化にかかわっているんじゃないかというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 多くの方々がまちづくりにかかわっているというのは、私も見ております。たくさんの方々がまちづくりに積極的に参加して、さまざまな団体もありますし、個人でも三股を応援するという取り組みを行っていらっしゃる方が多いというのは私も実感しているところではありますが、ベクトルとして、その町長がこれまで2期8年間行ってきたこのまちづくり基本条例にのっとり行ってきた施策の中で、町民がこれまで以上により積極的に参加してきたというベクトルとしての実感はどうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） やはりまちづくりは行政、そしてまた、各種団体のトップだけができるものではありませんので、多くの方々が参加するということが大事でございます。

そういう意味合いでは、例えばアスリートタウン三股を書いておりますけど、体育協会を超えていろんな個別の種目団体も参加していますし、そしてまた、福祉関係では、高齢者の居場所づくり、サロンのような取り組みも多く広がりました。

それからまた、ほかにも地域おこしの団体も以前からするとふえておりますし、そして、小さ

な公園等、そういうものに対する地域での草刈り、維持管理、そういうものも今までは業者、あるいは町直営、シルバーに頼んでおりましたが、それも地域の中でやっていこうという機運も盛り上がっておりますし、そしてまた、道路の環境整備等も地域の中で年間を通して維持管理していくと。

そういうふうによくの方々が行政にかかわって、まちづくりにかかわっていくと、そういう場をだんだんふやしておりますので、そういう意味合いでは、このベクトルがそちらの方向に、住民参加のまちづくりに向いてきたんじゃないかと私は考えております。

特にまた社協のほうでも貧困世帯、あるいはこども食堂、そういうのにも関わりますし、いろんな意味合いで地域の問題等を行政指導ではなくて民間でいろんなことに取り組んでいただく、そういうふうな機運、そういうふうな流れ、そういうふうな取り組みが盛んに最近目につくようになったんじゃないかというふうに感じているところでございます。

そういう意味合いでは、まだまだこれからやるのがたくさんございます。高齢化も進んでいきます。少子化も今後展開される。そういう意味合いでは、まだまだやるべきこともたくさんありますので、今後とも住民参加、総参加というような取り組みを評価していきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 通告に沿った形で質問をお願いします。森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 選挙についてということで通告を出しております。

所信表明で町長が自治公民館の加入促進をやるというふうにおっしゃいました。これは、公民館の加入率が下がっているから、これを上げなければいけないというお考えがあるんじゃないかというふうに捉えたんですけれども公民館への加入率と政治への関心、この投票率、こういうのも私は密接に関係しているんじゃないかと考えています。

以前も本議会で申し上げたんですけれども、住所は三股、心は都城という方もいらっしゃいます。このたびの選挙が無投票に終わったということは、三股町民であるという自覚にもかかわってくるんじゃないかというふうに考えていますけれども、そういうふうに少しでもお考えにはならないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町は都城のベッドタウン的な要素もございますので、住まいは三股、心は幾分か都城にいつている方もいらっしゃると思いますけれども、やはり、皆さんそれぞれ三股に居を構えている以上は、三股住民としての自覚、意識を持ってもらいたいというふうには思います。

そういう意味合いでは、やはり公民館の加入関係、そのあたりもとらえながら、この町の人間として、また、何らかの形で地域とかかわってもらいたいということで、公民館加入率のアップ、

加入促進を図りたいというふうなことで書いたところなんですけれども、それが選挙にどうかかわるのか、投票率にかかわるのか、その辺はちょっとわかりませんが、しかし、これからの災害等、大規模災害等、そういうのを考えると、やっぱり地域の中で隣近所で顔の見える関係をつくるというのは大事でございますので、それなりに公民館加入を促進したいと思います。

そしてまた、選挙も対立候補がふえていって、お互いがまちづくりについて議論するというのは大事でございますが、たまたま今回は、前回もそうですけれども、候補者がいなかった、1人だったということで無投票になったわけですけれども、これはどなたかと一緒にやれば、また、そういうふうな選挙に対する関心も高くなるわけでしょうけれども、今のところ、そういうふうにならなかったんですけれども、しっかりとこの町の将来づくりについて、一生懸命取り組みたいというふうには思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） たまたま今回無投票だったという答えがあったんですけれども、ご当選された町長に何で選挙をせんかったかと聞くのは確かに筋違いに聞こえるかもしれません。

私は、当然、これは行政、役場にだけに求めることではなくて、我々議員、議会も当然、責任の片翼はかついでいると思います。

しかし、この4年間、8年間で、政治に無関心な住民を育ててしまったのではないかと、そういうふうな危機感も私は少しはお持ちいただけたらと思います。非常に難しい問題ですけれども、我が町のことは私たちで決めると、そういう住民を育てていただきたい。当然、議員としても、議会としても取り組んでいかなければいけないことですが、住民参加のまちづくりということで、例えばパブリックコメントを募集してみたり、いろいろご意見箱を設けてみたりというのがありますが、そういうのも全部ひっくるめて、もう少し自分たちのしていることを見てほしい、政治に関心がある住民を育てていくというのは、住民参加のまちづくりの私は本当だったら第一歩じゃないかと思うんですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 何と答えたらいいのか。

私の立場からすれば、やはり議論を戦わして、この町はこういう方向にしますという、そういう準備はしておいたわけです。ですから、そういうふうな組織づくりもさせていただきました。後援会もつくっております。戦う準備はできておりました。

そういうふうな議論があることが、やっぱり皆さんがこの町に関心を持つというのも1つの方法だと思います。

しかし、良く考えてみますと、全般的に、国政選挙もそうですけれども、全ての投票率が低いんです。これはなぜかというのを、ある新聞記事を言いますと、これを言っているのか悪いかわ

かりませんけれども、以前は中選挙区制でありましたけれどもこれが小選挙区制になって、政党別の選挙になったということで、以前は中選挙区で同じ党派の中でも3人、4人出て、どちらの誰の指示をするということで、選挙に非常に監視が高かった。非常に盛り上がった。どちらかがどこかに所属する。それが小選挙区制になりまして、宮崎県もそうですけれども、1、2、3区、大体争っても決まっているような感じで、そういうふうな制度的な問題もあるのかというような記事もございました。

そしてまた、宮崎県の中でも、町長選挙もそうですが、市町村選挙もそうですけれども、首長選挙もそうですが、また、議会の議員選挙もですが、無投票というのが大変多くなっているということで、今後のことが危惧されているようであります。

言われるように、政治に関心を持たせるということが非常に重要でございますので、そういう意味合いでは、やはり立候補されて、お互いが将来について議論するというのは大事だというふうに思っております。

ですから、次は選挙であろうことを期待しながらというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） この話をすると、お前がせんかと言われるんですけども、それは置いて、やはり先ほども申し上げましたとおり、議員、議会もその責任の一翼は担っております。

議員選挙が無投票に終わったということも、やはり議員のこれまでの広報活動や住民に政治の関心を持たせるという活動が足りなかったのではないかとということで、選挙に立候補して、選挙をやった立場から申し上げますと、4年前は、無投票にならなくて本当によかったと思っております。

選挙をしなかったことのメリットとして、お金を使わんで済んだという声も聞かれますけれども、選挙をしないと、名前を書いただけで通ったなどと言われると、これは本当に何をしても説得力がなくなる。そのためには、選挙はやっぱり必要なんだということはどこに行っても聞かれる話であります。

立候補された方に、そして、無投票で通られた方に、選挙をすれば良かったのにとというのはどう考えても筋違いなんですけれども、政治に関心を持ってもらう、投票に足を運んでもらう、公民館に加入をしてもらう、まちづくりに参加してもらう、私はこういうことは全部1つのことなんではないかと、根っこは一緒じゃないかと、自分の住んでいるコミュニティに対して、どれだけの責任とどれだけの関心があるのかと考えれば、根っこは1つなんじゃないかと思えます。

私は町議会議員ですけれども、国の話でありますけれども、1つ提案が、憲法を勉強しないと税金を納めちゃいけませんという制度にしたらどうかと思うんです。憲法を知らないで税金を納

めてはいけない。こうすると、政府は、国は必死で国民に憲法を教えます。そうすると、憲法を知った国民は、必死でその政権が、その政府が自分たちのために力を尽くすところがどうかというのがはっきり見えるようになってきます。

そうすると、わざと0点を取るという住民も当然出てきます。そうすると、学力テストという、今行われている小学校の学力テスト、中学校の学力テストというものの本質も問われてくるのではないかと思って、私はこれはすごいグッドアイデアじゃないかというふうに考えているんですけども、これを三股町でやれというわけではありませんが、そういうふうに住民に民主主義とは何か、議会制民主主義とは何かということ、これも政策とはまた別に、共産党の考えじゃないですよ、憲法にのっとって、我々は憲法にのっとって選挙に出て、そして、権利を行使しているわけです。権力を行使しているわけです。

そのことをしっかりと皆さんの胸にも刻んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

-----  
○議長（池邊 美紀君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時20分休憩

-----  
午後2時30分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、池田さん。

〔11番 池田 克子君 登壇〕

○議員（11番 池田 克子君） 通告いたしておりました質問事項（1）児童生徒を事故や災害から守る環境整備についての質問で、①学校施設や通学路におけるブロック塀の安全性確保に関すること。2つ、各学校のエアコンの設置に関する事項は、私が質問をせんとするところを、それぞれの議員がほぼ質問されましたので、割愛させていただきます。

ですが、これらの質問に対して、今後対応しなければならない事項は、早期に実施されるよう要望いたしておきます。

登壇におきまして、第1の質問のみとなっておりますので、第2問は、質問席にて質問させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） では、第2問にまいります。

○議長（池邊 美紀君） マイクを。

○議員（11番 池田 克子君） （1）高齢者対策について、それぞれお尋ねいたします。

まず、①の認知症初期集中支援チームの活動状況であります。

日本の高齢化は、最速のペースで進んでおります。2065年には、高齢化率が38.4%に達し、約3.9人に1人が75歳以上になると予測されております。ゆえに本町でも高齢者福祉計画や介護保険事業計画を策定され、福祉行政に尽力されていることは十分承知いたしております。

しかし、超高齢社会に対応した介護問題の対策は急務であります。特に身体的機能から見た運動機能、転倒、うつ予防等の調査結果によりますと、認知症の割合が一番高いとのデータがあります。

また、全国の統計でも、2025年には認知症の患者数が約700万人になると見込まれております。これは65歳以上の高齢者の約5人に1人の割合であり、認知症は誰でも発症する可能性があるということでもあります。当町も地域支援事業の中で認知症施策の推進が図られております。その中の一つに認知症初期集中支援チームの設置が上げられております。

そこで、お尋ねいたします。認知症初期集中支援チームの活動は、どのような状況なのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 認知症初期集中支援チームの活動状況についてお答えいたします。

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるために、平成28年度より、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しております。

認知症初期集中支援チームは、地域包括支援センター職員と認知症サポート医師が、認知症が疑われる人とその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立のサポートを行うチームとなっております。

今のところ活動実績はありませんが、これは、相談のあった段階で、地域包括支援センターと認知症疾患医療センターが連携をとり、早期に医療につなぐことができていることによるものです。

また、継続的な相談支援事業、認知症講演会、認知症疾患医療センターの医師や精神保健福祉士等の専門職と、ケース検討を行うケアパスミーティング、認知症の人や家族を見守る応援者として、日常生活の中での支援をする認知症サポーターを養成する講座等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 今、おっしゃったように、認知症の初期集中支援チームは、看

看護師さんやら社会福祉士の方々の構成で、各構成されていると聞いております。ということで、もうこれは本当に少人数の方々であるわけですね。

その中で、やはりご家族の方への訪問とか、そういう部分も当然必要になってくるわけですが、心配されるのは、そういう少人数で、果たしてどれまで対応できるのかというのが心配するわけですが、先ほどの答弁では、まだ1件もないというような答弁でございましたけれども、しかし、現状の中では、実際本当に支援しなけりゃいけないというご家族の方はいっぱいいらっしゃると思うんですね。

となると、大きな介護の中でこういうものを皆さんに呼びかけていますというのは、それは当然活動の中でされていると思うんですが、しかし、そういう細かな身近な方々への支援というのも、やはり情報をキャッチされながら対応していただけるという部分では、もうちょっと小まめに目標を設定していただきたいと思うんですが、課長としてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 認知症初期集中支援チームでの実績は、今はないと申し上げたところなんですけれども、包括支援センターのほうには、高齢者に関する相談が多数来ております。その中で、昨年度でいいますと、約20件ほどが認知症に関する相談が来ております。これの相談に関しましては、認知症初期集中支援チームのメンバーや包括支援センター等が中心になって、医療や介護等につなげているところです。

あと、身近なところでいいますと、このオレンジの輪っかをつけていらっしゃる方々を見かけることもあるかと思うんですけれども、認知症サポーターの養成講座等を地域包括支援センターが中心になって実施しておりまして、身近な方々が地域で生活持続とした支援者として活動してもらっているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） この集中支援チームというのは、国が各自治体にぜひ構成員で構成させてくださいという指示のもとにされていると思うんですけれども、また、福祉の計画、介護保険事業の中にも、しっかりこれはうたってあるわけなんですね。ですから、もう実際から言ったら、そういうチームががっちり組んでいただいて、独自の戦い——戦いという失礼ですが、活動をしていただければ、ありがたいなと思うわけですね。

ですから、先ほど、20件ほどあるとおっしゃったんですけれども、ぜひ今後の課題の中で、独自の活動として、もう一回検討をし直していただくかどうか、されていると思うんですけれども、身近な方々への対応というものを、今後考えていただきたいと思うわけですね。ぜひ、それ



は課長さん、考えておっていただきたいと思います。

そこで、私は、実は町長さんをお願いしたいことは、そういうふうに見護師さんとか、社会福祉士さんという、もう本当に人数の特定な方々が支援チームとなっているわけですので、例えばですが、そういう方々をもっと支援チームをふやして、町内全域の中で目標設定をしていただいた上で訪問していただくという意味でも、もう1チームぐらいふやしてほしいという考えはないのかということで、町長さん、どういうふうにして考えてくださるでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、課長のほうから回答がございましたけれども、相談件数は、20件ほどあると。しかし、この集中支援チームの実績はまだ今のところないということでございます。

今後、2025年問題ということで、5人に1人が認知症になるということで、そういうふうな時代を迎えつつあるということで、必要に応じてやはりこのチームの増設というのにも検討しなくちゃならんだろうというふうに思います。

現在、保健師、社会福祉士、介護福祉士、主任介護専門員、認知症サポーター医師5名で1チームという形でつくっておるところでございますが、今後の展開次第では、また言われるようなチーム編成も必要かなと思いますので、実態を把握しながら、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 本当に初期の方々の支援ということでございますので、もうぜひぜひ本当に重度にならないためにも、やはりこの初期の支援というのが大事かと思っておりますので、今後、ぜひ前向きに考えていただければと思います。

では、次にまいります。②の認知症予防への推進状況であります。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に、認知症予防としての特定項目はありませんですね。ですが、この中で、介護予防が認知症予防につながるとして捉えていただけたらと思います。

そこで、この中の一般介護予防事業の中に、介護予防把握事業、普及啓発事業、活動支援事業、評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業等がありますね。それらの推進状況をお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 認知症予防への進捗状況についてお答えいたします。

平成29年度の実績としまして回答いたします。

認知症の正しい理解と認知症予防や地域での見守りの大切さ等の周知のために、認知症講演会

を3回行い、66名の方が参加されました。

認知症サポーター養成講座は5回実施し、96名の方が参加、認知症サポーターリーダー研修は2回実施し、21名の方が参加されています。

また、認知症サポーターリーダーの協力をもらい、ふるさと祭りで認知症に関するチラシの配布や相談コーナーを設け、普及啓発活動を行いました。

認知症疾患医療センターの医師や精神保健福祉士等の介護職とケース検討を行うケアパスミーティングは、10回実施しております。今年度も認知症予防の事業を継続して実施しているところです。

なお、先ほど言われました体操教室や転倒予防教室等も、認知症予防につながりますので、こちらのほうも継続して実施しているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 項目としてはないので、これを介護予防ということで捉えてというふうなことも申し上げまして、それがしっかりと認知症予防に活動としてつながっているということの答弁でございますね。

確かに、いろんなこういう活動をされていることは承知いたしておりますし、今後、そういう方々が本当に地域に根差して、介護、要するに認知症にならないための予防、これはもう本当に大事な活動になるかと思っておりますので、これを皆さん方が、本当にもう人数もおっしゃったんですけれども、もっともっと地域全体の中で広がって、多くの方がそのサポーターになってくださったり、もういろんな活動でしてくださる方がふえることを願いまして、今後の活動を広げていただきたいと思っておりますので、それをよろしく願いしておきますね。

もうすぐ終わります。最後の質問でございます。③です。各種予防教室の現状と今後の対応についてであります。

認知症のリスクを高めるのが生活習慣病だと言われております。特に生活習慣全体を脳によい生活にすれば、認知症を遠ざけられる可能性がある、これが高まると言われております。日常生活で大切にしたい4つのポイントがあると。その1つが食生活、2つが有酸素運動、3つが脳トレ、4つがストレス対策であります。

これらを上手に取り入れられているのが予防教室ですね。その予防教室が、足もと元気教室、骨コツ貯筋教室、脳はつらつ倶楽部ではないかと思っております。ですから、住民の皆様もお聞きすると、本当にそういう教室、クラブとかに参加されると、本当に楽しいと、本当に大好評でございます。

ですから、そういう教室に皆さんが楽しんで参加されることに対して、この各種予防教室の現

状ですね。そして、その今後もそれらの教室が存続されるのかどうか、ちょっとこうその辺を心配される方もいらっしゃるのでは、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 認知症予防教室の現状と今後の対応について、お答えいたします。

認知症機能の低下を予防する認知症予防教室、脳はつらつ倶楽部を、今年度は10月から12月にかけて、全10回で開催する予定にしております。

9月末現在の予防教室について申し上げますと、認知症サポーター養成講座を今年度は5回講座を開催し、61名の方が参加されております。認知症サポーターリーダー研修を1回開催し、15名の方が参加されています。

また、住民主体のふれあいサロンを28カ所、介護予防教室として行っている足もと元気教室を14カ所、ぼけない体づくり講座を13カ所、ノルディックウォーキング教室を11カ所、骨コツ貯筋教室を1カ所で実施しており、これも先ほど池田議員が言われましたように、認知症予防につながっているところです。

今後の対応としましては、認知症の理解を深めるための普及啓発として、認知症サポーターの養成と活動の支援を図っていきます。

また、認知症予防として、認知症予防教室や住民主体のふれあいサロン、体操教室等の介護予防事業を推進してまいります。

認知症の様態に応じた適時・適切な医療介護の提供としましては、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期診断・早期対応、地域包括支援センターと認知症疾患センターや医療機関等との連携を行ってまいります。

今後も今、述べました各種予防教室を継続していき、認知症の人と、その家族、地域の人々、医療・介護の関係者が認知症を正しく理解し、住みなれた地域でその人らしく暮らし続けることができるように推進してまいります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 「継続は力なり」という有名な格言でございますが、ありますね。この町民の皆さんが本当に喜んで参加されているということは、これはもう健康寿命ですね、言われていますが、これを伸ばすことにつながるということで、その参加をされる方々の意思を酌んで、これはもう皆さんが一番感じているのは、一番気軽で、一番安上がりで、そして認知症予防につながるということを皆さんは期待されているわけですから、ぜひこれを年間を通して実施していただきたいという皆さんの声が、実はあるわけなんですね。

それで、今後ののはつらつ倶楽部は10回ということでございますから、多分今年度の中で、期

間を10回を区切られておられたと思うんですが、どことは申しませんが、やはり参加されている方のご意見の中には、半年間で終わっちゃうという教室もあるということを知っているわけですね。

ですから、さっき申したように「継続は力なり」ですので、これをぜひ1年——せつかく半年一生懸命頑張って、もう半年お休みとなると、せつかく頑張った半年がまた元に戻っちゃうとか、そういう不安もちょっとあられるみたいなんです。ですから、これをぜひ1年を通した計画というものをしていただきたいと思うわけですね。

さっき現状、あるいは今後も存続するかどうかということも質問をしたんですが、大まかに各教室ごとの云々というのは、もうされなかったもので、今、この質問をしているところなんですけれども、やはりそういう部分の中では、ぜひ皆さんの住民の方が喜んで参加されているという意味を酌んでいただいて、もしそういう教室があれば検討をしていただきたいと思うんですが、課長はどう思われますか。お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 現在行っております予防教室につきましては、今後も継続して実施していきたいと思いますが、参加の状況や住民者の要望、それからまた今後の高齢者の増加、認知症の方の増加とか、国の施策等も考えながら、ただ単に継続するのではなく、毎年、事業の見直しを行っておりますので、毎年、事業の見直しをしながら次年度の計画を策定していきたいと思っております。

また、行政が実施したほうがよい事業、住民主体で行ったほうが効果がある事業等ありますので、そこも地域の方々や社協にいます生活支援コーディネーター等と検討をしていきながら、また事業の計画を行っていきたく思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 行政としては、そういう部分で計画されていると思うんですけれども、やはり先ほどから申していますように、参加されている方の各教室の皆様に、感想なりとか要望なりとか、そういうアンケートをとられたことがあるんでしょうかね。お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 予防教室に関して、アンケートをとったかどうかのちょっと把握は、私のほうが今ちょっとしておりませんので、また確認したいと思いますが、教室等に出向いている職員は、地域の方々の声を聞いておりますので、その中では継続してほしいとか、来てよかった、楽しかった、いい運動ができた等の声は聞いております。

教室に行くことが、もう楽しみになっていて、教室に行くまでに準備をしたり、教室で体操したりとか運動するだけではなく、人との会話等もいい効果をもたらしているということは聞いております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 現場の中で皆さんのご要望とか、そういうものは聞いていらっしゃるということですが、やはりそれをどういう形でつないでいらっしゃるのかなと思うと、さつき計画の中で云々とおっしゃいましたけれども、その皆様の声をしっかり真摯に今後受けとめていただいて、計画をぜひ皆さんの要望に沿ったような形で計画を進めて、今後計画をしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

介護予防には、各地域でのサロン活動も大変大事でございまして、これはまた人とのコミュニケーションとか、閉じこもり予防とか、もうしっかりフォローしてくださっています。本当にサロンを楽しみにして、もう多くの方、各地域で今実施されていますので、参加されております。

もうそういう方々を大事にしながら、それに加えて、先ほどから私が申し上げるように、各教室の部分としては、体とか、あるいは脳トレで動かすことが認知症予防につながっていくわけですね。

ですから、今後の中でさらなる支援をお願いしたいと考えますが、これについて町長はいかがお考えになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 介護予防イコール認知症予防につながる、また健康寿命をいかに延ばしていくかということが、これからの高齢化社会で非常に重要なことだというふうには認識しております。

今、いろんな取り組みをさせていただいております。要するに行政ができることは行政でしっかりやっていきますけれども、やはり住民を巻き込んで、また住民のリーダーをつくりながら取り組んでいくということも、これからの対策として必要なことだというふうに思っておりますので、いろんなこのリーダー育成、サポート体制、そういうものを住民を巻き込んで取り組むというふうな活動が、一つのサロンという形で、今、地域に広がったところでございますので、まだまだこのサロンというのも、細かく細かくといいますか、近いところにこうつくっていく、そういう形でのこの皆さんの参加しやすい環境づくりというのが大事でございますので、これもまた力を入れていきたいなと思います。

そのほかにもいろいろ、ノルディックとか、あるいはいろんな体操教室とか、いろんなものもございまして、そういうものにも多くの方々が住民参加できるような取り組みも強化したいな

というふうに思っております。

これから高齢化——超高齢化社会を迎えるわけですので、できるだけ健康で長生きということで、そういうふうな場づくりを一生懸命、町として、そしてまた住民を巻き込んで取り組む、そのような方向でこれから進めていきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 本当にこの超がつくぐらい高齢化社会、もうあっという間に5年——もう5年後、10年後といたら、どんなになるんだろうという心配をするぐらい、私なんかもそろそろかなというぐらい、認知症というのが皆さん不安に思っているわけでございますので、ぜひこの予防として、町も全体的な中で取り組んでいただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いしておきます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 発言順位5番以降は、10日に行くことといたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

————— . ————— . —————

○議長（池邊 美紀君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時58分散会

—————

---

平成30年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成30年10月10日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成30年10月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長 .....	黒木 孝幸君
企画商工課長 .....	西山 雄治君	税務財政課長 .....	綿屋 良明君
町民保健課長 .....	横田 耕二君	福祉課長 .....	齊藤 美和君

農業振興課長 …………… 白尾 知之君      都市整備課長 …………… 上原 雅彦君  
環境水道課長 …………… 西畑 博文君      教育課長 …………… 鍋倉 祐三君  
会計課長 …………… 川野 浩君

---

午前10時00分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

9日に引き続き質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、福田君。

〔4番 福田 新一君 登壇〕

○議員（4番 福田 新一君） 秋空にあすの三股を描き見て、雲を吹き払う9月議会か。秋空にあすの三股を描き見て、雲を吹き払う9月議会か。発言順番5番、福田新一。

改めて、おはようございます。今回、町長3期目の就任に、町政運営についての決意表明が出されました。まず、所信表明について質問をしていきます。

それと、通告に出していましたが小中学校のエアコンにつきましては、先日から多数の議員のほうからも出ていますので、私の通告の内容としては、一般質問からはカットしたいと思います。

それでは、所信表明について質問をしていきます。

これまで取り組んできた5つのプロジェクトを拡充するとあります。1つ前のまちむら元気わいわいプロジェクトの中で、各種イベント等での通過型の誘客から滞在型、滞留型に転換し、外貨を稼ぎ町の経済の活性化につなげたいとあります。これは、非常に現実性に富み、実行し、成果出せる自信あり気な発言だと思います。具体的な計画や財政面との裏づけがあつての内容じゃないかと察します。

そこで、通過型の誘客から滞在型、滞留型に転換するというのは、本町の弱点とも言えるイベントは多くあるが宿泊施設がないという、この課題を解決する内容かと察するのですが、この通過型からの転換とはどういう転換でしょうか。

あとの質問は、質問席から行いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。



〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま福田議員ほうから、所信表明において、通過型の誘客から滞在型、滞留型に転換し、外貨を稼ぎ町の経済の活性化につなげたいという、このことを表明いたしましたけれども、その具体的な構想についてのご質問についてお答えいたします。

本町では、これまで町の活性化や住民の一体感を醸成するため、多くの祭りやイベントを開催してまいりました。春まつりを初め、パノラマまらそんや、まちドラ、モノづくりフェア、ふるさとまつりなど多彩で個性的な取り組みがございます。また、スポーツ施設も充実しつつあります。

このような環境を踏まえ、これまで通過型の誘客や訪問客であったものを、滞在型、滞留型に転換し、本町の経済の活性化に結びつけたいと考えています。

スポーツ関係では、民間事業所が合宿用の宿泊施設を建設する計画があることから、町としては合宿誘致に積極的に取り組みたいというふうに考えています。

また、五本松団地跡地に、地域経済の活性化に貢献する施設を立地することにより、稼げる場所としての施設展開も検討したいというふうに考えます。

具体的な構想、あるいは取り組みはこれからでありますけれども、稼げる町、稼ぐ町という目標を視野に入れ、これからの各種事業に取り組む考えでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 傍聴席の皆さんは、携帯電話、十分注意するようにお願いします。

福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今出ました五本松とか、それと、民間業による合宿所の計画とあったんですけど、もう1回、具体的な計画、そしてまた、財政面との裏づけ、これについてもう1回説明いただけますか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 具体的な構想というと、まだこれからということでございますけれども、ただ、ことし、今年度でしょうか、合宿用の宿泊施設を民間事業所のほうが立ち上げるというお話がございまして、具体的に動きつつございます。

本町のほうでもスポーツ施設を借用しながら合宿する、そういう、海外から、あるいはまた国内からのこの取り組み、そういうふうな合宿誘致がございまして、それとあわせたところでの通過型から滞在型、また、地域の中にお金が回るような仕組み、そういうものをつくりたいなどというふうに。

それとともに、五本松団地跡地にもそのような地点、稼ぐ町、いろんなイベント等ございます

けれども、そのイベントが終わったらすぐ帰るというような今の情勢でございますので、そこはやはり三股町の顔になる、あるいはまた核になるそういう施設にも寄っていただいて、経済の活性化につなげると、そういうふうなことを視野に入れながら今後のまちづくりに取り組みたいということでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今まで一般質問の中でもそうだったんですが、本町における宿泊施設や、例えば民泊施設に対しては、どうしても一時的な運営であり、1年、年間を通して運営するのは困難であるというのは大体回答できたんですが、これに対しての今回のこの問題に対する克服できる面というのはどういうことなんでしょうか。

何回か今まで出した中で、そのときだけの運営で、1年を通して運営できないから、はっきり言って、そういう施設をつくるとか、民泊施設というのは困難なんだというふうに私、そういう見解で受けとめておりました。

今回、思い切ってそこまで非常に具体的な話が出た裏づけとして、こういうふうな格好で克服していくんだよというのを、町長、意見をお伺いしたいんですけども。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） これまで議会等で宿泊施設関係の質問がございました。これについては、町として、行政として施設を展開する予定はございませんと、要するに合宿関係も時期的なものがございますので、行政が物をつくって、そして、それを年間を通しての運営というのは大変厳しいのではなかろうかという観点から回答をさせていただいたところでございます。

今回は民間が運営しますので、民間ノウハウと、そして、民間のこの誘致活動等もあろうかと思っておりますので、それを町としましてはバックアップ、あるいはまた、町としても誘致活動にも積極的に取り組みたいということでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 次の質問で、今の回答と重なってしまうんですけど、先ほどの滞在型、滞留型への転換と関係あると思うんですけど、4つ目の所信表明の中で、スポーツ・文化わくわくプロジェクトにおいて、野球などのスポーツ合宿ができる環境を整備とありますが、これはどういうことかというのをお聞きしようと思ったんですけど、今のと重なったんじゃないかと思っておりますけど、もうちょっと具体的に。

民間のほうでやるというのも今お聞きしたんですけども、例えば場所等とか、そういうものはっきりしているのであればお伺いしたいんですけども。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まずは、野球などのスポーツ合宿ができる環境整備とはどういうもの

かというものについてお答えをさせていただきます。

本町では、アスリートタウンみまたの創造を掲げまして、各種スポーツ施設の整備を進めてまいったところでございます。体育館、弓道場、それから、パークゴルフ場、昨年度は多目的スポーツセンターを改修いたしました。現在、旭ヶ丘運動公園の陸上競技場の整備及びテニスコートの増設を進めております。

また、野球場には練習で使用するバッティングゲージなどの備品も整備してきたところがございます。

このような環境を踏まえまして、本町での合宿誘致に積極的に取り組みたいというふうに考えます。

先ほどお話ししましたように、幸いにも民間での合宿用の宿泊施設の計画もあることから、その事業者と連携を図り、合宿誘致に結びつけたいというふうに考えております。

合宿誘致に当たりましては、他の自治体とも取り組んでおります財政支援と申しますか、行政支援、そういうようなところも視野に入れながら誘致環境の整備を進めたいというふうに考えております。

具体的にどこかという、仲町のほうだということで、大体想像がつくかと思えます。そちらのほうで今計画が進んでいるというふうに聞いております。まだ具体的な建築には着手はされておられませんけれども、そういう計画があるということをお話は伺っているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 大体わかりました。非常に楽しみになってきます。

次の質問ですが、同じく4つ目のプロジェクトにおいて、小学生の学力向上対策として、三股小学校をモデル校として、放課後に3・4年生の希望者に特化した教育を行うとあります。特化教育の内容を教えてください。

そして、またこれが学力向上対策につながる根拠と申しますか、ゆえんを説明、お願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町長の所信表明であります三股小学校のモデル校のことについてご説明申し上げます。

本年度、三股小学校をモデル校として、次のような小学生の学力向上対策に取り組む予定であります。

この取り組みは、毎週水曜日1時間程度、放課後に学習会を開設しまして学習支援を行うことにより、児童の学習意欲を高めたり、家庭学習の習慣の定着を図ったりすることにより、学力の

向上を目指すものであります。

実施においては、教員OB等の地域ボランティアを活用しまして、児童の学習の補充を行う予定です。

学習内容が難しくなり、学習に対する意欲や学習内容の定着度の個人差が大きくなる時期である小学校3・4年の児童を対象といたします。

また、家庭における教育力を支援する観点から、学習塾に通っていない児童を優先というふうを考えているところであります。

本年度は、放課後学習会を行う学習スペースの確保や学校規模の観点から、三股小学校をモデル校といたしました。先行実施となるこの三股小の実践で得られる成果や課題は、次年度以降、他行へ導入する際に生かしていきまして、町内全ての学校へこの取り組みを拡大してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） どうして3年、4年という選定されたんですか。

それと、希望者だけというのが、どういう理由なのかなと思ったんですけど。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 学力差が難しくなってくる、学力が付き出す段階が小学校3・4年生というのが、時期だというふうに捉えております。

それと、三股小学校というのは、スペースの問題で、今、広い和室が非常にあいている状態で、そのキャパの問題もありまして、希望者の中でも20人程度を考えているところです。マンツーマンでの指導ができるような体制をとりたいということです。

余り多いと、マンツーマンの学習、個別の学習ができないということで、20人規模で絞っていききたいということで、いわゆるつまずいているところをマンツーマンの個別学習によって、そこで復習し、理解し、次の学習へつなぐ。理解できるようになったら、また新たな形で、また人を入れかえていくということもまた考えているところです。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） わかりました。そういうことで、結局、希望者というのは、順次順次、つまずいている子供たちに手を差し伸べてやろうという、そういう狙いということですね。それを一応、そういう格好で三股小をモデル校としてやっていくということですね。

この5つのプロジェクトは、それぞれ関連性があると思います。相乗効果を出すものだと思います。本町の活性化、発展につながるものです。より確実に、よりスピーディに成果が出せるよう、みずからも町民の目となり、また、自分からも現場に入って行って進めていきたい、応援し

ていきたいと思っております。

1つ、この所信表明の中で気になることがあります。それは、聞きなれない片仮名語です。例えば、「アンバサダーをふやし」とか、「ブラッシュアップするため」とか、「アグレッシブに」とか、「ワンストップ窓口」等、意味がわからず困惑してしまいます。

町長は、よく「見える行政」とか「伝わる行政」を口にされます。資料の1に置きましたけども、タイトルを読みますと、「インバウンド」、インバウンドというのをよく聞きますが、僕は、本当恥ずかしい話ですけど、インバウンドとインプラントと間違っただ笑いされたことがあります。インバウンドというのは、どっちかという、日本語で訪日客としたほうがぴったり来るのではないかなと思います。

左のほうに表がありますが、コンソーシアムとかインバウンド、フォローアップ、パブリックコメント、ガイドライン、いろいろあって、黒の枠が広いほうが、これは絶対漢字のほうがわかりやすいという意味で出されております。

この記事の後半のほうを読みますと、多くの人向けの文書では、置きかえられる限り漢字を使うほうがよいと指摘したとか、生活の中で片仮名語を使うことが好ましくないと答えた人が、好ましいと答えた人よりも多く上回った。要するに漢字をできるだけ使ったほうがいいと、そういうのがコメントが出ておりました。

こういうことに対して、町長、どんな意見でしょう。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私のほうも所信表明の中で幾つか横文字を使わせていただいたところでございます。

ここにありますコンソーシアム、共同事業体とかインバウンド、訪日客、本当に、どちらかという日本語のほうがわかりやすいなというのもございます。

私も、アンバサダーというのが、去年、おとしですか、そういうふうな使い方、何だろうかということまで調べまして、そういう、何大使ですか、観光大使ですかね（「親善大使」と呼ぶ者あり）親善大使ですね。三股のこのよさを味わっていただいて、これを発信していただくと、そういうふうな方をアンバサダー、親善大使といいますけれども。

そういうところで、一般の人にといいですか、理解しにくい部分もたくさんございます。そういう意味合いでは、わかりやすい言葉を使うというのは大事ではないかなというふうに思います。

だんだん、ある意味では、新聞なんかも読んだりいろいろしまして、やはり、こういう言葉を知っていないと、何か意味がわからない、あるいは即また国語辞典を引きながらやっていくということもありますので、できるだけこの言葉、横文字も十分理解できるように頑張りたいなというふうに思いますけれども。

本町の中でも横文字を使ったら、そこの中に漢字も入れるとか、そういうこともしながら、皆さんに理解できるような文章をつくるというのにも必要かなというふうに感じました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） やっぱり、町長の今おっしゃったとおり、特にアンバサダーとかいうのは何か全然わからなくて、恐らく、失礼ですけども、傘下の議員たちもわからない人がほとんどじゃなかったかなと思います。

ただ、この中間ぐらいになるのが、パブリックコメントとかいうのは非常に一般化されていて、これは一回、それこそ議場でこういう言葉は、日本語のほうがといたら、それはパブリックコメントのほうがみんなよくそれは知れ渡っているというがありましたので、そういう言葉も、また片仮名のほうがわかりやすい、やたら漢字にしてわかりやすいということでもありませんので、そこら辺の使い分けを、本当に、いわゆる見える行政、伝わる行政という観点から選んで使っていただければいいかなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問ですけども、所信表明についての通告は後からになりましたので、多少重なり合っているところがあります。

例えば、次の質問、「文教みまた」の本質ということでの質問についても、今の所信表明の回答ともダブるところもあるかもしれませんが、質問をしていきたいと思います。

全国学力テストが平成30年4月に実施されて、文部科学省が結果を公表しました。学力テストは、小学6年生と中学3年生が行い、各教科のAは主に知識を問う、Bは主に活用を問うとなっています。目的は、児童生徒の学力状況の把握・分析と、これに基づく指導方法の改善・向上の2つ、要するに点数だけを問題にするのではなく、それを受けて学校の授業や指導を改善することが求められています。

そのことはあらかじめ納得した上での質問です。平成30年、本町の全国学力学習状況調査、全国学力テストのことですが、の結果と評価について報告をお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今年度の全国学力学習状況調査の結果についてであります。小学校においては国語A、算数Aの主として知識を問う問題では、昨年度は全国県の平均を上回っておりましたが、今年度は全国県の平均をやや下回る結果でありました。国語B、算数Bの主として活用を見る問題では、全国県平均を下回っている状況です。また、理科も同様の結果でありました。

中学校においては、国語、数学ともに、昨年度と同様に全国県の平均を下回る結果となっております。理科も同様の結果でありました。

比較については、年度の比較でありますので、対象児童生徒は違っております。昨年度の小学校5年生及び中学校2年生を対象とした宮崎学力テストの結果から、今年度の全国学力テストの結果は、ある程度予想をされておりましたので、自校の結果・分析をもとに指導方法の工夫・改善などの学力向上対策をお願いしたところでありましたが、成果が見られなかった今回の結果については真摯に受けとめております。

そこで、今年度は8月に分析を行い、分析結果につきましては、8月の定例の教育委員会への報告とともに、9月の町校長会において、より具体的な結果分析の説明を行いました。そして、各学校に対しましては、学校訪問を実施しまして、自校の結果分析をもとに今後の指導方法の工夫・改善などの学力向上対策についての確認、指導、助言を行ったところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 教育長にいただいたこの資料の中で、私、疑問に思うのは、小学校で見ていきますと、上のほうの結果に「低い」という字が非常に目立つんですが。

ただ、下の「いい」と書いてある児童質問紙の結果の中には、例えば上から3番目の項目でいきますと、家で学校の授業の予習復習をしていますかの項目は、全国と比較して相当高い傾向にありという、家庭学習の習慣が図られていることがわかりますという、こちらは非常に高いという評価をされているんですけど、これは率直にどういうふうに教育長は捉えられます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 三股町はもとより宮崎県全体がこういう傾向にあります。全国学力学習状況調査は、学力テストと意識調査をやります。学力テストでは秋田県とか福井県がずっと全国では高いんですけども、この意識調査のほうでは宮崎県はトップです。全国1位とか2位とかという状況で、非常にいい子供が育つ、いい子供、心のいい子供たちが育つ県ということで全国では捉えられております。三股町もその一つだというふうに捉えております。

学校は知育、徳育、体育、いわゆる学力を上げるだけの教育ではありません。だから、知育、心の問題、体育、体力もないと有能な人間は育ちません。心と体と、そして学力、全てが備わった人間力といいますか、それを育てるのが教育、学校でございますので、その中でも特にこの心のほうが育っているという町ではないかなというふうに捉えているところです。

それは、学校だけではなく、地域や家庭や、そういった全ての方々のおかげで、そういった人間性豊かな子供たちが育っているんじゃないかなというふうに捉えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 私は、ちょっと違うんじゃないかなと思うのは、家で学校の授業の予習復習をしていますかに対して非常に高い傾向というのは、ズバッと行って、集中力というのが足りないのではないかな。時間はいっぱいかけているけども、そういう結果の上の結果に

「いい」とつながらない非常にやり方といいですか、そこら辺に問題があるんじゃないかなというように感じるんですけど。

ある先生に聞きますと、例えば3時間、4時間、寝る時間よりも勉強時間をするほうをふやせというぐらいにやっていたところが、お前勉強の時間がかけ過ぎだ、それを1時間でやれと言ったときに成績が伸びたという事例もあると、それは何が言いたいかという、いざというときに集中力というのをそこに高めていったほうが、学力としては上がるんだというような話も聞いたんですけど、これは中学生においてもそういう傾向が出ているんですけども。

要するに結果としては低い、でも状況としては非常に優秀な状況。今、教育長の回答としては、この学力というのは、心のそういう教育とかいろんな意味で、いい子供たちを育てるという意味では優秀なんだよという評価をされたんですけども、どうもこの結果と上の結果がちぐはぐな捉え方をしているような気がするんですけど、町長はどんなお考えをお持ちですか、これに対しては。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この質問紙の結果と児童質問紙の結果というところで、あくまで、読んでいきますと、予習復習への意識は非常に高いけれども、家庭学習の時間については低い傾向にあるということのようでございますので、そして、言われるような集中力を含めて、その傾向が結果に結びつかないということもございます。

そういう意味合いでは、いい傾向もあるわけですから、それをいかにいい結果に結びつけるか、そういうところの取り組みといいですか、言われるような集中力を含めて、家庭での取り組み、学校での取り組み、全体的な取り組み、そういうものを引き上げていくということが大事ではないかなと思います。

そういう意味合いで、先ほどお話がありましたけれども、小学校の3・4年生での落ちこぼれをなくす、学力の低い子供たちをできるだけ救い上げていって、その子供たちのレベルを上げることによって全体的な結果も上がっていくんじゃないかなというふうに考えております。

そういう意味合いで、三股小学校をモデル校として、全体的な引き上げには、やはり底辺のところにも力を入れていくという部分も大事でございますので、そういう取り組みをしながら、このいい傾向を、またいい結果に結びつける取り組みを今後させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） ありがとうございます。平成30年小学校・中学校学力テストの結果において、ことしも秋田、石川、福井、富山が上位を占め、中学校における数学は秋田、石川を抑えて福井が1位、前年も福井は1位だったということで、非常に数学に強いようです。



このような背景もありまして、今回、文教厚生常任委員会で福井のほうに視察研修を計画しております。三股町児童生徒憲章をつくる際、参考にされたのが、今度行く福井県永平寺町だったと聞いています。よって、あらかじめ教育長より本町の教育方針をしっかりと聞いて、理解した上で出向き、三股町にとって生かせるところを効率よく吸収してきたいと考えております。

それを踏まえての質問でもあります。結果によると、どうしても小学校に比べると中学校において連続では何かとんと低下してしまうと、これは教育長、何が原因だと思われませんか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 中学校において低下するのは何が原因かという質問にお答えしたいと思います。

今年度の全国学力テストの意識調査の生活習慣に関する項目等において、肯定的な回答の割合が、小中学校ともに全国より高い傾向にあることや、自己肯定感、思いやりをもつことの大切さを感じている割合も高いという結果からも、心身の健全な成長が図られているということが言えると思います。

また、家庭学習に関する分析結果から、家で計画的に勉強をしていますかの項目では、全国と比較して高い傾向にあり、家で学校の授業の予習復習をしていますかの項目は相当高い傾向にあります。先ほどの内容です。しかし、家庭学習の時間については、全国と比較してやや低い傾向にあります。

このことから、学力向上には教職員の授業における指導力向上も課題の一つではございますが、特に中学校1年生においては、部活動と家庭学習との両立ができていないことが一番の要因ではないかというふうに考えております。

今後は、これまで全学校で取り組んでおります三股の子の学力を伸ばす学習指導等の研究をしっかり継承しまして、三股のモデル、授業の流れでございまして、三股のモデル、それから、家庭学習の手引きの活用など、全職員が同じベクトルで学力向上対策が進められるよう指導するとともに、部活動の活動時間の改善や、保護者、地域との連携を図りながら家庭学習の充実にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） いただいた資料の中で、非常に本町の中学校というのは全国平均より非常に、こういう相当低いとかいうのは何力所か出てきます。三股中学校は避け、よその中学校に行こうと、そういった話もちよこちょ聞くことがあります。やはり文教厚生委員会としては気になることです。

そこで、教育長、可能、不可能は別にして、教育長だったら、私だったら、こういう環境にしたら成績を上げられるぞというのがありましたら、ぜひ教えてほしいんですけど。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） モデルにしました永平寺中学校は、学校規模が200人弱ぐらいのところでございます。取り組み内容は、三股中学校が取り組んでいる児童生徒憲章等のモデルにしました中身とほぼ取り組む内容は変わらないんですけども、やはり、今、文科省もやっています学校規模の問題もいろいろありますけども。

やはり、三股中学校は今、県下で中学校としては一番生徒数が多い学校であります、例えば小規模校でありますと教育が徹底してまいりますし、学力向上には図れる一番のいい環境ではないかというふうには思っているところですが、これはなかなかそう簡単にはいかない問題でありまして、三股中学校のそういう環境の中でいかにして上げるかということで今頑張っておりますが、町のアスリートタウンを、礎になっている、三股中学校が頑張っている成果ではないかなということで、三股中の今のこの大規模、この予算もあります。

あとは、いかにしてこの三股中学校の大規模校の中で学力を上げるかということが課題であります、ことしの3年生の結果がこうでした。ただし、以前は違いました。来年も違えます。その次も違えます。毎年子供たちは、学力の結果は変わります。きっと二、三年後は変わると思えます。

生徒の実態は変わりますので、学力は年によって毎年変わってきます。そのときの子供たちの実態、子供たちによって変わってくると、だから、いろんなことが要因はありますけども、今、学力の結果の中で、ことしは、文部科学省は調査をしましたのは、家庭の調査をいたしました。家庭の経済力と学力との関係はどうかということで調査をした結果もございます。

経済力がこの学力に大きく関係しているということも結果としては出ております。だから、一概に学校に勉強だけではどうのということとは言えない。いろんなこと、いろんな要素が絡み合っていて、子供たちは育っているんだなということを感じております。

ですから、一概にこれをすればというのは、なかなか今、私も持ってはおりませんが、いろんなことを総合的に考えていかななくてはいけないんだなというふうに思っているところがございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今度、永平寺町の中学校に行くというのも、一つは非常に三股中と対照的な中学校であるということで、そこに何かあるのはということで、以前、もし、教育長に聞いて、小規模だったらやっていけるよだったら、小規模というのはこういう体制をとるんだなというのを見つければ、今の三股中学校でもちょっと工夫をすれば、それに似たシステムもできないことはないと思うんです。

ことしの3年生が違う、来年も違うと、それはもちろん違うでしょう。

でも、かといって、こういう手を打って、こういうふうにシステムを変えたんだよ、だからよくなったんだよというところまではなしに、たまたまことしはよかったというのは、ずっとここんどこ中学校になると、何かとんとんと、小学校でよかったけど、ことしは小学校もいいとはなっていないんですけど、中学校で落ちるときに、やはり、今の大規模の欠点としてはちょっと、さっき言葉にありましたように、それぞれに先生がアドバイスできる期間しか、チャンスが少ないという、そこら辺を一つは原因もあるのかなと言われるのであれば、ぜひ今回、そういうものも取り組む価値はあるかと思います。

結果として、こういうところはいいんだよというのものもあるんですけども、足りないところはこうやって克服する方法がありますよ、それこそ宮崎県で一番大規模な三股中がこんなシステムをとって、小規模と同じようなそういった勉強のレベルも用いったとなると、また一躍目を引くんじゃないでしょうか。そういった前向きな考えも必要じゃないかと思います。

と逆に、今どうしてもそれは、これについてはいろんな問題があるからというのであれば、逆にそれとは違って、本町は、これだけは取り組んでいるんだという何かテーマがあるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 対策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、三股町内の先生方が学習、授業中の流し方を同じベクトルでやっている、同じ授業の流し方をやっているということは、他市町村とは大きく違いがあると思います。同じ指導課程といいますけども、同じ流し方をやっています。

だから、小学校から中学校に入ってきたときに、その勉強の流れが変わらない、そして、各教科で先生方の授業の流し方、いわゆる目当てをつくって、三股では流しているんですけども、目当てをつくって指導、最後まとめていきますこの授業の流し方が、全ての先生方が同じ共通理解をしてやっているということが、他市町村にない大きなものだというふうに思っております。

これは、子供たちが1時間、1時間、中学校は特に1時間、1時間授業が変わります。先生がかわりますので、そのときに流し方が変わってくると戸惑いもありますけども、それが統一されているというのが三股の特徴だというふうに思っております。

それから、家庭学習も言いましたけど、家庭学習の手引きというのをつくりまして、小学校の家庭、中学校のご家庭につきましてもそのことを理解していただきながら、家庭ではこういうふうな学習をここまでしてくださいねと、そして、学校にやってください。学校がこうします、そして家庭ではまたこうしますというような、家庭の理解も得ているところでございます。

それから、先ほどちょっと出ましたけど、また後でご質問の内容になりますが、児童生徒憲章というのをつくりましたけど、これは学力を上げるためのもので、底上げるための基盤的なもの

ですけれども、それも今定着してきつつあるということで、これが他町村にない大きな一つの目玉かなというふうに思っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今、私、よくわかったところが1つあったんですけど、それこそ今、小学校が6校あって、それが全部1つの中学校になるわけですから、中学校の授業というのは、例えばそれが宮村小学校スタイルじゃないし、また、三股西小スタイルでもないし、その6つの小学校から1つのところにボンと来たときの戸惑いというか、そういうのもあるんだろうなと思いました。

それで、僕はふっと思ったんですけど、次の憲章の問題だったんですけど、いろんな小中学校を訪問していると、各学校の特徴がうかがえるんです。中学校は1つしかないですから比較できませんが、もちろんその児童数と先生の数という違い、ここからの影響だろうなと思うんですけど、平成22年に三股町児童生徒憲章、今、教育長のほうからも出ましたけども、何回もこの資料をよくつけるんですけど。

三股町児童生徒憲章というのが制定されていますが、三股西小学校において、本年度からですけども、次のようなことが実行されています。憲章の中に、3番目、1つ、授業の始まりには黙想、座礼をしますというのがありますが、これを校長先生が時計を見ながら、授業の2分前になりますと、校舎の窓をあけて全クラスに向かって大きな声で「授業2分前」で叫ばれるんです。各クラスに声が通る。それで、教室も戸をあけています。

そして、それがざわざわさが自然と静まりつつあるんですけども、また大きな声で「授業1分前」、2回叫ばれます。そうすると、シーンと物音ひとつしなくなり、教室の児童は黙想をしています。そして授業開始です。

ことしからされているみたいですけども、授業に対する集中力が間違いなく以前に比べてアップされているなど感心しました。先日参ったときには、校長先生が叫ばれるのではなくて、校内放送で同じ内容が流れていました。

これは、徹底しているのは西小だけじゃないかなという気がしたんですけども、今、教育長の言葉にあったように、この今、西小の校長というのは、私が直接聞いた話ではこんな言葉が出たんです。

やはり、小学校で、中学校に入っても学習ができる体制をこうやってつくっていくべきなんですということで、それを基本に先生方にも指導しているようなこともおっしゃっていました。

ほかの小学校についても、中学校についてもですけど、この児童生徒憲章についてはどう取り組んでいらっしゃるか、報告ありますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） この三股町児童生徒憲章の取り組み、効果ということで回答したい  
と思います。

三股町は、平成19年度より県の地域の特性を生かした多様な一貫教育研究事業の地域に指定  
されたことを受けまして、町の教育研究所を中心に、平成20年度から三股の特性を生かした小  
中一貫教育の研究、タイトルは「学校と家庭、地域社会が連携した挨拶、清掃、郷土学習のあり  
方」について研究をいたしました。

研究では、三股の日の必要性についてまとめたり、実践項目を継続させるために、文教みまた  
の伝統教育と名づけ、伝統教育指導の手引等の作成をいたしました。

そして、研究3年目に、「文教みまた」こどもサミットを実施いたしまして、この「文教みま  
た」こどもサミットは、三股中学校で6校全ての小学校の代表者が三股中学校に来まして、三股  
中学校の生徒は全生徒ですけれども、テレビ会議システムで、各小学校の子供たちが各学校で画面  
を見ながら討論をやるというテレビ会議システムを使いましての全小中学校が一堂に同じ時間に  
討論をしたサミットでございます。

その成果として、三股町児童生徒憲章を制定をいたしました。その後、三股町児童生徒憲章を  
活用した伝統教育を実践するようになりました。

当時、この子供サミットに参加した小学校1年生が、現在の中学校3年の生徒になります。制  
定後8年が経過しまして、当時を知る先生も少なくなりました。

そこで、今年度は全教職員を対象としました夏季研修会におきまして、文教みまたの伝統教育  
について、これまでの経緯等も含め、指導の手引きを手にとり、改めて共通理解を図りまして、  
今後の各学校間の連携や小中連携に向けて具体的な指導・支援を行ったところでございます。

本町のスローガンの一つに、文化と人間性を培う「文教の町」三股町と掲げてあります。今年  
度の全国学力テストの意識調査の生活習慣に関する項目等において、肯定的な回答の割合が小中  
学校とも全国より高い傾向にあることや、自己肯定感、思いやりを持つことの大切さを感じてい  
る割合も高いという結果からも、この文教みまたの伝統教育を通して、心身な健全の成長が図ら  
れているということが言えるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そして、全ての小学校、そして中学校、今は幼保小中連携というのも図っておりますので、全  
ての園というまではいきませんが、この黙想座位、こういったことを園でやっていらっしゃる  
ところもあります。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 非常に難しく考えないで、例えば、今、私紹介したような、ある  
学校でこれやったらよくなったよということは、じゃおたくもやってみたら、町内の小学校でこ

れやってみようかということに、即そういう連携がとれるといいなと思ったんですけど、そういうのはされているんですか。

例えば、そういった今の中学校に6つの小学校の代表が集まってとか、テレビ会議みたいなことをやる中で、うちはこういうことをやったら非常に風紀がよくなりましたとか、そういうのがあったら、おたくもどうですかと、うちもやりますとか、そういった連携プレーとかいうのは、事例はないんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） スタートの時点で、先ほど言いました手引きをつくりまして、全ての学校でやりましょうということで連携はとっております。

「文教みまた」こどもサミットから当初、ちょうど私も三股中に赴任した当初でしたので、その後毎年ミニこどもサミットというのをやりまして、各学校の取り組みを発表し、自分たちの学校は、その中で特にこんな取り組みをしていますといった情報交換をしながら、その具体的な事例の情報交換はしたところがございます。

だから、基本的なこの児童生徒憲章につきましては、全ての学校が一斉に同じようにやっているということで、そこからの各学校の特性に応じた、校門のどこで礼をするとか、それは学校の特性でやっているところです。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） わかりました。

次の質問に行きたいと思います。

楽しい短歌づくりの習慣から思考力育成を始めませんかというテーマなんですけど、スタートできざまねをしましたけども、夕べ、せっかくこういう話をするんだったらつくってみようかなと思って、1集詠んだわけです。

資料2に入れましたけど、これは、西小学校自信で資料をつくっていただいております。目的を読みますと、日本の伝統文化である短歌づくりについて、専門的な指導を行っていただき、短歌づくりのノウハウを知る。次に、ことばの美しさや感性のすばらしさについて知り、日本の伝統文化を愛する心を育成する。ひいては、国語科学力の向上に資する。

また、6番の内容におきましては、短歌という文化のすばらしさについて知る、2、短歌づくりの基本について知る、短歌をつくってみる、でき上がった短歌について工夫の観点について指導を受ける、作品を仕上げるといった、こういった内容で、三股西小を皮切りに短歌の出前講座といたしますか、出前の授業を開始しました。

西小学校におきましては、そこにあるとおり、4年生4クラスをそれぞれ2日間の2時間行いました。続いて、長田小学校は全児童を行いました。3年生、4年生が、そして5年生、6年生

が複式学級ですから、1年生、2年生合わせて4クラスです。五七五七七と指を折りながら言葉を見つけ、気持ちや情景をあらわす短歌をつくります。

グループでまずつくり、最後は各人でつくります。2月の三股町文化の祭典における歌詠み会、小学生、中学生、三股町短歌会の事前準備にもなったようです。

先日、勝岡小学校6年生2クラスのプレハブ教室で各2時間行いました。ここでは、国語辞典を引きながらの短歌づくりを目にしました。勝岡小学校は児童数が年々増加していて、非常に活気を感じるんですが、これは通告はしていなかったんですが、純粋な疑問です。勝岡小学校6年生というのは、本町で成績がこの前の学力テストで一番よかったんじゃないんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 公表につきましては、お知らせしました全国学力、これが全てだと思っただけであればいいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） やっぱりだめですかね。

いや、意見の出方が、非常に活発な意見がどんどん出てきて、非常に興味を持ってくるスピードも速かったし、何か先生方が、見ていて、本当この人たちみんな優秀なんですよというようなことを言われて、やっぱり6校区を回ったときにそれをちょっと感じたもんですから、純粋な疑問で、じゃないかなと思ったんですけど、じゃないですか。

それで、引き続き今度は、三股小学校が来年の6月に、大イベントで短歌教室をやってくれということで依頼が来ています。また、宮村小学校は昨日、11月に4年生を対象にぜひやってくださいということで、打ち合わせに来てくださいとなっております。

資料の3に入れましたけども、出前講座に行ったときの様子です。大体このように1クラスに3人から4人の短歌会のメンバーが入って、子供たちと一緒にあって、どういう言葉を使おう、どんな気持ちだったのということで入って行って、だんだん皆さん興味を持ちだして、ある教室では、もちろん担任はずっとそこに観察しているんですけども、今までの授業できょうの授業が一番楽しかったと言ったら、担任が、きょうは非常にショックだったというようなこともありましたが、非常に言葉を見つける国語と、それと今度は数字と合わせていく、そういう過程といますか、プロセスというのが非常に、物を考える思考力にはもってこいだなと思いました。

遊び半分で入る最初の五七五七七ですけども、それに対して本当の自分の気持ちはそうじゃない、こうだった、ああだったという過程に、プロセスに非常にぼおっとテレビゲームしたりとか、ぼおっとスマホをいじるよりも頭をめぐらし、また、国語辞典を持ってきて調べるといのは、本人たちのいろんな思考力にはつながるんじゃないかなと思うことでした。

これについては、本当に、もう一つ次のページに若山牧水の短歌甲子園という、この案内があ

りましたので、それをつけたんですけども、日向市で、そこにあるのが日向市中央公民館で行われた、これはテレビで何回も放映されました。52チームの予選から通過した強豪12チーム、そこに出場チームとありますけども、この12チームは、52チームの中から通過したチームだったです。

審査委員に俵万智さんとか、この方がいらっしゃるわけですけども、そのテレビの中で、つくった短歌に対して、見られたことあります、赤と白を持って、どっちの勝ちとかいう、あの内容のその過程に、あなたたちがつくった短歌のこの意味は何ですかとか、そのことが適切な言葉じゃないじゃないですかとか、いろんな指摘をし合う大会なんですけど、その受け答えに対して審査員が、今のは赤の勝ち、白の勝ちって判断をする甲子園になっています。

それを見ていて、私は本当に勉強になるなと思いました。社会に出てから本当に役に立つ能力育成だなど、相手の意見を聞く、そのときにまた、指摘されたときに興奮しないで冷静に受けとめて、それを返すとか、本当にそういう意味では、社会に出て生きたこれは、それこそ学力向上につながるような短歌甲子園じゃないかなと思いましたけど、こういうのについては、教育長はどんなお考えですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） まず、短歌について述べさせていただきますが、短歌につきましては、国語科の目標の一つに、我が国の伝統的な言語、文化に関する指導の改善充実というのがありますが、具体的には、小学校低学年で昔話や神話、伝承を読む学習に始まり、小学校中学年では優しい文語調の短歌や俳句の音読や暗唱をして情景を思い浮かべる。そして、高学年では短歌や俳句をつくるなど、感じたことや想像したことを各活動や古文を読むといった学習を行います。

さらに、中学校においても引き続きさまざまな古典の作品にあらわれたものの見方や考え方に触れたり、古典の一節を引用して文章を書いたりするなど、伝統文化に関する学習を系統的に指導することとなっております。今のは授業の流れということでもあります。

また、本町においては、生涯学習の取り組みの一つとして、毎年2月に三股町文化会館を会場に、三股町文化の祭典の中で歌詠み会を実施しております。小中学生だけでなく、地域の方々からも広く短歌作品を募集しまして、世代を超えて優れた作品を発表し合い、「文教の町」三股を町内外へ発信しているところであります。

今後は、児童生徒の授業での学びを、教室だけにとどまらない、より生きて働く力へと高めるために、この歌詠み会を学びを生かす場として観点を図るなど、今後さらに充実させていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 内容はわかりました。



資料の5に入れたんですけども、宮崎日日新聞に、小中学校の授業で俳句を教えるという投書がありました。これは俳句でなっていましたけど、俳句は五七五でしょうけど、その内容において非常に、後半を読みますと、「俳句をつくる時には言葉を調べるから」、この方は、歯科医板谷麻生64でなっているんですけど、板谷という歯科はないよなと思ったところが、ある方に聞いたんですけど、姓が板谷で名が麻生で、姓で歯医者としてしまうと、いたい歯科、これが聞こえがよくないということで、麻生歯科と病院の名前を変えたということです。

それはそうですね、痛い歯科には誰も行きたくないんです。そういうことで知りましたが、ここに書いてあるのは、

俳句をつくる時には言葉を調べるから、国語辞典、漢和辞典を使う、季語においては春夏秋冬の動物、植物、天文、行事などが出てくる。頭脳を総動員してつくるので、総合学習にもなり、頭の活性化にもなる。小学校で英語の授業必修化が始まるが、愚の骨頂だ。コンピューターと人工知能の発達で英会話や翻訳は機械がやってくれる時代がもう近くに来ている。日本人なら日本語をしっかりと学んだよほうがよい、文学的素養や芸術的素養が身につく俳句をぜひ小学校、中学校の授業に取り入れてもらいたい。

という、こういう投書を目にしまして、やはり、議会において、これを引用するというか、資料の中に入れていいですかということで許可をもらいに行きました。私は、ここは会ったこともないし、知らない病院だったんですが。

そうしましたら、待合室にこの自分の投書したのを載ったのをきれいにコピーされて、患者さんに、みんな持って行ってくださいということで置いてありました。そういったわざわざ、どうぞどうぞということで、そのときに許可もらったんですけども、きのう、たまたま、帰って見ましたら、また、ファクスが入ってまして、「三股町にも短歌作家で本を2冊出版されている人がいます。なかはらさんという方です。小中学校に短歌・俳句が根づく、文教の町がもっと発展すると思います。よろしくお願ひします」ということで、麻生先生からエールが届いておりました。

このように、非常にひしひしと文教みまたにふさわしい短歌ブームというのが浸透していくのを身に染みて感じています。

いろんなところで、学校も、いや、うちも、うちもで始まりますし、こういった投書もありますし、そして、ましてやぜひという、そういう声を聞き出して、本当に「文教の町」三股にふさわしいこのブームを本当に、地味ながらじわっと進めていく価値があるんじゃないかと思うわけです。

ひよっとすると、町長、1集詠んでいらっしゃるかもしれませんが、きょうは詠んでいないですか。短歌は詠んでいらっしゃいませんか。詠んでいません。わかりました。

では、これについてはどんな思われます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 短歌、板谷先生が書いていらっしゃるように、言葉を選びますから、大変、脳の活性化、いろいろと勉強になるものだというふうに思います。

都城、三股は、薩摩藩で郷中教育の土地柄でございまして、その中で薩摩のいろは歌、そういうものも短歌として、子供のころから郷中教育の一環として取り上げられておりました。

私も、言葉を覚える、そしてまた、その言葉、その短歌の中にやはり教育的な見地もある、道徳的な見地もあるという意味合いや、いろは歌なんかを何らかの形で取り入れたいなというふうには思っております。

それを、この放課後児童クラブ、そういうところで、すごくいいんですけども、意味はなかなか、漢詩といいますか、ちょっと難しいこともありますので、即その意味を理解するのは難しいかもしれませんが、言葉になれるという意味、そしてまた、将来的にはそれを子供たちが繰り返すことによって、自分の生きざまの一つの指針にもなっていくという意味合いでは、そういうものを何らかの形で取り入れていくというのは大変重要なことというふうに思います。

学校の中では、カリキュラムの中で限られた時間でしょうけど、それ以外の中で、そういうふうなものを取り入れ、これを、放課後児童クラブは、どちらかというと文科省でありませんが、厚労省ですから、遊びの場を設けるといのが放課後児童クラブということに聞いておりますので、ですから、その中で教育というのは難しいんですけども。

ただ、短歌を遊びとして、いろは歌を含めて、百人一首でもいいんですけども、そういうものを取り入れることは、やはり、遊びの中の一環として非常に有効な手段かなというふうに思いますので、そのような取り組みも、福祉課のご理解が得られれば、やりたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 本当に、今、町長のおっしゃったとおり、ぜひ福祉課のほうも協力していただきたいと思いますが、大人でも、本当に今まで短歌もつくったこともない自分だったんですけども、ある、本当1回しかそのような授業といいますか、1時間だけ聞いただけなんですけど、いつどこで誰がどうした、どうだったということだけでもいいから、五七五七七で並べてみると、意外と、今までちょっとしたことが、これ何か歌にならんかなと思出すと、はまって、今、町長がおっしゃったように、非常に楽しい自分の頭でのゲームができるような気がします。

それこそよくNHKで言っていますボーっと生きているんじゃないよという番組がありますがけれども、ああいうのと違って、ちょっと頭を使いながら一緒にしているほうが充実した日々を送れ

て、それこそ認知症とかそういう防止にもなるんじゃないかというような気もしますけども、ぜひ、そういった意味では、皆さん前向きに、短歌と言うのはおもしろいです。やってみたらいいんじゃないかと思います。ぜひ取り上げて行ってほしいと思います。

次の質問に行きます。旭ヶ丘運動公園の総合整備について質問していきたいと思います。

陸上競技場だけでなく、運動公園全体の見直しをということで、資料6に添付しました。写真にありますとおり、アスレチック場のトイレのロープ、これは恐らく1年以上張られたままだと思います。野良猫は、上から下に車で上がっていただけでも10数匹と出会います。それとまた、野球場の水はけが悪いというのも、利用者の以前からの共通する意見です。

ご存じだとは思いますが、先日、台風24号が来たときに、また旭ヶ丘の大きな木が何本も根こそぎ倒れております。さらに荒れた状態になっております。まだ倒れたままだと思うんですけども、これはいつごろ修復の予定ですか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今、管理をしている業者さんに随時、まず簡単な枝折れのほうから撤収していただいて、大木は相当大きなものでありますので、機械等の準備も必要ですので、依頼しているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 所信表明にもあったんですが、野球などのスポーツ合宿ができる環境整備というのも、町長も口ぐせでありますスピーディー、このスピーディーというのを有言実行してほしいと思います。

近辺の高城運動公園、高崎運動公園、山之口運動公園、いずれに比較しても現状の旭ヶ丘運動公園というのは暗くてイメージダウンにつながっています。ぜひ総合的な見直しを考えてほしいです。

これは何回も議会のときに一般質問の中でも言うんですけど、この整備をやってほしいというのに対しては、なかなか効果がありません。これは何が一番ネックなんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 樹木については、造成して40年以上経過しておりまして、周りの樹木も大木化している状態でありまして。この大木したものを伐採なり枝打ちという作業をするには非常に危険でありますので、専門の業者さんをお願いすることになろうかと思っております。

そうなったとき、1本当たり何十万という費用が発生してまいります。そのために、なるだけ大木は残していきたいと、明るくするのも、年に数本程度枝を落としたりという作業はやっていきますけど、やはり、大木になっておることから専門業者に依頼しなければならない件はネックになっております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 専門業者に依頼するとなると、やはり、予算の関係だと思えますけど、そちらのほうも、今後、今、所信表明の中にもありましたとおり、ましてやまた合宿所まで整備されるとなると、恐らくそこをまず利用する、案内をしたいと思いますので、それもひっくるめて、それこそ相乗効果を出すためにも大事なポジションだと思います、旭ヶ丘運動公園というのは。

予算どりのほうもしっかりやっていって、計画的に総合整備にも入ってほしいと思います。お願いします。いいですか。

次に、合宿の誘致ですが、施設のスムーズな借用ができるようにということで、今回、貸出前予約調査票や、貸出前予約申請書ができたようです。先日、予約状況を確認に行き、コピーをもらってきました。来年もことしに引き続き韓国の建国大学が1月17日から2月15日まで1カ月29名合宿申請来ています。

また、予約調査票のほうを見ると、さすがに野球場貸し出しとともに、本町の活性化を結ぶ調査内容となっています。

例えば、問いの2に行きますと、これは役場のほうでつくった予約調査票なんですけども、それに書いてある内容としては、「使用期間中に本町の野球またはソフトボール競技団体と合宿練習、教室、練習試合等、交流の申し入れがあった場合、受け入れしていただけますか」という問いです。これに対して、今度来る建国大学の答は、「受け入れる」というふうに丸がついています。

それと、今度は問いの3、「使用期間中、昼食、弁当や食材、消耗品等の購入について、町内の商店業者から購入をお考えですか」という問いがあります。これにたいして、「取扱業者があれば積極的に購入したい」というところに丸がついております。

問い4、「その他貴団体が本町に滞在中、本町に貢献いただけること等がありましたらお書きください」という四角い枠があって、この中に書かれている回答が、「1、少年野球チームの指導を行う。2、使用済みのボールなどを要請があれば提供する。3、地域の野球チームとの交流試合も考えている。4、野球だけではなく、他の交流会があれば参加する」というような回答を、この調査票の中に記入して帰ってきております。

ですから、こちらのほうから、来るんだったらどうしますかという誘いのもとに、非常に望ましいところにだけ回答が来ておりますので、これに対して今度は、この質問事項をつくった当局としては、どう対応をしていきますかと聞きたいんです。

要するに、問題を出して、じゃそうしますよ、弁当も、三股町が業者があるんだったら取りましょう。イベントもあれば参加しましょうと、いろんなそれに対して、お望みのとおりに回答が

来ているんですけど、さあこれに対して町はどんなリーダーシップをとって対応をしていくかということをお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今説明があったんですが、まず、こういう調査をした意味合いというところから説明させていただきたいんですが、今までは、予約者が自分の名前を書いて、あと行事名を入れるんですが、どちらかという、行事よりもその予約者が権利を得るみたいな形になっておりました。

行事は決まっていないのに、とりあえず予約だけ入れて、それから行事を探そうみたいな形になっておりましたので、それではみんなの大切な施設をそういう業者みたいな方が抑えられるというのはまずいということで、今年度見直しを行いまして、まずはその行事の中身において、複数のところからの申請を受け付けて、その中でより町のためになるというようなところに対して許可を出すという方式に変えたために、こういう、どういう形の施設の利用をされるのかという質問票を、仮予約ということで、2週間以上の長期の施設を借りる場合のみですが、こういう予約制に変えたところでございます。

こういう質問をしているわけですから、町としてはどういう対応ということですが、まず、町としましては、今度、民間の合宿施設ができますので、こういうとこと連携しながら合宿誘致を進めていきたいと思うんですが、まずそのためには、教育委員会のできる、あるいは商工業者であればそういう企画とか、あるいはグラウンドであれば土地整備とか、いろんな関係課がありますので、そういう関係課の連携した推進組織というのを早急に立ち上げて、連携してそういう一体制というのを構築したいというふうに考えております。

こういう質問票をつくっておりますので、教育委員会のほうでは、スポーツ少年団とか、部活動、児童生徒がこういう団体とどうやって交流できるかというところをサポートしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） そのいきさつについては十分私知っています。そのつくった後の目的というの、ここまでちゃんと選択できるような内容にしてあって、そっちを選んでいますので、ぜひ応えてほしいと思います。

ちなみに、去年来た建国大学のメンバーから、韓国のほうのプロ野球に2人何か入ったと聞いています。ましてや当時、合同練習した連中というの、今度、少年野球ブルースカイが全国大会で3位ですか。ああいう卒団性のメンバーとか入っておりましたので、非常にレベルは内容のあるチームですし、また、参加するほうもそうですし、ましてや狙いどおり町の活性化というの

にも非常につなげやすい、例えばよかもんやを引っ張ってくるとか、いろんなことがつながっていくんじゃないかなと思います。

今、鍋倉課長がおっしゃったように、本当組織を早く確立して、そういうのが効果出せるような体制をぜひとっていただきたいと思います。お願いします。

次ですが、本町の農業についての展望を伺いたいと思います。

本町の基幹産業である農業において、やはり大きなテーマといえば、担い手の育成、農地の基盤整備、そして集積だと思いますが、これらの進捗状況を伺います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、担い手の育成、そして、農地の基盤整備、農地の集積に関する取り組み状況について回答をさせていただきたいと思います。

まず、農業振興課におきましては、担い手の育成に関しまして、収納相談窓口を設け、その状況に応じた取り組みについて助言指導を行っているところでございますが、個人的な助言指導に加え、人・農地プランにあるよう、地域の問題として担い手を受け入れ、育てることが重要と考えております。例えば、農地の基盤整備、担い手への農地集積、集約が考えられます。

まず、担い手の育成に関しましては、現在、課内で後継者を含め、就農希望者の自立支援を円滑に進めるため、現場での実務経験を重視し、自信と意欲を持って自立できるような新規就農支援システムを平成31年度事業化に向け検討を進めているところでございます。

次に、農地の基盤整備につきましては、早馬神社から今市方面に広がる沖水川左岸の水田地帯を中央地区左岸基盤整備事業と位置づけ、去る5月25日に三股町中央地区左岸基盤整備推進委員会を設立したところでございます。現在、農地所有者を対象に、基盤整備にかかわるアンケート調査を実施しているところでございます。また、次年度は対象地の調査、測量を計画しているところであります。

次に、農地の集積につきましては、本年度より農業委員会と農政企画係と連携して、人・農地プランに基づく樺山地区、宮村地区をモデルとして、中心経営体に対し、経営、農地に関する概況並びに農地の集積集約計画を調査し、個別にまとめたところでございます。

この情報を、農業委員及び推進委員に提供し、ポイント的に農地の集積集約行動が展開できるよう取り組んでいるところでございます。

次年度は、三股町中央地区左岸基盤整備計画に基づき、区域の中心経営体に対する調査を実施し、農地の集積集約を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 先日、1カ月前ですか、樺山の集落営農のメンバーのミーティン

グの中に、役場のほうからも来られまして、今の人・農地プランの説明とか、そういうのが詳しくありました。

そういう中で、私、本当に生に感じるのが、去年ですか、町長のほうから、本町はやはりブロックローテーションというのはやっていきます、とっていきますよという発表をされました。それに基づいて樺山のほうはブロックローテーションをやっているんですけども、実際にそこに入ってみると、いろんな問題があります。

やっぱり水の問題です。こういう問題については、さあどう解決するのかとなると、自分だけでいいと振る舞う人と、一緒に田畑をつくっている人たちが、知っているけども、そこにお互いにやり合うというのは、昔からの我田引水じゃないですけども、そういうのはなかなか難しい。

大きな方針は出されたけども、その次の取り決めごとというのを、やはり何かつくっていかないと、今後やっぱりいろんなこういう問題が出てくるなど、今、課長のほうからもありました大きな問題は、それが担い手、そして整備、そして集積というのはあるんでしょうけど、人間関係というのは残ってくるなと思いました。

それで考えてみると、これは人に任せるものではなくて、やはり地域で案をつくって、地域でこれやったらいいだろうという案をつくって、それをルール化してもらおうとか、そういったような、協働でつくる町のスタイルというのは、それかなというような気がしたんです。

それこそこのブロックローテーションにのっとっての管理の中での水関係というのは非常に、本当に背に腹はかえられんというような状況での戦いが始まりますので、そういったものは私は理想かなと思うんですけど、課長は、今いろんなところを見ながら、どういうふうなスタイルがいいと思います。ワン・ツー・スリーはどういうようなスタイルがいいと思います。

いろんな問題あると思いますけど、やはり、私は、どっちかという、そういうものは地域でリーダーを決めて、そのリーダーからたたき台をつくっていただいて、ルール化、役場のほうではこういったルールでいきますよというような、そういう協力体制かなというような気もしたんですけど、非常に具体的なあれじゃないんですけど、感覚的な質問をしていますけど、もしよかったら、感覚的なことでもいいですので、教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今の話の中で、先ほど、人・農地プランというふうな表現をさせていただきまされたけども、それ以前に、人と人とのつながり、プランというか、以前からの人と人との付き合い、もしくは接触、接点、そういったものの付き合いがないと、なかなかそういった同じその農地に関する、もしくは農業に関する考え方というのは、同じ方向に向けていけないのかなというふうには思っています。

特に、自治体で上げますと、先ほどの農地基盤整備についてもなんですけども、どうしてもこ

ういった基盤整備、大がかりな開発事業を行うということになりますと、やはりその地域のリーダーという存在が非常に大事になってきますし、例としまして、今回、中央地区、こちらのほうの基盤整備を進める計画でございますが、その中にはやっぱりリーダーがいらっしゃる、その方が地域を引っ張っていく、それに前の方々が賛同し、ついていくというような形で進めていただいておりますので、一番大事なのは、そのリーダーという存在と、常日ごろからの人と人との接点、接触、そういったつながり、こういった場面を多く持たせることが、行政として大事なやり方なのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 本当に本質を突かれた回答だったと思います。人と人とのつながり、そして、その地域での協力体制、農業というのは、自然との闘いであり、また、自然のおかげで収穫ができてという、そういう中に生きていますので、人と人とのつながりとか、協力とか、そういうのは絶対必要だと思います。

次の問題ですが、援農隊システムというのがあるんですが、これはどっちかという、本町での農業の今持続的に発展していくためには、こういった応急措置とは言いませんけども、そういったような体制もいい案だなと思ったんですけど、実際これはどういう状況でなっているかというのをお聞きしたいんですけども。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 農業全般に関しましては、高齢化、そこに対する労働力の不足という点で、交えまして、農協が取り組んでいます援農隊について、交えて回答をしたいと思います。

まず、農林業センサスにより、平成27年時の本町における60歳以上の販売農家世帯数の割合は56.1%となっております。高齢化による大きな課題は、労働力の低下にあり、その代がえとしては、機械化、効率化を図ることが求められます。

効率化の例としましては、外部からの労働力に依存することや、農作業の一部を外部に委託するなどが上げられます。また、労働力の確保は、高齢化とは別に、規模拡大を目指す農家にとっても大きな課題であります。

J A都城では、平成30年度より援農隊制度を採り入れ、農家の労働力確保に努めています。この制度は、労働力を必要とする農家の手助けをしてくださる人を援農隊として募集し、求人登録した農家に紹介するシステムでございます。

現在、平成30年度からということで、農協のほうでこの事業に取り組んでいるんですが、課題としましては、この援農隊になる方がなかなかいらっしゃらないというのが現状ということで



ございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） わかりました。この考えというのは、私は、どんどん膨らましていくと、その地域と地域とのつながることまでも発展するんじゃないかなと思いますけども、非常に本町には合ったシステムじゃないかなと思いますけども、ただ、まだ少ないというのは問題です。また引き続き力を入れて行ってほしいと思います。

最後ですけども、自分とは農家でしたから、週末手伝う程度の農業をやっていました。本町の農業が持続的に発展していくとすると、やはり、やっていて生産性、そして、収益性、要するに余計取れて高く売れるということは重要で、また、それでないと、それで生活は支えられないと思うんですけど、この生産体制も含めて、本町に合ったズバツと言って、農法といいますか、農業法、こういった農業だったら食っていけますよという、作物も含めて、課長の見解でもいいです。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 私独自の営農というのは非常に難しんですけども、本町のほうでは、農業経営基盤強化法に基づきました市町村の基本方針というのをつくってございまして、その中では、効率的かつ安定的な農業経営を促すため、25区分に分けた営農累計の指標をつくっております。その指標に沿った営農指導を実施しているところでございます。

指標では、まず農地利用型、そして農地収益型、それぞれの作物を専門的、または複合的営農累計に区分するとともに、今後予測される経営対応に応じて、経営管理の組織化、法人化、従事者の労働条件の充実を図る等を示しているところでございます。

次に、作物につきましては、まず、販路が開かれていること、そして、市場原理に基づく競争意識が働くこと、価格保証がなされていること、生産原価とバランス及び産地化がされている等の条件を満たすことが必要と考えております。管内では肉用牛、施設キュウリ、カンショなどが主な作物として上げられます。

町としましては、経営の核となる作物の選定に合わせて、生産方式や経営管理の対応、指導、助言していきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 肉用牛、そして、作物としてはキュウリというのが出たんですけど、プチベールとかブルーベリーとか、あれもでした、霧島酒造のからいもはいいんですよね。そこら辺から言うと、ズバツと、これはいけますよというのは何かありますか。

例えば、ハウスがどんどん今、国からですか、ビニールハウスがどんどん今できていますけども、あれはキュウリですか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 施設につきましては、施設キュウリということで、キュウリの栽培が盛んでございます。特に三股町なんですけども、都城管内、県内でも県外を含めてキュウリの産地として位置づけられているような状況でありまして、経営としては非常に収益を上げているというような状況でございます。

施設については、トップに来るのがキュウリではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） ありがとうございます。キュウリというのが出たんですが、24号台風でビニールハウスの災害等がなかったですか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 一部、施設キュウリ、ハウスの被覆ビニールが近くの枝の損傷によりまして、一部破けたという報告はありましたが、そのほかにつきましては被害報告は聞いておりません。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） ありがとうございます。やはり、今の内容でいきますと、特にハウスなんかできたときに、相当な補助金やらをもらってやるわけですから、例えば被害を被るような木があったりするときは、やはり優先順位を決めて、今まではなかなか、この木が倒れたらというときに即伐採というのは後回しになるところがあったんですけど、特に今、そういったキュウリとかのハウスに力を入れたときには、その災害になるような可能性があるときには、優先順位は、それを早目に伐採しないと、かえって必要でないお金まで払わないかんという形にもなりますので、今後そういうのも踏まえて考慮していただきたいと思います。

以上で、今回の一般質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

.....  
○議長（池邊 美紀君） これより11時40分まで本会議を休憩します。

午前11時29分休憩

.....  
午前11時40分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、楠原君。

〔3番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（3番 楠原 更三君） 質問順位6番、楠原更三です。通告に従って質問してまいります。

町長、3期目に入られました。おめでとうございます。今回も無投票であったということで、これまでの実績に対する評価と3期目に対する信任の度合いを推しはかることが難しかったことと思います。三選を果たされた後の新聞のインタビューでも、「論戦の場がなかったのは残念である」と答えています。また、きのうの答弁の中では、「白紙委任されたとは思っていないが、一定の評価はいただいたと思う。そして、誠実に謙虚に、これまでどおり責任を持って取り組んでいきたい」と言われました。

また、先日の所信表明におきましても、これは資料1に抜粋して載せております。ごらんください。そこでも、「これまで同様、謙虚に誠実に「ふるさと三股」の活性化、発展のため頑張ります。」とされています。所信表明では、最初に、三股のために頑張りますではなく、「ふるさと三股」のためにと言われ、また最後のほうでは、「単独町政を展開するために、歴代の町村長や先人が心血を注いで懸命に築いてこられた歴史と伝統のある三股町発展のため、果敢に挑戦する」と言われたところに、私は強く感銘させられました。

多くの方が、これが「ふるさと三股」だと、今まで以上に実感できるように施策を進めていただきたいと思います。そのためには、「三股とは何」という問いに対するそれなりの答えがなければ、漠然としたものになるのではないのでしょうか。

そこで、所信表明で言われました「ふるさと三股」の中に込められた「ふるさと三股」への思いについて、どのような思いが込められていたのか、どのような思いを持っておられるのか伺います。

あとの質問は、質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 所信表明及び講演会のチラシ等で「ふるさと三股」、そしてまた、「創造・夢あるふるさと」という言葉を使わせていただきました。この言葉に込めた思いをお尋ねでございますが、特に深い意味があるわけではなくて、言葉どおり、「ふるさと三股」とは我が町、私たちの町のことであり、「創造・夢あるふるさと」とは、ふるさとを夢ある町に創造したいという思いを言葉にしたものでございます。

本町の人口は、昭和45年ごろには約1万5,000人前後でありましたけれども、いまや2万5,000人、約1万人が三股と何らかの縁があり、本町に居を構えた方々であり、この地、三股を、この方々にもふるさと、故郷とと思っていただけるよう住みよいまちづくりに取り組む決意を表現した言葉というふうに理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） わかりました。もうちょっと中身を期待したんですけれども、「ふるさと」というところにもっと力を入れて、施策をいろいろと進めていただくとありがたいなと思っております。

先ほど、教育長のほうから、三股の伝統教育という説明があった中で、これまでも何回もありますけれども、黙想座礼を中心としたどうのこうのとありますけれども、それだけで私はないと思うんですね。今、読みましたけれども、歴代の町村長や先人が心血を注いで懸命に築いてこられたもの、これが歴史の中には伝統教育の中には、確実になければいけないと思っておりますものですから、この「ふるさと三股」に込められた思いというものを、もうちょっと聞きだしたかったなと思いますけれども、次の質問に参ります。

資料1の中ほどに載せていますけれども、所信表明の中で、「「まちむら元気わいわいプロジェクト」で、五本松団地跡地、駅周辺、役場周辺のエリアを中心市街地と位置づけ、コンパクトシティのまちづくりを目指します。」とありました。この施策の中には、跡地利用の問題というものと、何を目指してのコンパクトシティなのかという問題の2つの問題を感じております。

コンパクトシティにつきましては、国土交通省のまち・ひと・しごと総合戦略の主な施策の一つとして、数年前から取り上げられたものであるということを知りました。

資料の2をごらんください。国交省のホームページからの抜粋資料です。1番のところですが、読みますと、「人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めることが重要です」とあります。

ちなみに、「コンパクト」とは、先ほど来、外来語どうのこうのありますけれども、辞書で調べますと、そのまま、「小さくまとめること」とあります。そして、「コンパクトシティ」とは、一般的には商業地や行政サービスといった生活上必要な機能を一定範囲に集め、効率的な生活・行政を目指すことと言われています。平成の大合併を受けて、中心地域を幾つも抱えるようになった自治体では、コンパクトシティ化というのが求められることは、当然考えられると思います。

実際にコンパクトシティを進めるための法律の一つが、都市再生特別措置法ですが、同じく資料の2の2に、この法律の背景及び概要を挙げています。二重下線を引いていますが、もうさっと目を通しただけでも、「誘導」という文字がかなり目立っています。これも辞書で引いて見ますと、「誘導」とは、「人や物のある地点、状態に導いていくこと」とあります。この場合、居住地域を変更させられることがあるという解釈もできます。そう考えると、周辺地域から一定範囲の中心地域へ人口を誘導するようになるのでないかということがコンパクトシティ化のマイナ

ス要因としてよく取り上げられております。

同じ国交省のホームページには、この政策に対して、先行している自治体の例が幾つも掲載されておりまして、その中に、成功例とか失敗例とかもインターネットでは取り上げられています。幾つも例があるということは、地域性が大きく影響しており、コンパクトシティのそのあり方は一律のものではないということになります。

人口減少、高齢化が当町でも進んでいく中、町のあり方自体を考え直す必要があるとは思いますが、本町の場合、村政施行から考えれば、同じ単独での行政単位が来年で130年続くこととなります。130年です。現在の居住地のそれぞれにふるさとへの思いがあるということを経験できていると思っています。

そのような思いから、今回の所信表明での「ふるさと三股」という表現を共感をもって受け取らせていただいたわけですが。だから、中央官庁で考えられているようなものではない三股独自のものが大きくあらわれたコンパクトシティを望みます。三股町をどのようなコンパクトシティにするのか、目指すコンパクトシティとはどのようなものなのかということについての基本的なお考えはおありだと思います。コンパクトシティを目指すようになった背景と、その将来像を含めての、より具体的な町長ご自身の基本的考えについて伺います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまコンパクトシティについて、いろいろお話がございました。

それぞれの町でそれぞれ独自のコンパクトシティの形成というお話もございました。コンパクトシティとは、都市の郊外への拡張を抑えまして、中心部に行政、医療、教育、交通などの都市機能を集積し、中心街の活性化と住民の利便性を向上しようという概念というふうに私は受け取っております。

これまで本町の人口は右肩上がりでありましたけれども、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の本町の人口の将来展望では、人口減少、少子高齢化の到来を予想しておりまして、将来の町のあり方、まちづくりとして、このコンパクトシティは必要な施策ではないかというふうに思います。

本町では、よく西高東低の人口分布というふうに言われております。つまり都城周辺が過密、そして駅周辺がスポンジ化、東部の山手の方向は過疎化傾向だということでございます。このような状況を踏まえまして、役場、そして駅周辺のスプロール化を食い止め、駅、役場周辺及び五本松団地跡地周辺、要するに駅周辺ですね。そして、この役場、文化会館、そして五本松、このトライアングル、この周辺を中心部というふうに位置づけまして、この中心街の活性化を図ることによりまして、住民の利便性の向上に資したいというふうに考えております。

そして、中心地と各集落とは公共交通ネットワークを再構築することで、各集落での生活の利

便性の向上とともに、高齢化にも対応したいというふうに考えています。つまり、今、「くいまーる」というコミュニティバスがございますけれども、これの見直しを含めて、足の確保というものに取り組みたいなというふうに思います。

そして、このトライアングルでありますこの中心街をどのようなコンパクトシティを目指すか、言われましたように先進事例もございます。そして、成功例もあれば失敗例もあります。本町の場合は本町独自のコンパクトシティを目指したいなと思いますけれども、その中身については、これから議論が始まるというふうに考えています。要するに、このトライアングルの地を中心街と位置づけて、交通網の整備を図りながら、どうやってこの地域に中心街としての機能を持たせるか、そういうところを大いに議論したいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 説明されたこと、よくわかりました。今私が話した中で、マイナス要因として心配されています、人口を一定範囲に誘導するというようなことが、短所面といたしますか、コンパクトシティ化のですね。中心街の活性化、中心街の機能を持たせるというのが、どちらかといったら日の当たる部分、陰の部分も当然あると思うんですけども、そのことを私は心配して、今申し上げたわけなんですけれども、西高東低、以前から三股の人口分布がそのように表現されておりますけれども、これをこのコンパクトシティと、ちょっとこう当てはめてみますと、西高東低の低のほうの人口を1カ所に集約するというふうに勘ぐる方も当然出てくるのではないかなと思います。そのところを、やはり説明を加えた中でのコンパクトシティ化というのを進められていってほしいと思います。

それで、今言われましたけれども、「くいまーる」なんですけど、もう誰がどう見ても「くいまーる」大丈夫かと思うような状況だと思います。それをこの公共交通機関としてコンパクトシティの核にするということになりますね、この血液を通すものと。そうした場合には、今「くいまーる」を見直して、交通網全てを整備するというようなことを言われましたので、ぜひそのところを、いろんな識者等も加えていただいて、お願いしたいなと思っております。

次の質問の、私も20分という縛りがありますから、ちょっと難しいんですが、この五本松団地跡地整備に対してという質問をしておりますけれども、先ほど、前の議員のほうで幾らか答えていただきましたが、この五本松団地跡地事業の中におきましても、今までは選挙前までは、跡地の事業は白紙であり、町民の声を聞きながら進めるということ、機会あるごとに町長は言われていました。それが、この所信表明になりますと、先ほどもありましたように、通過型の誘客から滞在型・滞留型に転換すると、非常に一歩も二歩も進んだ表現となっておりますので、もうかなり具体的なものになってきているんじゃないかなと思っておりますが、一つが民間がつくられる宿泊施設、これPFI方式と考えてもよろしいんでしょうか、一つには。また、別なんです

か。

この五本松団地跡地事業につきまして、このPFI的なことを考えられているのか、そういうことも含めまして、この基本的な考えをお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） コンパクトシティ化のお話の中で、周辺の集落がどうなっていくのかということで、ちょっとご心配の部分もおありかと思っておりますけれども、このマニフェストの中に入っておりますように、コンパクトシティに取り組むとともに、この過疎対策など地域特性に応じた地域づくりを行いますということで、現在のそれぞれの集落のよさを発揮していただきまして、よりそちらの周辺の地域の活性化も図っていくと同時に進行させていくということで、ご理解いただきたいと思います。

3番目のお話ですけれども、私は3期目を目指すに当たりまして、まちづくり・地域づくりの方向性として、5つのプロジェクトを考えさせていただきました。その一つが、「まちむら元気わいわいプロジェクト」であり、その中で五本松団地跡地における拠点施設整備をうたっているところであります。

拠点施設整備に当たっては、これまでの議会で答弁しているとおり、「健康と賑わいと交流拠点」というテーマを掲げ、基本構想策定に現在取りかかっているところでございます。

基本構想策定に当たりましては、先ほどお話ししましたけれども、三股駅周辺、役場、総合文化施設、元気の柱及び五本松団地跡地に囲まれたエリアを中心地ゾーンと位置づけ、既存の各施設の役割、必要性を再検討し、五本松団地跡地の活用策、整備の方向性を見極めたいと考えております。

担当部局では、4月以降、先進事例の研究、視察や、周辺施設の調査等に從事しているところであります。今年度末までには、たたき台をつくりたいと考えており、今のところ具体案を発表できる段階ではございません。いろいろと考えはあるんですけれども、まだ予断を許すといえますか、方向性を決める段階でございませぬので、今いろんな案を検討をいたしているところでございます。

また、この事業を推進する上で、PFIという民間活用の方策の手法も一つの手段かなということで、そちらのほうの研究検討も現在しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） これより昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時00分休憩

-----  
午後1時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 引き続き質問させていただきます。

2番目の質問で、大学等との包括連携についてというところに入りますけれども、昨年3月に都城高専及び南九州学園との包括連携協定を締結されています。包括連携協定は、地域が抱えるいろいろな課題に対して、連携して取り組むものであると認識しています。この協定は、どのような形で持ちかけられたのかを含めて、これまでの連携の具体的な内容、例えば、それぞれの学校との連携のテーマとその成果について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 大学等との包括連携についてということで、これまでの連携内容とその成果、またどのように持ちかけたかということについてお答えをいたします。

南九州学園とは、連携協定を締結する以前から、各分野の審議会等の委員に南九州学園の教授などへ委嘱をしてきた経緯もあり、南九州学園側からの提案によって包括連携協定を締結したところでございます。また、都城高専におきましては、「みまたんごま」の選別方法等の相談を持ちかけていたのをきっかけに、それぞれの資源や機能の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し合い、地域の人材育成の発展に寄与することを目的として包括連携の協定を結んだものであります。

これまでの連携内容とその成果につきましては、六次産業化戦略作物営農定着化推進事業の一つといたしまして、ゴマやプチヴェールの栽培マニュアルの作成であったり、子ども・子育て支援施策等の計画及び審議に携わっていただいて、識見を有する者としての意見、助言をいただいて、計画の進捗管理や政策への反映ができているところでございます。

また、町内4つの小中学校において、南九州大学の学生に学校支援員としてついていただき、これまで教員が行っていた業務の一部を学校支援員が担うことによりまして、児童生徒と向き合える時間や授業への準備にける時間を多少確保することができつつあるなど、成果を上げているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） よくわかりましたけれども、これには、この連携協定の中では予算を伴うものがあるんでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） やはり各種委員会の委員になっていただくということでございますので、そのときの報償費等の予算が伴ってくるかと思えます。



以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） わかりました。ということは、例えば、先ほど言われました高専のゴマの選別についてというのは、これ相談だけということですね。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね、ゴマの選別につきましては、しも農園さんが直接、都城高専のほうに相談に行きまして、結果としましては、解決まで至っていないんですけども、高専の学生さんがいろいろ考えていただいたことで、お互いに勉強になっていきますねということで、今後こういった協定を結ぶといいんじゃないかということになりまして、協定を結んだ次第でございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） このゴマの選別について、私も多少、以前絡んでまして、予算が必要なんですね、研究のために。この選別する機械ということで、その仕組みとか理論的なものはもうわかっていると。あとは予算がちゃんと伴うかどうかで相談があったというのが最初の動きなんですけれども。だから、もう一步踏み込んだ内容とするためには、お金が必要となるんじゃないかなと思うんですが、そういう面については、このゴマ、プチヴェール、三股の特産物として標榜しているわけなんですけれども、今後、もう一步踏み出すというときは、やはり予算というのが絡んでくるかと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 先ほどの質問に対しましてつけ加えをしたいと思います。

プチヴェールに関しましては、平成30年度の事業としまして、先ほど西山課長のほうからありましたとおり、六次産業化戦略作物営農定着化推進事業ということで委託費として予算を組まさせていただきます。そのプチヴェールとゴマに関しての、その調査の目的ですけれども、六次産業化作物として、プチヴェール、ゴマの生産基盤の強化、それと特性を調査するための調査研究ということでテーマを持ちまして、具体的には、まずプチヴェールにつきましては、高収益栽培法、そして2点目が水田栽培の研究、あと3点目が栽培マニュアルの作成、4点目が温度差による品質調査という点、そしてゴマにつきましては、高収量品種の模索、2点目が高収量栽培の模索、3点目が「みまたんごま」の高収量栽培マニュアルの作成ということで、南九州大学のほうと現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 所信表明でも、それから選挙前のプロフィールでも、これでも書

いてありますので、この実効が伴うというのは、やはりお金だと思っておりますので、先ほどからエアコンのこと等々で、来年度かなり逼迫するんじゃないかと思っておりますけれども、やはりこれも立ちどまって考える余裕はないものだと思いますので、何とか工面していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それに関連しましてですけれども、昨年、長田地区で、宮大からインターンシップ生を受け入れました。そういう関係で、最近、私は東京大学の「地域貢献見える化事業」というのを新聞で知りました。

資料の3をごらんください。東京大学の広報誌「淡青」というもの、インターネットですぐ引くことができますけれども、その35号に書かれていたものから抜粋した資料となります。この地域貢献見える化事業というのは、「フィールドスタディ型政策協働プログラム」というものなのですが、「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」、下のほうにこう書いてありますけれども——に加盟している県が、宮崎を含めて12あるようです。資料のほうには、下のほうに青森から鹿児島まで、こう書いてありますけれども、そういうところから平成30年度は24の市町村がこのプログラムに参加しております。宮崎県は、県としては、この東大のフィールドスタディ型政策協働プログラムについての案内を県内26市町村全部に案内したということですので、概要はご存じだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） このフィールドスタディ型の政策協働プログラムということですが、東大のほうで開催している、地域に直接赴いて、そこで実際に現状を把握して、そこに住んでらっしゃる方、関係者等に直接意見を聞いたりして課題を解決していく、政策提言まで行うというものということで理解しておりますが、その案内があったかどうかというところを、私のほうは把握できておりませんでした。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ちょうどかわられたばかりですからですけれども、29年度からこのプログラムは行われているということです。今言われましたけれども、この資料の主な内容のところに書いてありますけれども、1年をかけてこのプログラムは取り組むと。そして、「地方自治体が抱えている課題を投げかけてもらうことから始まります。」、ここが一番私は興味を引いたんです。もっといろいろ聞いてみますとですね、地方自治体のこの課題というものを実施主体の職員の方が、東京大学に直接出向いて行って、自分の自治体の課題等をプレゼンテーションするということが、まず最初らしいです。そして、その自治体の課題を解決するために、東大の知見を求めようとするものというふうに案内されております。県の担当の方も、そのように言

われております。東大生と及び教授、教授は若い人が多いようですけれども——を含めたもろもろ指導教官の前でプレゼンをするわけですから、事前準備というのは、かなり大変となると思います。緊張もするでしょうし、日本の最高学府の頂点の、そこで自分の自治体の課題を相談に行くということです。

この準備というのは、かなり必要だと思います。実際に、宮崎県では、椎葉村と綾町が29年度、30年度、参加されています。この状況をインターネットで見ますと、ものすごい資料なんですね、このプレゼンで使う資料というのが。そうすると、事前準備の中で、その準備を通して、自治体の中で課題への解決策が幾らか浮かび上がってくることもあるということになると思いますが、職員の方々にもものすごく勉強してもらわなければいけませんけれども、ほかの県の東大生を迎え入れたところをインターネットで検索してみますと、「東大生を非常に身近に感じた」、「東大の教授も、また身近に感じた」というようなことから、このマイナス要因みたいなものはどこにも書いてなくて、29年度に参加したところは、ほとんどが30年度も参加しているということでした。

調べてみますと、東大は協定を締結した後、学生を夏休みの4カ月を中心に1年をかけて現地に派遣し、自治体の抱える地域課題の解決について、腰を落ち着けて考えさせ、同時に秋以降、学生は東大内の教職員を訪ね、東京大学の頭脳を使って地域に貢献しようとするプログラムであるということです。

もし参加するとなった場合には、このプログラムに関する費用は東大で負担するというので、町としての負担はほとんどなくて済むと。ただ、学生を案内したりとか、世話をするような係の人が必要で、その人が大きなポイントを持つということが言われております。29年度の成果発表はインターネットで詳しく見ることができますので、もし興味を持たれましたら見ていただくといいかと思います。「フィールドスタディ型政策協働プログラム」と検索しますと、ポッと東大が出てまいります。

本町の場合に、課題はいろいろあるということで、この町長のリーフレットの中にも5つのプロジェクトが掲げられて、このようにして課題解決をしていくということですが、もし東大に協力を求めるという形になるとなれば、町の活性化の起爆剤の一つにはなるんじゃないかなと思います。本町に東大に協力を求めるほどの課題がないとなれば、また別物なんですけれども。

そういうことなんですが、先ほど南九大及び高専との包括連携協定についてお聞きしたところ、2つとも持ちかけられたという説明がありました。この東大のプログラムの場合には、こちらから課題を投げかけるという、方向性が違ってはきますけれども、今後、こういうような連携に参加するというようなことを含めて、今後の包括連携協定の予定について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今後の包括連携協定の予定といたしますか、フィールドスタディ型の政策協働プログラムも含めた形で回答をいたします。

今後の予定につきましては、産官学連携を進めまして、産業の振興、環境の保全、教育の振興、健康づくりの推進、地域の活性化と若者の定着など、これまでのそれぞれの取り組みを土台に、具体的な事業に協働で取り組んでまいりたいと考えております。

また、フィールドスタディ型政策協働プログラムへの参加といたしますか取り組みにつきましても、三股町にもそれなりの、先ほど町長の話でもありましたし、西高東低であったり、中心市街地の活性化であったりとありますので、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） この、今産官学連携を今後と言われましたけれども、連携のテーマというものはっきりしていただきまして、所信表明の中にありましたように、「わかる行政、伝わる行政」とありましたけれども、三股のいわゆる処方箋ですよ、ここがちょっと問題だから、ここを処方するために産官学連携を組みましたと、誰もが町民の皆さんが、多くの方がわかるような連携をしていただきたいと思います。

ただ、今までが南九大、高専と包括連携協定組みました、具体的などころまで余り伝わってなかったように思います。今度は持ちかけるところからそういうところを細かくしていただくと、より伝わるのではないかなと思いますので、テーマですね、テーマを明確にさせていただくということをお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） このフィールドスタディ型政策協働プログラムですね、これについては、東大ということでもありますけれども、本町とのかかわりある宮大とか南九大というような近くにも大学がございますので、東大に頼る必要があるのかなという気持ちでございます。

ほかのところ、ちょっと見てみますと、椎葉村では、「これからの関係人口構築のあり方～秘境の村で日本の未来づくりを挑戦～」というようなテーマですね。綾町では、「世界中の99.9%の人が知らないユネスコエコパーク地球を救う」というようなテーマでこの東大との連携を深めておりますけれども、本町の場合は、先ほどありました西高東低の人口、地域をどう活性化するか、あるいはまた中心市街地をどうするかなどというときに、この包括連携協定を結んでいます高専などのまちづくりの専門スタッフもいらっしゃいますし、そしてまた宮大等、そういう大学、それからまた民間のところの有識者、そういう方々のお力を借りながら、本町のほうでたたき台をつくったそれについて大いに議論いただいて、そしてその方向性、そして、課題の解決、そういうものに、まずは取り組んでいきたいなというところです。

よく頭のいい人というか、結構、本町のほうにもいろんな形で東大出身というような人から、本町のほうへ来られて、うちのまちづくりを、こう見たときに、なぜ過疎対策奨励金というようなものを出されるんですかと、もうちょっとやはり地域のところにお金をばらまくんじゃなくて、中心地に活力を持たすやり方で、先ほど言いました誘導と、そういう話をされました。そういう方もいらっしゃいました。そういうのを聞いたときに、やはり地元を知らないなど、この町のあり方を知らないなというのを感じて、本当の地元がわかっている、ふるさとがわかっている、どうあるべきかというところへ、やはり地元の委員に、あるいはここにかかわっている人間は大いにわかっているんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いでは、宮崎県のことをよくわかっている先生方、有識者、そういうところで、まずひとつ今後解決策を見つけないかというふうに思っています。ですから、今のところ、この東大のフィールドスタディ型政策協働プログラム、こういうところに頼るといって、私自身の気持ちはございませんけれども、そういういろんなこの本町にといいいますか、まちづくりに、それぞれ縁のある方々等の力を借りながら方向づけしていきたいなというふうに思います。

要するに、国のほうが進めてきました今までの市町村合併もそうですけれども、要するに合併することによって、もっと効率的に行政運営ができるというふうなことで市町村合併が進められましたけれども、実質は周辺が荒廃していく、中心地も空洞化していく、本当に合併がよかったのかどうか、そういうのを考えると、そういうところに頼って新しい方向性のまちづくりを提示されても、それはどうなんだろうかと、我々が我々の町をつくっていくんだと、そういう気概でもってやるべきじゃないかなというふうに感じます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 私も同じような考えなんですけれども、この東大のやつを調べてみますと、今、椎葉と綾のことを言われましたけれども、ほかにも11の県、やっていますが、いろいろ調べますと、地元の大学との包括連携をしながら東大も入るという形がかなり多いんですね。そういうのを知りますと、今言われましたようなことがかなり払拭されていくという気はいたします。

もし機会があれば、この、私が言うのも何ですけども、職員の方々にもっとこのまちづくりという面から緊張感を持たせるという意味でも、このこちらから持ちかけていくというそういうスタイルというのは、どんどん押し進めていただくとありがたいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。三股の特性についてということですけども、今回、町長選で、町長は選挙事務所をご自宅に構えられました。ご自宅は、ご存じの方は多いと思いますけれども、ご自

宅のある地区は古くから「三島」と言われる地域であります。

実は、先日の臨時会で、細目地区単独土地改良事業の説明時に配付されました資料に、町長宅付近が「三島」と記述された地図が使われていました。後で確認に伺ったところ、何と50年前の昭和40年台の地図だったんです。それが今のこの時代の説明資料に使われていたということに改めて驚きました。それだけ変わってないと言えば変わってないということが言えるかと、いい意味では言えるかもしれません。

その選挙事務所開きに、私も同席させていただきましたけれども、その際、事務所を自宅に開設された理由の一つに、3期目に臨むに際して三股の原点に戻ってみるということを言われました。これが所信表明でのあとになってですけれども、「ふるさと三股」に込められているのではないかと勝手に思っていました。

そして、それはまさに三股開拓の父となった三島通庸公に思いをはせるという意味が込められているのではないかと、これもまた勝手に思っておりました。しかし、今現状を見ますと、三島公に関して、行政の動きとして、これといった手ごたえを感じていません。

ちなみにですけれども、来年のNHKの大河ドラマ「いだてん」というのはご存じだと思いますけれども、この中には、日本最初のオリンピックに参加した三島公の六男である三島弥彦さんを俳優の生田斗真さんが演じられるということですので、三股に幾らかは関係あると。ことしが「西郷どん」で三島さんがちょこっと出てきました。以前は、何ですかね、新島襄を描いたやつでも三島というのが出てきました。それぐらい、一応メジャーな人であると私は認識しております。

これまでの一般質問でも何回も取り上げていますけれども、2年後には、三股開拓から150年の節目となります。近々発刊されます地方史、そして来月3日、記念式典の中で原口泉先生の講演が行われます。このような機会に、三股開拓の父三島公の顕彰活動が、今また必要ではないかと思っております。

これまでの50年、100年の節目に建立されているような顕彰碑とは思っていません。三島公の痕跡を普段から知ることができるようなになればと思っております。三島公がなぜこの三股を選んで開拓したのか、どのような開拓であったのか、そして、この実績がこの後どのようなことに影響を与えることになったのか、そういうことを明らかにすることで、三股の特性、地域性を求めようとする動きにつながっていくのではないかと思っております。いかがでしょうか、この件につきましては。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 三股の特性についてということで、三股開拓150年を前にして三島公顕彰計画を考えられないかというご質問に対しましてお答えいたします。

三島公の功績については、本町には資料が少ないものの、その多大なる功績につきましては、本やインターネット上で読み解くことができます。本町の基礎を築き、教育を振興した功績等をきっかけに、その後の三島公の活躍があったと言っても過言ではないと思っております。第5次三股町総合計画後期基本計画の中におきましても、まちづくりに関する本町の特性としまして、文教精神が息づく文教の町、また豊かな伝統文化を継承する町を掲げております。このような地域資源を生かすことが、町全体の発展にも結びつくものと考えております。

先人の功績をたたえ、自分たちが暮らす地域の文化・歴史などの地域資源を理解、活用することによって、地域の特性を生かした暮らしやすいまちづくりが実現していくものと考えております。三島公の功績につきましては、現在編さん中の町史にも掲載を予定しておりますけれども、三股開拓150年の記念としまして、三島公顕彰につきましては、町広報紙等でその功績等を広く皆さんに知っていただくというような特集を組むなどを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 今答弁の中で、三島公の実績を地域資源と捉えていらっしゃるということがわかりました。これは非常にありがたい表現、今までになかった表現だと思いますけれども、この地域資源をどう生かすかということなんですね。広報「みまた」で、町民の皆さんに知らしめるとか、そういうのも必要だと思いますけれども、どっちかといったら、広報「みまた」、それから回覧、一過性のものだと思うんですね。これを一過性のもので終わるんじゃなくて、いわゆる出した側の、表現は悪いですが自己満足で終わるんじゃなくて、恒常的にそれをいつでも確認できるというような形が私は必要ではないかなと思っております。実際、今までもずっと言っていますけれども、北関東とか東北では、さまざまな形で三島公の功績がわかるようにされています。本当にこの三股出身として誇りに思うぐらいのところがたくさんあります。

三島公のつくった小学校が、まず三股の学校なんですね。ですから、全国でただ一つ、三島公の胸像があるのが三股小学校と聞いております。その後、三島さんがつくった小学校が、山形県鶴岡市の朝暘第1小学校というところなんです。朝暘小学校というのは、第1から第6まで、鶴岡市内の中心部は、全部「朝暘」という名がつく学校となっております。ほかにも挙げればキリがないほど三島さん絡みの建物から何からと見ることができます。

そういうような実績の三島公の実績の原点は三股である、これも何回も言っていますけれども、専門家が三股にあると認めております。しかし、その原点である三股にふらっと訪ねて行って、ああ、これかとわかるのは三股小学校の胸像しかないというような気がします。三股開拓の碑は読めません。看板は、一応案内板ができましたけれども。三股小学校の、胸像の横には、「三股を開拓した人」としか書いてないですね。そこからのことは何も書いていません。これも今まで

言っていますが。

先月の9月13日に教育課のほうに、東北大学の大学院の先生が、この先生は都市デザインを研究されているという方ですけども、東北大学から研究のために三股に来られたんですね。三島公の足跡を訪ねてくれました。私も山王原の小倉邸で同席して対応させていただきましたけれども、話をするにつれ、三島公のすごさというのを感じました。これはもう三股の特性の本当に重要なところであると確認できたところでもあります。

それを「ふるさと三股」の中に感じ取れるようにすることも、これから先、考えてもらってもいいんじゃないかなと思っております。例えば、三島公関連で姉妹都市を考えると、子供の交流を行うとか、そうすることによって、振り返って三股を、また理解できるんじゃないかなと思っております。このような学びが、町内の学校教育の場はもちろんのことながら、社会教育の場でも行われるということで、ふるさと三股を全国的な視野の中で捉えることができるようになるのではないかと、そう思っております。

改めてお伺いしますが、そういうような観点から三股開拓150年を節目としての三島公顕彰活動の計画について、町長にお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど企画商工課長がお話ししたとおり、町として、この三島通庸さんの顕彰計画というのは、今のところ全く白紙でございます。今回、町史ができますので、その中にも、いろいろと話を聞いてみますと、なかなか三島通庸さんの、この都城に地頭として赴任し、そして庄内と三股を開拓し、2年足らずで別なところに行かれましたけれども、そのところの実績といいますか、功績がどの程度だったのかということころは、もちろん三島集落の中で大きな道路をつくられて、それで三股の開拓の大元は教育であるということで、教育振興に力を入れてくれたというところ、それ以上のどういうふうな功績があったのかということがはっきりしない以上は、なかなかこの顕彰というところは見えないところでもありますけれども。

ただやはり、その後、東北のほうでも、そしてまた警視総監という大きな仕事もされていますし、そういう三股を足がかりにして、それからまたいろんな各地での活躍があるというのは理解しているところでございますけど、まだ具体的などころは、先ほどお話ししましたように、広報紙等での特集ぐらいしか今のところはないところでございます。

また、楠原さんは非常にそういう歴史に詳しいし、また三島通庸さんのことも十分あちらこちらで調べられて、よくご理解いただいているわけですから、またいろんなことで提案していただくありがたいなというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ありがとうございます。三島公につきましては、町内に資料が少



ないともよく聞いています。けども、専門家が、よその県外の専門家が、三島の功績は三股に原点があると言われてるんですね。そして、動かすことのできない道路が残っているんですね、建物じゃないですけども。これはもう非常にそれだけでも価値がある。

先ほど言いましたけれども、東北大学の大学院の先生は、あの三島地区の道路をメジャーでずっと測るんです。ずっと測られて、メモされていくんですね。これが都市づくりの原点であるという研究をされていて、研究論文が完成したらお送りしますということで、わかりませんが、もとといったところでしたけれども、完成したら送っていただけるという、これも一つの資料に、今後なっていくんじゃないかなと思います。

それから、あれと思ったのがですね、三島公については、発刊する町史の中に掲載する予定とさっき課長さんが言われましたけれども、今の段階、ここについて、まだ予定なんですか。ちょっとそれ、お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在、編さん中ですので、一応予定という表現をいたしました。が、ほぼ間違いなく三島公について記述があるということでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ついでと言ったら何ですけども、発行部数、価格、これ何回も聞いていますけど、わかっていますか。

○議長（池邊 美紀君） 趣旨がちょっと違うので。

○議員（3番 楠原 更三君） でも、今までもずっと聞いている、もう……

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 11月3日に発刊予定で延期したということですけども、既にもうわかっているはずなんですよ。11月3日、あそこで記念式典がある中で、そういう報告も当然されるわけですから、もう1カ月もない今、説明できるんじゃないかと思っておりますのでお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 町史の編さんにつきましては、全員協議会のほうでご説明しましたとおり、11月3日には町史の申し込み用紙で知らせるという形で本の紹介をするということで、実際の発刊をおくらすという形で今進めているところでございます。

金額は、それこそ内部では言及してはるんですが、この後ですね、今週、町長の協議を入れておりますので、まだ発表するわけにいきませんので、済みません。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） わかりました。もうこれ以上突っ込みません。

次の質問に移ります。梶山城を含む山城ですね、これを郷土学習の一つとして学校教育、社会教育の中に入れられないかという質問ですけれども、この城跡整備については、町史編さん事業が終了してからということはお伺いしておりますけれども、少し質問させていただきます。

本町の第1号の指定文化財が、大昌寺跡、梶山城跡の麓にあるやつですけれども、この大昌寺跡に、本年度になって、三股中学校の先生が数名、幾度となく訪問されたということを知っています。そのときに、本丸跡まで行くことができているならば、その後の郷土学習がより充実したものになるのにと感じました。

ことしの1学期の中ごろ、中学校の1年生全員で勝岡城、梶山城、樺山城巡りを実行されています。それも全員歩いてです。それが先日の中学校の体育大会での1年生の団技の中、それと「三股魂」という旗の中に、その経験が少し生かされていたように思いました。「ふるさと三股」を知るためのすばらしい試みをされたと思っております。このような規模の試みというのは、これまでもあったのでしょうか、伺います。なきやないでもいいんです。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 町の、いわゆる文化財・史跡等を巡る教員向けの研修会等は毎年やっています。小学校の3年生・4年生の担任と中学校の社会科の担任、やっております。今回、その社会科の担任、多分、三股魂でいこうというような予測はされますが、恐らく山城をずっと歩く、恐らく歩く、あるいは走るという感じでやられたんじゃないかなというような気がします。小学校1年生、中学校1年生が全てがこう行ったというのは、ちょっと聞いてはいないんですけども、そうやって関心を持っていただく先生、そして子供たちが少しでもふえたということは、非常にありがたいなというふうに思っております。

教育委員会でそういったのを企画したのではありません。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 私も見ましたけれども、ずっと続いてましたから、全員だと思っております。何かとそのときは思ったんですけれども。まあ歩いて、そう何時間もかかるようなことではないかと思ったんですけれども。

何回も言いますが、こういう狭い町の中に戦国時代の山城が、一応山城と言われるものが3つあるんですね。こういうのは、これだけの狭いところで3つというのは非常に珍しいのではないかと思います。都城、島津家が五口六外城、6の外城、6つの中の2つは勝岡と梶山なんですね。それだけでも、なぜそうなのと、三股の特性につながるんじゃないかなと思いますけれども、梶山城は、特に何回も激しい戦いがあったと、それこそ町史に書いてありました。今度のはどうなるかわかりませんが、何回も何回もあったと。ネットで見ても出てきます。なぜ

そこでそんな激しい戦いがあったのか、それを知ろうとすることだけでも三股の特性というものに近づけるんじゃないか。

それから長田地区には12の集落に3件、4件の武士を配置したと本に書いてあります。なぜなのか。仕事は山回り役ということで配置されたということですけども、それが今の長田の基本的な集落になっているということなんですね。そういうふうに、三股の特性というのを知るということは、いろんな場で可能であれば行って見ることができる、読むことができる、知ることができるというふうにつながるというんじゃないかなと思いますけれども。

何せ、やっぱりお金が要るわけなんですね、何にしても。で、エアコンの問題も出ましたし、ほかの要望もいろいろあるわけですけども、この行政サービスの一環として、普段からふるさとを知る教材としての史跡の整備、それから説明板の設置、そういうものがあれば、山城というのをもっと身近に感じとれるんじゃないかなと思います。山城を郷土学習の一つとして、学校教育、社会教育の中に入れられないかということについてと、その予算について、どのようにお考えか伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 山城を郷土学習の一つとして学校教育や社会教育の中に取り入れられないかというご質問にお答えいたします。

町内には、梶山城址を初め、勝岡城址、樺山城址などの山城がございます。これらの山城は、南北朝時代築城された貴重な文化遺産でありまして、観光資源としてはもとより、文教の町三股の誇りとして位置づけられ、郷土学習の教材としても大いに活用が期待されているところでございます。

しかしながら、この整備事業の全体構想については、梶山城址を例にご説明いたしますと、現在、用地を購入を進めている途中でございます。具体的な整備計画の策定には至っておりません。用地購入の状況につきましては、平成29年度末現在の取得率は、総面積に対して約28%の状況です。また、買収対象地には複数名義の共有地が多数存在しまして、相続手続も未処理のため、買収に当たっては大きな困難を伴い、相当な時間を要すると思われまします。用地購入が終了し、国指定を受け、町が開発公社から土地を購入し、整備するまでには、さらに時間がかかることが予想されます。

したがって、説明板の設置を含めた今後の山城の整備につきましては、専門家の意見を聞いて取り組みたいと考えておりまして、現段階で有効な活用ができないかについては、関係課と協議をしながら進めていきたいということで、今のところ予算については、その土地買収の予算が主ということになっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 総面積の28%と言われましたけれども、あれはもう何ですかね、中心部に対しての取得率というのわかりますよね。周辺は除いてですよ。本丸、二の丸、そういうところの取得率、わかりますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今現在、想定している縄張り図をもとに28%で、主に購入が進んでいるのは、その中心部、本丸あたりが主には買収しているんですが、中心部が何%というのは、まだわからないというのと、もう一つは、その縄張り図のどこまでというのを、今後専門の検討委員会、立ち上げますので、今年度中にですね、その先生方にさらに詳しく調べてもらって、どこまで買収というのは決めたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 先ほどありましたけど、スピーディにできるだけ可能な限りお願いしたいと思っております。

最後の質問に移ります。「産業いきいきプロジェクト」の中で六次化のことが取り上げてあります。先ほども説明、幾らか受けましたけれども、町長選の際のリーフレットにおいて、ゴマ、プチヴェール、どぶろくと、資料のほうはありますけれども、最後のほうに、ゴマ、プチヴェール、どぶろく等としてありますが、非常に細かいんですけど、この「等」に私はちょっと絡みたいんですが。

例えば、アーモンドはどうなっているんでしょうか、少し気になっております。また、この「など」の中に、三股らしいストーリー性のある特産物の開発というものは考えられないのでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 三股らしいストーリー性のある特産物の開発は考えられないかというご質問に対してお答えいたします。

ご質問のとおり、背景やストーリー性を持った魅力ある特産品の開発に取り組んでいくことは大事なことだと認識をしております。また、それに伴う販路開拓や販路拡大の支援、そしてブランディングに取り組んでいくことも継続的に事業を維持するために大変重要な課題であると考えております。

現在、本町では、地域資源を活用した新たな取り組みを支援していくため、三股地域ブランド発進事業補助金を創設しております。これは本町の産業振興及び地域の活性化を図るため、住民、企業及び団体による農商工連携や、六次産業化等の新たな取り組みにより、三股町産の地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発発進等を目的とした事業に対し、経費の一部ではございま

すが、支援をする補助金でございます。

この補助金制度は、平成28年度から実施しております。初年度が4件、昨年度は2件でしたけれども、そして本年度が3件の事業を採択しているところでございます。まだ商品化や販路開拓に至っていないものもございまして、採択した事業については、求められるニーズに合った情報の提供や専門家のアドバイス、セミナーを受けられるような支援体制を構築し、フォローアップを図っていきたくと考えております。

また、引き続き、商工会や町雇用創造協議会等の関係機関との連携をしていって、商品価値の高い特産品の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 質問が、三股らしいストーリー性のあるというところを、私は詳しくお聞きしたいんですけども。そういうものを考えられないのかどうかということをお伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね、歴史上、いろいろかかわりのある作物とかそういったものもあると思いますので、そういったものを調査、勉強していって、提案していくことも可能かとは思っておりますが、今のところはいろいろ、生産者であったり事業者であったりというところと話し合いながら、実現可能な新製品の開発というところに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） わかりました。難しいというのは、当然わかりますけれども、ご存じではあると思いますが、江戸時代に書かれました「庄内地理志」及び「三国名勝図会」、この本を見ますと、三股の特産物がたくさん書かれています。江戸時代のことですが、私が言いたいのは、このストーリー性ということですね。書かれている中には、徳川将軍の代わりごとに派遣された巡見使に献上された特産品もあります。

これは2つの本をごちゃ混ぜにしているんですけども、寺柱街道絡みで二十数種の特産物が書いてあります。明記されています。それから、梶山街道絡みで三十数種の特産物が書かれています。これもこのストーリー性を持つという意味で使えるんじゃないかなと思いますが、中には、ハヤのクロ漬けとか、フナの粕漬けとか、非常に具体的なそういう産品名も出てきています。それから、長田のほうに行きましたら、キリイシとかですね。江戸時代から、ああ、もっと有名なのは、ヤマワニンジンですね。そういうようなもの、どうのこうの考えていくと、これは具体的

に特産物となるんじゃないかなと思いますけれども、検討される価値があるでしょうか、どうでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今ご提案がありましたとおり、検討していく価値はあるかと思えます。ただ、それでどのような製品を開発していくのか、またそれが実際、世間に受け入れられて販路拡大につながっていくのかというところまで考えていかないといけないと考えておりますので、そこには役場のほうからも提案はできるんですけれども、それに乗っていただける事業者さん等が必要となってきますので、そこら辺での検討を重ねていった上で可能かどうかというところを考えていきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 「ふるさと三股」をこれだどつくるためにも、これから未来を見詰めるだけではなくて、過去を振り返って、そして今まで気づかなかったような三股に気づくとか、そういうようなことを繰り返しながら、三股らしさというのを少しずつつくっていただくようお願いをしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時18分休憩

午後2時30分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、堀内君。

〔6番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（6番 堀内 義郎君） 発言順位7番、堀内です。早速、通告していた質問に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先月、今期定例会において町長が所信表明され、3期目の就任に当たり、所信の一端を述べられました。これまで同様、謙虚に誠実にふるさと三股の活性化、発展のために頑張るということであります。

スローガンに掲げている「自立と協働で創る元気な町みまた」として、町民との協働でまちづくりを推進するため、1期・2期目に取り組んだ事業を評価しながら、まだ不十分なところを検証しつつ、これからのまちづくりを考えなければならないと考えているとのことでありました。

そこで、5つのプロジェクトを拡充することで町の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進

めたいということですので、最初に、まちむら元気わいわいプロジェクトについてお聞きいたします。この件は、前議員も質問されておりますが、これだけ関心が高いということもありますので、コンパクトシティのまちづくり、五本松団地跡地の再開発の具体的な取り組みについてどうなのかお聞きしますので、よろしくをお願いします。

後の質問は、質問席にてお聞きしますので、お願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町長の公約について、まちむら元気わいわいプロジェクトにおいてコンパクトシティのまちづくりの具体的な取り組みについてのご質問ですけれども、この五本松団地跡地再整備については、先ほど、私の基本的な考え方について、楠原議員の質問に回答したとおりでございます。

現在、担当課で鋭意取り組んでいますので、担当課長のほうから、この進捗状況について詳しくご説明いたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 五本松団地跡地活用については、今年度から都市整備課の業務として取り組んでおります。業務を進める上での全体のスケジュールを、おおむね4年から5年程度と設定しております。今年度は、整備に関する基本構想のたたき台を3パターン程度作成することを目標に業務に着手しております。

まず、今年度上半期は、情報収集と先進地視察を中心に業務を進めております。新たな拠点施設の整備を検討する上で、さまざまな整備手法や関係法令、先進的成功事例など幅広く情報を収集し、職員のスキルアップを図ることが重要であると捉え、都城市に先日オープンしました中核施設や旧4町の温泉施設の維持管理、運営状況の調査を初め、先進的事例調査として、佐賀市や福岡県うきは市、大分県津久見市のほか、新潟県長岡市、見附市、三条市などの視察を行いました。先進地の選定については、健康、交流、にぎわいのキーワードに関する先進的な取り組みが成果を上げている自治体を調査し、実施しております。

また、PPP/PFIといった事業手法について、担当職員の知識を深め、最新の情報を収集することも必要不可欠であると考えております。そのため、国土交通省九州地方整備局に出向いて官民連携に関する補助事業の相談会に参加したり、熊本県長洲町で開催された官民連携セミナーにも参加してまいりました。

これらの情報収集や視察研修を行うと同時に、町民のニーズ調査も重要であると考えております。手始めに、職員みずからアンケート調査を実施しております。6月に行われましたものづくりフェアの来場者や、健康管理センターで行われる乳児健診等の受診者などに協力いただきまし

て、まちづくりに関するアンケート調査320人分を実施しております。

このように、上半期においては、職員も主体的に動き、拠点施設整備に向けて準備段階として計画的に業務を進めてまいりました。これからは、基本構想のたたき台をつくる段階に入っております。そこで、先日、プロポーザル方式により業者選定を行い、今年度の委託業務契約を締結し、年度末に整備に関する基本構想の案を作成する予定としているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 五本松団地跡地の利活用ということでお聞きしていますけども、前議員からもありましたように、コンパクトシティ、その一端ということで、コンパクトシティの中の駅前とか駅周辺とか役場エリアについて、いろいろ、これまで整備されてきたかと思えます。例えば、駅舎の利用とか駅広場の利用、あと物産館の整備とか、役場周辺については歩道とか避難時の誘導灯、防犯灯、それがあるかと思えますけども、今、話題となっている五本松団地跡地については、前回の質問も行ったときに、スケジュール的に行っていきたいということがありました。

新聞にもいろいろ書いてあったんですが、これを参考にさせていただくんですが、後になるかどうかわからないんですけども、10月に都市整備課の中に五本松交流拠点施設対策係というのを置くということでもありますけども、具体的な人数とか、そういったことがわかったら教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 10月1日をもちまして、五本松拠点整備推進係という形で、1名の専属職員という形で業務を行っているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） いろいろ、1名ということで大変なこともあるかもしれませんが、本当に重要な案件でございますので、進めていければいいかと思っております。

都市整備課としては、「健康と賑わいと交流拠点」ということで、いろいろ視察を行ったり検討しているということですが、町民からもいろんな、温泉プールとか宿泊施設——宿泊施設については、前議員からも民間の合宿所をちょっと予定があるということがありました。また別に、多目的ホールとか物産館などというものもあるというふうな、新聞記事にもちょっと書いてあるんですけども、そういったことも見据えていろいろ開発していきたいということもございますけども。

コンパクトシティを進める上で、もし建てるとした場合、今ある、よかもんやを含めての物産館の構想も入っているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。



○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど質問にもいろいろお答えしたところなんですけれども、やはりこの地域にある公共施設あるいは準公共施設、そちらのほうの役割、機能をしっかりと把握し、重複しないような形で取り組むということが大事かなというふうに思いますので、まずはその機能分担、役割分担、そういうところをしっかりと押さえながら、五本松がどういう役割を果たすべきなのか、そういうふうな観点から再整備に取り組むということでございます。

健康、そして文化、食、子育て、高齢者の居場所づくり、いろいろと住民からの声も聞いておりますけれども、そのあたりをしっかりと整理して、そして持続可能な、そして負の遺産というふうにならないような取り組みをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 今の物産館のよかもんやについてはちょっと困ったところで、なかなか、日々利用する方についてはいいんですけども、いろいろ朝市とかそんなものは不便なところがあるかなということで、それを五本松団地跡地に持ってくるとするならば、今のよかもんやの跡地をどうするかとか、複合してやるのかということもありますので、そういったことを含めて、またいろいろ検討していただければいいかと思っております。

いろいろ記事とか見ていると、地元紙の、5年後をオープンに考えているということも書いてありますけども、先ほど言いましたように、スケジュール的にやっていきたいというふうなことでございますけども、四、五年後についてはどう考えるか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 任期が、私、4年でございますので、その4年内に完成を目指したいんですけれども、やはりこれは非常に大きな事業でございますし、そしてまたしっかりと皆さんの声を聞くという時間的なスパンも必要ですから、5年ぐらいかなという感じがいたしますけれども、4年内には着手にこぎつけたいなというふうには思います。目標は、完成でございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） できるだけ早く、木佐貫政権の中のうち、本当、起爆剤の土地となると思いますので、よろしく検討のほう、お願いしたいと思います。

次の質問になりますけども、小鷲巣地区の宅地分譲についてお聞きいたします。

土地取得の交渉や造成など、具体的にどう実施していくのかお聞きいたしますけども、この件については、平成26年に過疎防止についての陳情書が提出されて、28年から具体的に候補地選定されていって、いろいろと問題も出てきたんですけども、去年、いろいろ町の方もご理解もいただいて、新たな選定地で話を進めていくということでもございました。具体的にどう実施していくのか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 小鷺巣地区の宅地分譲につきまして、現在の進捗状況と今後の予定について回答させていただきます。

平成26年12月に、宮村地区の小鷺巣地区過疎防止の施策を求める陳情書が提出されております。そして、平成28年2月には、具体的に小鷺巣地区で候補地を選定した宮村小鷺巣地区過疎対策活動報告書が提出されたところでございます。これを受けまして、町の関係課職員で現地を確認し協議を重ねた上で、宅地分譲の候補地を定めて、現在、用地取得に向けて地権者と交渉をしているところであります。

今後、地権者の了承が得られましたら、今年度内に用地を取得して、来年度以降に土地の造成及び販売を開始したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 新たな土地については、いろいろ今、進めているということでございますが、中には亡くなった方の手続がちょっと進んでいないというふうなところも聞いておりますけれども、もし、この新しい、今選定した土地がだめだということになれば、今後新たにまた協議会と選定したいところを見つけていくのか。町長としては実施するというものでありますので、その点についてどうなのか、お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まずは現在進めております地権者との用地交渉、こちらのほうに努力をしたいなというふうに思います。それ以外のところもいろいろと、この小鷺巣地区からの提案があったんですけれども、学校に近く、そしてある程度交通の便がいいところというところできいろいろと検討したところ、今のところが一番いいのかなと。

ただ、今の予定している場所も、埋蔵文化財の包蔵地といいますか、そういう土地でございますので、試掘もしなくちゃならんのかなというふうには思っておりますけれども、まず第1にここを進めたいと、第2は今のところ考えていないところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 今、町長からありましたように、この小鷺巣地区というのは、お話があったとおり、遺跡、これが今いろいろ出て、今までも遺跡調査とかされてなかなか進まない面があった。要するに、単価が上がったり、調査費にいろいろかかったということでございますけれども。

今回の土地については、遺跡調査もするということを含めてあるんですけれども、遺跡調査した調査費用とか、それについては、この造成費の中に含まれるのかどうか、お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まず、埋蔵文化財の包蔵地ということで、開発行為を行う前に試掘をして、遺跡が実際そこにある可能性があるのかということ进行调查いたします。それで、遺跡があるということになれば、発掘調査をいたします。その費用は開発者が持つということになっているようですので、造成費用とは別に、そういった調査をする費用というのが発生するということでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） この前の選定地については、概算工事費を見ていると、発掘調査費が、これ入った単価で、坪単価が5万6,000円ちょっとぐらいになったということでございますけども、今回はそれは考えていないということではありますが。

単価としては5万円内が一番の理想だと思うんですけども、それについて、もしよかったら、抑えてできるのかどうか、わかれば。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） やはり町の施策として、小鷺巣地区の児童生徒、子供たちをふやす、そのような施策の一環でありますので、できるだけ販売価格を抑えていくということで、そして条件としまして、やはり子供さんがいる家庭と、そういうふうな条件をつけながらやっていきますので、以前、眺霧台、そちらのほうも、採算性じゃなくて、やはり政策としての販売価格というところを検討しましたので、また同じような方法で進めていく予定でございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） ぜひ、この地区については子供は減っているということでありますので、協議会発足してから、もう五、六年ぐらいたつのかなということで、少しずつまた進めていって、宮村小学校の増加につなげていければいいかと思っておりますので、このこともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になりますけども、エアコン設置の件についてお聞きいたします、熱中症対策ですけども。この点についても、前議員からあったんですけども、とりあえず通告が、最初に通告はあったんですけども、聞けるだけ聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

小中学校の施設について、予算と今後の予定についてお聞きいたしますけども、エアコン設置については、ことしの酷暑続きで熱中症になるというのがきのうの一般質問でも多くいらっしゃるということで、もはや災害であるということでは言われていますということでありました。

この件について、非常にこれは関心が全国的にも高いということでありまして、何人かの議員の方々も、三股を問わずいろいろ質問されておりますけれども、きのうの答弁にありましたとおり、全クラスに計画的に整備したいんですけども、事業費とかいろいろな設計費、設置方法など、

相当な財源が必要だということでもございました。いろんな国の動向、県の動向とか助成金とか、そういったことを考えているということでもございましたけれども、難のときはいろいろどこかの予算をちょっと見つけ直さなきゃいけない、要するに捻出もしていかなければいけないのかなということもあるかなということも聞きますけども、それについてどうお考えなのか、お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 小中学校のエアコン設置について、設置関係の予算と今後の予定ということでお答えします。

小中学校のエアコン設置につきましては、ほかの議員の方のご質問にお答えしたとおり、現在、設置の方法や事業費について検討している段階でございます。直轄事業にするのか、リース方式にするのか、または民間資金を活用したPFI方式にするのか、設置方法によって予算の計上の仕方が大きく変わってくるために、現段階で事業費や予算について示すことはできないということでもございます。

今後の予定につきましては、国の助成金とか補助要件を注視するとともに、直轄事業で行う場合は、基本設計の予算を確保して調査設計を委託する必要があると考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 予算についてはそういうことということでもありますけども、今後の予定についてですけども、きのうの答弁におきましては、できるだけ早期に対応が必要ということでもありました。しかし、時期は未定ということであったと思いますけども。

温暖化は進む一方ではありますが、そのうち、ほかの自治体をちょっと参考にするのもなんですけども、ある市の市長は、公約として2022年までには対応できるようにしたいとか、いろいろ補正を組んだりした自治体もあるということでも聞いていますけども。

時期はあくまでも未定ということでもありますけども、未定というのがどこまで未定なのかちょっとわからないんですけども、町長が先ほど言いましたとおり、今後4年間で、今までの事業を含め、今後新しい事業を含め、より花を咲かせていきたいとありました。先ほどの五本松もそういうことでもございますけども。エアコンについては、花を咲かせたいということについて町長の思いがありましたら、もしよかったらお願いしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） このエアコン設置については、どの町でも、日本国中、喫緊の課題だというふうな認識は持っております。先ほどから話がありましたように、直轄方式なのか、リース方式なのか、PFI方式なのかということで、今、検討を進めているところでございます。やはり設置するだけのインシヤルコストだけ、初期投資だけを考えるのではなくて、その後のラン

ニングコストを考えながら、どういう方式にするかを検討すべきじゃないかなというふうに思います。

といいますのも、やはり最初設置しまして、その後、直営でしますと、ずっと町のほうで維持管理、修理関係もずっと持っていなければなりません。しかし、PFI方式とかリース方式になると、委託したところ、民間のほうで維持管理まで全てやっていきますし、そういうふうな運営関係が非常にスムーズに行くということで、文科省のほうでもPFI方式を推進しているところでございます。

このPFI方式では、やはり国の補助事業に3分の1が使えますし、直轄でやるのと同じ補助事業という対象でありますので、そういう長いスパンでの捉え方で方向づけするのが一番適当ではないかなということで、今、検討を進めているところでございます。

そういう意味合いでは、ちょっと時間がかかりますけれども、来年度の夏に間に合うかとなるとなかなか厳しいのかなと。再来年度までにはもう設置ができる、そういうふうな環境づくりといたしますか、取り組みはさせていただきたいなというふうに思います。ことし、国のほうでも補正をつけるということでありますので、そのときに手を挙げるのか、それとも1年おくれで手を挙げるのか、そのあたりも含めて検討させていただいて、早急に、そしてまた一斉に、学校間の格差ができないように取り組みたいなというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思ひますけども、この前、運動会の話になるんですけども、宮村小学校の運動会に出向いたんですけども、そのときに、新しく就任された校長先生が、三股町は子供のためにいろいろ予算を組んでくれますねということをおっしゃいました。本当、私も子育てにいいまちづくりを進めているんじゃないかと思ひますので、エアコンについても、今後、いろんな予算とかスケジュール等が出てくると思ひますので、熱中症については災害ということも含めて、できるだけ速やかに対応できるようにお願ひしながら、次の質問に移りたいと思ひます。

草刈りの質問に入りますけども、町道、公園の草刈りについてお聞ひいたします。

近年、温暖化の影響ということで、高温で多湿、多量の雨が降り、気候的にも草木の伸びる早さというのも早くなったような気がしているんですけども、公園や町道の草が伸び、刈ってほしいというふうな声を聞きますが、現状はどうか、お聞ひいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 公園の草刈りについての要望は、今、堀内議員のほうからとも言われましたように、特にことしは天候不良ということで、イネ科系の植物が繁茂しまして、多く寄せられているところであります。

公園草刈りは、基本的には公園管理委託職員で対応しておりますが、2名の少人数のため、一部の公園はシルバー人材センターへ年間を通じて委託しているところでもあります。

また、町道の草刈りにおいては、幹線道路7路線、延長約13キロは、7月から10月までの間に2回の草刈り業務委託を業者のほうに発注している状況であります。また、その他の道路については、道路委託職員2名で随時循環を行い対応して、要望があれば、現地確認後、対応を行っているところでもあります。

また、ずっと住みたい協働推進事業の中で、道路等環境整備事業においては、4地域の道路約7.7キロを地元の団体に草刈りを行っていただいているところでもあります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 草を刈ってほしいという声があるということで、7月末にも私のほうにも電話がありまして、公園の草を刈ってほしいということで、2カ所、広場を含めて。というのは、地元の方、私の地区じゃないんですけども、グラウンドゴルフができないということはどうにかできないのかなということで、公民館としてもどうしたらいいのかわからないというふうな状況でしたので、ちょっと役場のほうに相談してみますということでいろいろ相談させていただいたんですけども。

先ほどありましたように、2名の委託職員で定期的に刈っているということでありましたけども、なかなか手が回らないということもありまして、すぐ使うのであれば自分たちで刈ったほうがいいんじゃないかなということで、次の質問にもありますが、こういった事業がありますよということで、これを使って、あるいは自分たちでこういったのを使って刈ってみてはどうですかということで事をなしたんですけども、次の質問であります、公園等環境整備協働事業及び備品等貸出事業というのがあるんですけども、これについての実績と、先ほどありましたように、こういった周知がされているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 公園等整備協働事業及び備品貸し出しの最近の実績ということですけど、公園の整備事業におきましては、平成29年度、昨年度より事業を開始しております。昨年度が対象公園23カ所、これは大体1,000平米以下の手押しの機械で刈れるところを対象にしております。活動状況といたしまして、7団体で12カ所の草刈りを行っていただいております。平成30年度では、対象公園を25カ所といたしまして、活動団体は7団体で9カ所の公園を、現在草刈りを行っていただいております。

備品貸し出しは、2トントラック1台、軽トラック1台、自走式——手押し式ですね——草刈り機1台、背負い式の草刈り機2台の貸し出しを、土日、庁舎が閉庁のときに貸し出しをしております。

平成29年度は、24、申請がありまして、貸し出しを行っております。貸し出し先は、小学校のPTA、自治公民館、なお、同支部等に貸し出してあります。

30年度が、8月末時点で37の貸し出し、こちらも小学校PTA、自治公民館、支部、地区の団体等に貸し出しを行っております。

周知方法については、年度初めの回覧及び町ホームページにおいて、ずっと住みたいまちづくり協働推進事業の事業周知を行っているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 公園等環境整備協働事業については、ほとんど、もう半分もなされていないかなという感じを受けたんですけども、この周知について、ホームページあるいは回覧等で行っているということですが、周知についてのあれですけども、地区座談会等で、こういった事業があつて、もし必要な場合は刈ってほしいということをお願いできれば、ちょっと負担も減るのかなと思いますけども、地区座談会でもこういった周知がちょっとできないのかをお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 平成29年度に事業を始めましたので、そのときには、地区座談会においても周知ということでお知らせはしておりますが、ことしについては、新規事業の周知ということで、こちらのほうはもう回覧とホームページということとさせていただいております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 地区座談会においては公民館長さんが来られるんですけども、公民館長さんもほとんど半分ぐらいは1年交代ということで、こういった事業があるというのをなかなか知らないと思うんですけども、こういった事業があれば、役場の委託職員の負担とかあるいは自分たちで率先して刈ることができるかと思っております。

草刈りについては、シルバー人材センターにも委託しているということとありますけども、シルバー人材センターについて、小公園のみ刈っているということだと思いますが、いろいろ話聞いてみると、人材センターもなかなか人手不足もあるということとありまして、人を集めるのに苦労しているということがありますので、できればこういった事業があるということで、要するにこの2つの事業の目的、趣旨を見てみると、自主的な公益活動を支援し、地域住民との協働によるまちづくりの活動の促進を図るとありますので、町長が言われるように、いろんな協働のまちづくりということを考えるとこれも基本になるのかなと。要するに、何でもかんでも役場のほうに頼めばいいというんじゃなくて、自分たちの地域はできるならこういった事業を使う、そのためにはいろんな周知していくというような。役場についても、不足があればそれを補いながら、

できるだけ町民でやりやすいような活動づくりというか、そういった事業をずっと進めていかればいいのかと思っておりますので、その点、よろしく願いしながら、今回ちょっと早かったですけども、一般質問にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

---

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時04分散会

---



---

平成30年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成30年10月11日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

平成30年10月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 総括質疑  
日程第2 常任委員会付託  
日程第3 質疑(議案第71号・第72号及び諮問第2号)  
日程第4 討論・採決(議案第71号・第72号及び諮問第2号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑  
日程第2 常任委員会付託  
日程第3 質疑(議案第71号・第72号及び諮問第2号)  
日程第4 討論・採決(議案第71号・第72号及び諮問第2号)
- 

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	木佐貫 辰生君	副町長	.....	西村 尚彦君
教育長	.....	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	.....	黒木 孝幸君
企画商工課長	.....	西山 雄治君	税務財政課長	.....	綿屋 良明君
町民保健課長	.....	横田 耕二君	福祉課長	.....	齊藤 美和君
農業振興課長	.....	白尾 知之君	都市整備課長補佐	.....	山領 日登志君
環境水道課長	.....	西畑 博文君	教育課長	.....	鍋倉 祐三君
会計課長	.....	川野 浩君			

---

午前10時00分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 総括質疑**

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、全体審議します議案第71号、第72号及び諮問第2号を除く全ての案件に対する質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場あるいは全体審議の場で行ってください。

議案の内容を整理した上で、議案番号順に4つに分けて行います。

それでは、議案第52号から第60号までの決算の認定に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第52号から第60号までの総括質疑を終結します。

次に、議案第61号及び第62号の条例の改正に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第61号及び第62号に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第63号から第70号までの予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第63号から第70号までの総括質疑を終結します。

次に、報告第4号から第7号までの報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、報告第4号から第7号までの総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

---

## 日程第3. 質疑（議案第71号・第72号及び諮問第2号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、質疑を行います。

議案第71号、第72号及び諮問第2号を一括して行います。

質疑の回数は、1つの議題で5回までといたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

---

## 日程第4. 討論・採決（議案第71号・第72号及び諮問第2号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第71号「教育委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第71号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり同意されました。

続きまして、議案第72号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第72号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり同意されました。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

諮問第2号は、適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と可決されました。  
しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時05分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時15分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

----- . ----- . -----  
○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時15分散会  
-----

議事日程(第5号)

平成30年10月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
  - 日程第2 質疑(議案第52号から第70号の19議案)
  - 日程第3 討論・採決(議案第52号から第70号の19議案)
  - 日程第4 意見書案第3号及び発議第1号一括上程
  - 日程第5 意見書案第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決
  - 日程第6 常任委員会の視察研修報告
  - 日程第7 議員派遣の件について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
  - 日程第2 質疑(議案第52号から第70号の19議案)
  - 日程第3 討論・採決(議案第52号から第70号の19議案)
  - 日程第4 意見書案第3号及び発議第1号一括上程
  - 日程第5 意見書案第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決
  - 日程第6 常任委員会の視察研修報告
  - 日程第7 議員派遣の件について
- 

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員 (なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長 .....	黒木 孝幸君
企画商工課長 .....	西山 雄治君	税務財政課長 .....	綿屋 良明君
町民保健課長 .....	横田 耕二君	福祉課長 .....	齊藤 美和君
農業振興課長 .....	白尾 知之君	都市整備課長 .....	上原 雅彦君
環境水道課長 .....	西畑 博文君	教育課長 .....	鍋倉 祐三君
会計課長 .....	川野 浩君		

---

午前10時00分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 常任委員長報告

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を、会議規則第76条の規定に基づき、報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案57号、58号、59号、60号、61号、62号、68号、69号、70号の計9件でございます。以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第57号「平成29年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、平成29年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計の歳入決算額4,762万6,370円、歳出決算額4,637万4,150円、翌年度繰越額125万

2,220円とするものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号「平成29年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、平成29年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入決算額3,781万7,114円、歳出決算額3,715万7,187円、翌年度繰越額65万9,927円とするものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第59号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、平成29年度三股町公共下水道事業特別会計の歳入決算額5億3,448万3,595円、歳出決算額5億2,735万660円、翌年度繰越額713万2,935円とするものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第60号「平成29年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求められたものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、残余96万872円を翌年度に繰り越そうとするものであり、次に、決算の認定につきましては、当年度純利益は6,066万334円となっております。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

議案第61号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、情報交流センター「あつまい」の利用、活用の拡大を図るため、利用時間及び用途の区分、並びに料金等について所要の改正を行うもので、それに伴い、三股町使用料及び手数料徴収条例についても、所要の改定を行うものであります。

審査の結果、「あつまい」の周知を徹底してほしいという意見がありました。慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第62号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」、本案は、下水道使用料の算定方法について、使用者が下水道に排除した汚水の量を認定するために、計測装置をできるものに改めるとともに、規則により、計測装置の設置届を求め、合わせて、汚水排除料申告書の提出を免除するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第68号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額4,782万4,000円に、それぞれ125万1,000円を追加



し、歳入歳出予算の総額を4,907万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものです。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第69号「平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は、歳入歳出予算の総額3,740万円に、それぞれ65万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,805万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものです。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第70号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額6億2,858万7,000円に、歳入歳出それぞれ713万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,571万8,000円とするものです。

歳入につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものです。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第53号、54、55、56、64、65、66、67号の計8件です。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第53号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額35億3,330万4,217円、歳出決算額32億7,068万4,667円、翌年度繰越額2億6,261万9,550円となっております。

審査の中で、今回提出された資料より生活習慣病が医療費の4分の1を占めている、急速に進む高齢化を背景として、特定健診、保健指導を受け、生活習慣を改善し、みずからの健康を維持することが医療費の適正化につながるんだという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額2億5,409万7,093円、歳出決算額2億5,301万1,599円、

翌年度繰越額108万5,494円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号「平成29年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額22億6,559万9,355円、歳出決算額22億3,290万360円、翌年度繰越額3,269万8,995円となっております。

審査の中で、決算書212ページから214ページにおける流用の内容について確認しますが、明確な回答が得られず、後日資料を追加し説明を受け、審査を行いました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額1,918万7,318円、歳出決算額1,534万3,394円、翌年度繰越額384万3,924円となっております。

本審査に伴い、歳入歳出の状況における各項の内訳を要求し、提出してもらいました。結果、介護サービス事業本来の位置づけを確認でき、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第64号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、1億9,856万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億6,537万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、平成29年度収支決算による繰越金を増額し、歳出の主なものは、平成29年度国保事業費等精算による国庫支出金の償還金及び一般会計への繰出金を増額するものであります。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」、444万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,173万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の現年度分及び平成29年度収支決算による繰越金を増額し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額するものであります。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、3,390万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,159万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額し、歳出の主なものは、基金積立金、国、県への過年度分返

還金及び一般会計への繰出金を増額するものであります。

審査の中で、介護保険特別会計から一般会計へ事業費の一部が組みかえられたことにより、高齢者を介護している家族の経済的負担が懸念されるのではないかという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、384万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額2,112万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額し、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額するものであります。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

今回、付託議案に対し福祉課が説明する中、審査するために確認すると、幾つか回答が当日得られず、後日新たな資料追加にての説明となりました。審査が滞ってしまいました。さきの3月定例会においても、介護保険条例の改正を巡って付帯意見を付して経過報告しております。内容は、保険料アップに対し、町民へ町の健全な財政含め周知理解を図る上で、審査に必要な資料の不足、また、対応姿勢に議会軽視の念も感じた。今後適切な対処に努められたいという内容です。再度、猛省の上、次回より適切な対処に努めていただきたいという意見が出ました。

以上で文教厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第52号「平成29年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」と議案第63号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についての2件でございます。以下、ご説明いたします。

最初に、議案第52号「平成29年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額105億6,143万4,147円、歳出決算額102億7,836万3,989円、翌年度繰越額2億6,075万158円となり、剰余金をもつての決算となっております。

各課より、これらの議案について説明を受け、質問に対し、適切な回答や資料提供を受けました。審議の過程で、教育課のふるさと振興人材育成派遣事業、海外派遣、国内派遣について、今後定期的に研修後の調査と結果を報告してほしいとの意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第63号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてですが、本案は、国、県の補助金内示・決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等についての所要の補正措置を行うもので、歳入歳出予算の総額104億8,759万4,000円に、歳入歳出それぞれ4億2,164万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億924万円とするものです。

歳入についての主なものは、地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するもので、国庫支出金及び県支出金等を増額補正するものです。

繰入金は、国民健康保険特別会計のほか特別会計の前年度決算に伴う精算返還金を増額補正するものです。

歳出について主なものは、民生費の児童福祉費において、子供のための教育・保育給付費負担金返還金などを増額補正し、衛生費は、衛生センター負担金、前年度精算金などを増額補正するもので、商工費は、中小企業育成貸付金特別利子補給補助金を全額補正するものです。

教育費は、小学校費において三股小北校舎屋根防水工事や、社会教育費において公民館の修繕料などを増額補正するもので、諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整積立金に積み立てるなど、予備費は収支の調整額を補正するものです。

継続費補正については、会計年度任用職員制度導入支援事業業務委託事業、小型ポンプ更新事業を継続として追加するもので、債務負担行為補正については、スクールバス整備事業を平成36年度までの6カ年事業として債務負担を追加するものです。

地方債補正については、高才餅原市場線整備事業を追加し、交付税の決定などに伴い、臨時財政対策債などを限度額を減額補正するものです。

各課より、これらの議案についての説明を受け、質問に対して適切な回答や資料提供を受けました。慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第2. 質疑（議案第52号から第70号の19議案）

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 議案第61号に関する質疑を行います。

まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」の周知を徹底してほしいという意見を付す

るに至った資料があれば教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 資料はありませんけど、委員会の中でそういう（「マイク」と呼ぶ者あり）意見が出たということでもあります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） そういう意見が出た理由についてお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） まだまだいろんな方が今の「あつまい」そういうところを知っていらっしゃらない方がいらっしゃるじゃないかということで、まだまだPRということをしてほしいということで、そういう周知をしてほしいということで、意見が出た次第であります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

---

### 日程第3. 討論・採決（議案第52号から第70号の19議案）

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第3、討論・採決を行います。

議案第52号「平成29年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第52号は、一般会計、予算、決算常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第53号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第53号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

議案第54号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第54号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第55号「平成29年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第55号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第56号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第56号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第57号「平成29年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第57号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第58号「平成29年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第58号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第59号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第59号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第60号「平成29年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第60号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決及び認定されました。

続きまして、議案第61号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第61号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第62号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第63号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第64号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第65号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第65号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第66号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第67号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第68号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号「平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第69号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第70号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 意見書案第3号及び発議第1号一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、意見書案第3号及び発議第1号を一括上程いたします。

まず、意見書案第3号児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）について、提出

者の説明を求めます。池田さん。

〔11番 池田 克子君 登壇〕

○議員（11番 池田 克子君） おはようございます。それでは、提案いたしております児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）についてご説明いたします。

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生しました。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増しております。

こうした事態を重く受けとめ、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきました。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができませんでした。

虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要であります。

よって、政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求めるものであります。

1、平成28年度に政府が策定した児童相談所強化プランを拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

2、子供の問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするるとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する児童相談体制改革を行うこと。

3、児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

4、全国共通ダイヤル189を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間にまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証、分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

5、保育所や幼稚園、学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSW、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（池邊 美紀君） 次に、発議第1号三股町議会基本条例の一部を改正する条例について、提出者の説明を求めます。楠原君。

〔3番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（3番 楠原 更三君） それでは、発議第1号三股町議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の議会基本条例の見直しは、今までの議会報告会のあり方を見直し、議会が町内で活動している多くの団体と積極的に意見交換ができるよう、所要の改正をするものです。

なお、施行期日は公布の日からとしております。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### **日程第5. 意見書案第3号及び発議第1号の質疑・討論・採決**

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

意見書案第3号を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方よろしく求めることといたします。

次に、発議第1号を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 常任委員会の視察研修報告

○議長（池邊 美紀君） 日程第6、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 総務産業委員会視察研修報告をいたします。

去る6月28日、29日、総務産業常任委員会4名、議長、事務局1名で、地域雇用創造事業について視察研修を行いました。

まず、熊本県玉名郡和水町、和水町というのは平和の和に水と書いて和水町と読みます。和水町は、平成18年3月1日に菊水町、三加和町が合併して誕生したということでありました。場を尊び、清らかな水がいつまでも流れるようにということで、命名されたということでもあります。

まず、和水の町事業推進リーダー太田さんから、和水町地域雇用創造協議会について、事業立地までの過程、事業立地に至る背景、雇用創造協議会の設立、実践型地域雇用創造事業への応募を図ったことについて説明を受けました。方向性として、和水町は人口及び労働人口が減少し、高齢化が進んでいる。このような状況の中で、雇用をしっかりと獲得していくためには、新規農産物の農業生産量の増加、農業の企業参入の推進、農商工連携による農産物の活用した特産品開発、地域支援を核とした観光推進など、地場産業の振興と雇用の拡大による地域経済の活性化が求められるということでした。よって、和水町は食と農について重点的な取り組みを行うということでした。

次に、郷土の料理「ひまわり亭」を研修いたしました。ひまわりといえば、熊本県人吉市矢黒町に位置し、真心を込めたお母さんの手料理をどうぞということで、地元の旬の食材を吟味し、丁寧につくっているということでした。オーナーの本田節さんは、女性の方であり、37歳のとき、がんと1年間の闘病生活を経験、全ての源は食事にあることに気づき、それから深く食と農について考えるようになり、ボランティアまちづくり活動を始め、出会った仲間たちと地産地消費を地域資源とした郷土料理ひまわり亭を立ち上げ、現在に至っているということでありまし



た。本田さんの話の内容といたしまして、熊本地震支援復興として、現在まで40回キッチンカーで被害地に出向き、仮設住宅等の人とともに料理をつくり、心のケアを図り、一緒に食べているということでありました。

その中で、災害をテーマにコミュニティーができているところ、できていないところでの復興の違いが生じていた。また合併していなかったところほど行政力、議会力、住民力が大切である。自助努力、共助努力、行政の連携ということでありました。先人の民の知恵を学び直すことが大切である。地域がつながっていくため、助け合っていく形をつくるべきである。

視察研修を終えて、どこの地に行っても、人口減少、過疎地、地域づくりということが言われております。改めて、地域のことは地域で考えていかなければならないと思った次第であります。以上、総産業常任委員会研修報告といたします。

---

#### 日程第7. 議員派遣の件について

○議長（池邊 美紀君） 議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。

お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については資料配付のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、9月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時54分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前10時56分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

---

○議長（池邊 美紀君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成30年  
第6回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時56分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 福 田 新 一

署名議員 指 宿 秋 廣